

# ブラルグチ再考

宮 紀 子

1. はじめに
2. 建前の世界のブラルグチ
3. ブラルグチの實態
  - (1) 不蘭奚と闐遺
  - (2) 路・府・州・縣における遺失物管理
  - (3) 権力闘争のなかで
  - (4) ブラルグチたちの横暴
4. おわりに

## 1. は じ め に

『集史』「チングス・カン紀」に、次のような一節がある。

(Qūridāi は) 道中、ある kūrān (gūri'en 圈子すなわち一軍が圓形にぐるりと駐屯する) に辿り着いた。<sup>クリエン</sup>圈子の khudāvand 神主は Qūlān bahādur で、Hūyīn 族 (Hoy-yin irgen すなわち“林の百姓”，まさしく Taichiūt の諸部族のひとつ) 出身であった。かの地に行き着いたのは夜だった。Qūralās 族の Qarā Markitāi という名の人物が、その圈子において自身の naukarān (nōkōr 伴當<sup>たち</sup>毎) とともに jisāul (jasa'ul <sup>みはり とりしまり</sup>哨馬、<sup>たれ</sup>整治) であった。彼 (Qūridāi) を捕らえ (彼だと) 識認した。Qarā Markitāi は Chinggiz khān の側に傾いていたので、彼を助けて AYQRY QALYWN を彼に與えた。出發させて言った「若し、謀反人より逃げん、と汝願わば、この馬を以て逃ぐる可なり。誰とて汝に及ぶまじ。若し誰か汝より逃げんとすれば、汝は彼に追いつかん。この馬に全幅の信賴をなして乗り行け」<sup>1)</sup>。

イスタンブルはトプカプ・サライの所藏に係る現存最古の寫本において、AYQRY QALYWN、ティムール朝の寫本と考えられる所謂テヘラン本では AYĠRY QALYWN とつづられる單語が、ある種の馬を指すことは、直後に見える二箇所の “in asb この馬” から、すぐわかる<sup>2)</sup>。

後半の QALYWN すなわち Qāliūn は、モンゴル語の qali'un, 『華夷譯語』(甲種本)「鳥獸門」において、哈里温と音寫される <sup>かわうそ</sup> 獺。のちの『韃靼譯語』(阿波國文庫舊藏) や『清

[1]

文鑑』では“海驢馬”と、そのまま音譯されている。毛色を表す語彙とみていい。

いっぽうの AYQRY もしくは AYĠRY は、つとに F. Steingass が “aighir : a stallion 種馬” とい<sup>3)</sup>、テュルク・モンゴル語由来のペルシア語を詳細に研究、四冊の巨著にまとめた Doerfer も、aigir という項目を立て、『集史』のいくつかの用例および先行研究を縷々列挙し、モンゴル語の ajirqa すなわち“牡馬”(テュルク語由来)の不定形だと結論づけた<sup>4)</sup>。

じっさい、1377年にラスール朝で編纂されたアラビア語の百科事典に収録される六ヶ國語の對譯語彙集は、トルコ語で AYQR、ペルシア語で AYĠR とつづり、それをモンゴル語の ajirqa に等しいといい、ほぼ同時期のインドで編纂された多言語辭書 *Farhang-i zafāngūya va jahānpūyā* はペルシア語の gushn 雄と定義する<sup>5)</sup>。また、ホラズム朝時代に原型が出来たといわれ、そのご絶えず増補版が作成された對譯辭書 *Muqaddimat al-Adab* は、チャガタイ語の ĀYĠYR ĀT > aighir at がモンゴル語の AJYRQA MŪRYN > ajirqa morin にあたり、ペルシア語では bi-sabb narr (切り取っていない雄)だと説明する<sup>6)</sup>。1343年に書かれた *Kitāb Majmū' Turjumān Truki wa 'Ajāmī wa Mughalī* も、ajirqa をペルシア語で khāya dār (種をもつ)と譯しており<sup>7)</sup>、對應する自前の語彙をもっていなかったことがわかる。

大明時代後期から清朝初期にかけて會同館で編まれた『華夷譯語』丙種本(阿波國文庫舊藏)のうち、『畏兀館譯語』と『回回館譯語』の「鳥獸門」は、『華夷譯語』甲種本(洪武二年/1389刊)、乙種本『韃靼館譯語』(大明時代中期)のモンゴル語に

驢馬：阿<sup>黒</sup>塔 aqta 兒馬：阿只兒哈 ajirqa 牝馬：格温 ge'ün

とあるのに倣い、それぞれ新情報として

驢馬：影納阿忒<sup>8)</sup> 兒馬：矮跟兒阿忒<sup>9)</sup> 騾馬：擺他阿忒<sup>10)</sup>

驢馬：阿訛忒 兒馬：矮額兒 騾馬：馬得洋

を増補した。少なくともこの時点で AYĠR はチャガタイ語と同様 aighir, ai'r と發音された。

ところで、1325年刊行の類書(百科事典)『事林廣記』に収録されていたモンゴル語・漢語の對譯辭書「至元譯語」【鞍馬門】には

驢馬：阿忽塔 aqta 移刺馬：阿只兒海 ajirqa<sup>11)</sup>

とある。したがって、兒馬と移刺馬は同一ということになる。これについては、南宋からモンゴルに派遣された外交使節團の一員、徐霆が、嘉熙元年(1237)に纏めた『黑韃事略』(中國國家圖書館藏明嘉靖二十一年抄本)のなかで、

牡馬については、十全に壯<sup>おす</sup>ん且つ<sup>さか</sup>良<sup>みめよ</sup>いものをのこして移刺馬の種となし、ほかはみな去勢してしまう。それで強壯でないものは無いわけだ。移刺とは公馬<sup>たね</sup><sup>12)</sup>のことで

ある。去勢していないものは、もっぱら騾馬めすの群れを統べ、驢馬の隊には入れない。驢馬、騾馬はそれぞれに群・隊むれくみをなすのである。いっばんに、四五百疋の馬で群・隊をなすが、たった二人の兀刺赤ウラチ (ulači 馬夫) だけで統べ、手に(先端が) 籬にわとりの心臟状の鐵製の槌を執って鞭箠がわりにする。馬はこれを目にするや畏まる。早朝、夕方を迎えるたび、ウラチは各自が管理している馬を引き連れ、主人の帳房オールドの前にぐると取り巻いて立ち、暫らくしてからそれぞれ解散していく。馬に水を飲ませる時は毎度、井戸・洞穴にはただ四、五疋の馬だけならべてよく、それぞれ順番を待って、前後縦に並んで勝手にやってきて、じゅうぶん飲むと去り、次の一團がまた至る。もし順番を抜かすのがいても、ウラチが遠くから鐵製の槌を振り上げると、項垂れ足をとめ、あえて亂そうとするものはいない。騾馬の群れをもっともよく整然とおさめるには、移刺馬一疋ごとに、騾馬を五、六十疋統べさせることだ。騾馬が群れを離れたら、移刺馬が必ず噛み付いたり蹴り飛ばしたりして歸らせるし、ほかの群れの移刺馬が踏み込んできたら、こちらの群れの移刺馬が必ず噛み付いたり蹴り飛ばしたりして追い拂う<sup>13)</sup>。

といちはやく報告していた。とうじ、モンゴル側の窓口のひとり、かの移刺楚才 (= 耶律<sup>14)</sup>楚材 字は晉卿) であり、徐霆はかれに對する悪口を數箇所になわたって書き留めていくくらいだから、キタイ王族の姓が去勢していない牡馬に由來すること、明確に意識して記録にのこしたのである。であれば、現代モンゴル語において、“üree: 3~5 歳の牡の總稱, azraga, akhlaach: 3 歳以上の去勢していない種牡の總稱, mori: 3 歳以上の去勢した牡の總稱, agt: 3 歳以上の去勢した牡馬<sup>15)</sup>” と報告されていることとあわせ、少なくともキタイ語およびモンゴル語では語頭を ai と發音せず、i(q)ri と呼んだ可能性は残しておくべきだろう。

ひるがえて、『集史』「チンギス・カン紀」と同様、金冊 (Altan Debter, Tobča'an) を資料源とし、成立時期もさして變わらぬ『皇元聖武親征録』(臺灣國家圖書館藏 錢大昕批校本) の當該箇所では、

(火力臺) 中道遇忽闌八都・哈刺篋力臺軍圍、爲延兵所執、以識得解。因贈獺色全馬、謂曰「此馬遁可脫身、追可及人。可乘而去」<sup>16)</sup>。

と漢譯されている。前後の文脈から、iqri (aighiri 全馬)-yi qaliün 獺色と對應することは間違いない。いわゆる古典漢文において、“全馬” という用例は皆無だが<sup>17)</sup>、字義からすれば、“去勢していない完全な馬”，即ち驢馬の對義語だと、推測がつく。じっさい、カラ・ホト出土文書の M1・0104 (F209: W47) では

廿九 何的火者■紫扇馬臆七分  
卅 昔兒答■紫騾馬臆五分

卅一 <sup>ド ル ベイディ</sup> 脱兒伯歹 ■ 青全馬臚七分

如普帖木

■ 黄全馬臚六分<sup>18)</sup>

との分類がなされており、しかも一行目の“扇”馬は、いったん“全”馬と記録したのを塗りつぶし訂正している。M1・0986 (Y1: W201) にも“鋪馬四歳紫全馬”と見える<sup>19)</sup>。

Doerfer のような煩瑣な手続きを踏まずとも、漢文資料によって一瞬にして AYQRY および QALYWN の意味が導きだされた。しかし、ぎゃくにいえば、ペルシア語資料によってはじめて“全馬”の意味が確定・保証され、同時に、モンゴル語に *ajirqa* とは別の、キタイ語由来の呼称が存在したことも明らかになるわけだ。

ちなみに、ロシア語譯に基づく余大鈞・周建奇譯『史集』の当該箇所では、AYQRY QALYWN は、なんと“一匹快馬”となっている<sup>20)</sup>。やはり当たり前のことながら、東西諸言語の原典資料を自前で扱い、それも可能ならば同時代の最良のテキストに依據すべき点、痛感される。近年、国内外のさまざまな資料、とくに漢籍が陸續と公開され、各所蔵機関での閲覧も容易になった。研究環境の条件は以前にくらべて格段によい。對譯資料（辭書に限らない）ももっと活用すべきだろう<sup>21)</sup>。

ペルシア語で寫されたテュルク語、モンゴル語は、ひとつひとつがモンゴル朝廷の國政・軍制を解明するための基本的かつ重要な語彙であり、ひいては資料の少ない一連の鮮卑・拓拔國家、カラ・キタイなどの研究にも役立つはずである<sup>22)</sup>。

そこで、まずは馬つながりで、かつて H. Yule, P. Pelliot, M. Minovi & V. Minorsky, G. Doerfer, 周良霄, 本田實信等が検討した *bulārghū* および *bulārghūchi* なるもの——モンゴル時代の馬政・軍事全體の把握、『元史』の志の再編纂、ケシク制やジャムチ制度の解明、さらにはアフロ・ユーラシア全域の通商、奴隸貿易の手掛かりとなりうる——を、いまいちど見直すことから始めたい<sup>23)</sup>。

そもそも、『元史』卷一〇〇「馬政志」——1331年、文宗トク・テムルの聖旨によって編纂された『經世大典』をほぼそのまま孫引きする——は、その冒頭で

馬の群は、千匹・百匹單位、あるいは三十匹・五十匹單位で、左股に<sup>おかみ</sup>官の<sup>タムガ</sup>印を燒付けて大<sup>イェケタムガモリン</sup>印子馬と呼ぶ。その印には「兵古」<sup>ビルグ</sup>、「貶古」<sup>ベルク</sup>、「闊卜川」<sup>コフチョル</sup>、「月思古」<sup>ウズク</sup>、「斡<sup>オ</sup>斡<sup>ロン</sup>」などの名がある。牧人を<sup>カチ</sup>哈赤・<sup>カラチ</sup>哈刺赤 (= 馬乳酒造り)<sup>24)</sup> といい、千戸・百戸があつて、<sup>おやこ</sup>父子が代々受け継いで仕事にあたる。夏から冬にかけて土地の状態にしたがい、水と草を追って進み行き、十月にそれぞれ本據地へ辿り着く。朝廷は一年のうち九月・十月に、[太僕] 寺<sup>25)</sup>の官を<sup>ジャム</sup>站到馳せ遣わし閱視せしめ、その多寡<sup>くら</sup>を較べ、産まれた駒についてはただちに<sup>こま</sup>印を<sup>タムガ</sup>燒付けて帳簿と照合し、収録・削除した現在の數・細目について、モンゴル文字・アラビア文字・漢字の文冊を造って報告するが、

その總數は知りえないだろう<sup>26)</sup>。

といている。モンゴル朝廷では、モンゴル語、ペルシア語、漢語の三つのヴァージョンの馬の臺帳が作成されていた。ペルシア語がとうじの國際語だったこともあろうが、馬政・軍事にまでムスリムの高官たちが深く関わっていた可能性が示唆される。そして、とうじの状況を正確に捉えようとするならば、少なくともこの三種の言語で書かれた資料を、可能な限りすべて見るのが当たり前なのだ。

## 2. 建前の世界のブラルグチ

ペルシア語資料において、ブラルグチの職掌をもっとも要領よくかつ詳細に述べるのは、ムハンマド・ブン・ヒンドゥシャー・ナフチヴァーニーの *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib* 『品官任命における書記規範』(以下、『書記規範』と略す)である。この書は、最終的にジャライル朝のシャイフ・ウヴァイスに獻呈されることとなったが、もともとはフレグ・ウルスのカン、アブー・サイードの敕命を受けて編纂された行政文書のマニュアルだった。第二部第一巻は、モンゴルのケシクのなかでもとくに重要な *jarquči*, *yasa'ul* (*jasā'ul*), *bōke'ül*<sup>27)</sup>, *yurtči*, *baqši* 等の職務と叙任状の範例を紹介するが、その第一拍第十二章が「*bulārghūchī* の叙任について」である<sup>28)</sup>。

“*bulārghū*”とは、モンゴルの慣用語で、僕・婢・四脚等の、持ち主が明らかでない遺失物をいう。また“*bulārghūchī*”とは、*divān-i buzurg* 大衙門が任命した(以下のような)人物をいう。すなわち、*uldū* (<*ordo* 大駕)<sup>29)</sup>の移動の際、かれは自身の伴當<sup>ルたち</sup>毎とともに人々の各營盤(= 納鉢、宿營地)<sup>30)</sup>の間を往來し、各自、僕や婢、馬・騾・駝・牛・驢といった四脚の、その場にとりのこされているもの、あるいは遺失物を、自身の根底<sup>もと</sup>に將來して、保管していることを示す。若し第三者が見つけた場合には、かれのもとに將來して寄託すべし。持ち主たちが見つかるその時まで、かれはかの諸々の遺失物の看守に努力する。そして、その所屬がかれらだと證明されたのちに引き渡す。なお、*bulārghūchī* は、自身の諸房および營盤の門に *'alamī* 旗纛を挿している。ひとびとがその *nishān* 記號を以てかれの房と營盤を勞せず見つけ出し、かれのもとへ行き、自身の遺失物を取り戻すべく。

われわれは、この實例についても、*tarākīb* 檔案より三種、提示しよう。

第一種 この時において(= 如今<sup>いま</sup>)、諸宮<sup>オールド</sup>の *bulārghūchī* の *rāh* 道<sup>モルド</sup><sup>31)</sup>は、*Timūr-būqā* テムル・ブカに委ねられた。(かれが)人々の諸々の遺失物を手に將<sup>も</sup>ち來たりて、それらの持ち主に交付すべく。留意すべきかつ確定している *rasmī* 體例<sup>ト</sup>をば取れ。然る事由<sup>ノヤン</sup>以て、この命令は執行された。*amīr* 官人<sup>たち</sup>毎、*vazīr* 大臣(= *dūšmel*) たち、

大衙門の *ṣāhib* 官長たち、諸營盤の屯聚、遊牧民たち、*bāzar* 商賈<sup>32)</sup>、蒙古・*Turk* 畏吾兒・*Tājik* (= *Mūsūlman*, *Sarta'ul* 回回)・その他の諸部族はみな、かれを諸宮の *bulārghūchī* と知り、この大勾當の必需品について、かれに任せるように。僕・婢・四脚毎を遺失している者は誰であれ、かれの營盤——そこは旗纛を常に挿してある——に行き、遺失物をかれに要求し、*nishān* 詞狀<sup>33)</sup>を示せ。さすれば、かれは、確認ののち、自身の道を取り遺失物を引き渡すだろう。若し誰かが *bulārghū* を得ていてかれのもとに持ち來たらず預けぬ場合には、罪過になるぞ。衙門の官長たちは、*bulārghūchī* の名分以て定められている俸給と、確認した文卷に照らして、一年一年、かれに對して報酬をいう。業務の經費および自身と伴當毎の支出に使用してこの大勾當に勤しむべく。かれもまた大駕の移動ののち、伴當毎を、官人毎、大臣たち、その餘の畏吾兒・回回に屬する諸部族の各營盤に遣わさねばならぬ。(伴當毎は)ひとびとの諸々の遺失物の探索と捜査に従事してかれのもとに將來し、そしてかれは、持ち主たちの出現の時まで、かの保管と維持に従事し、この件について罪過を犯さぬように。カクテ……ニテ書イタ。

第二種 この時において(= 如今)諸宮の *bulārghūchī* の道は、*'Ashiq-Timūr* アシク・テムルに授けられた。すなわち、絶ゆることなく、かれとかれの伴當毎は、大駕の各營盤、官人毎・大臣たちの居所、その他四方八方において巡回せよ。そして奴隸・馬毎・騾毎・駝毎・牛毎・驢毎から、ひとびとの諸々の遺失物をば、手に連れ來たりて自身の營盤に將來し、看守するように。各遺失物のかの持ち主たちは、*bulārghūchī* の營盤の門が挿している旗纛の記號以て、アシク・テムルのもとに行き、かれらの遺失物が何であるかを立證するさい、詞狀を示し、かれの道と與え、それから遺失物を受け取れ。然る事由以て、この命令は執行された。官人毎、大臣たち、*daulat* 政府の *lukn* 重鎮たちは、本日以降、アシク・テムルを *yāilāq* 駐夏と *qīshlāq* 住冬における諸宮の *bulārghūchī* と知ること。僕・婢・四脚を遺失している蒙古毎、回回毎、畏吾兒毎、商賈仲間たち、諸種族の人々に屬する者は誰であっても、宮の旗纛の跟前にて遺失物を詞狀をば與えてかれに要求せよ。かれは、審理をなして遺失物の詞狀を持ち主たちから討尋し、證明されたら自身の道を取れ。そして遺失物を引き渡せ。各關係者たちは、この規定の次第を知り、變更・改變をなすな。第三者がかれと通同・干涉する機會を與えるな。衙門の長官たちは、かれと伴當毎の諸經費に足りる俸給を文卷に照らし確認して、一年一年、かれに對して報酬をいう、自身と伴當毎の業務の經費に支出してこの大勾當の遂行にあらしめられるべく。此レヲ以テ遍ク行シ [信任セラレンコトヲ]。

第三種 *Arslānshāh* アルスラン・シャーは誠實かつ信頼できる丈夫であり、常に諸

<sup>オールド</sup>宮と各道について bulārghūchī の<sup>おおごと</sup>大勾當に従事し、かの諸情況の案件に關して慎重・忠實に實行してきて、しかもその責務を最善の方式で以って果たしたので、駐夏、住冬および大駕の全經行における<sup>オールド</sup>諸宮の bulārghūchī の<sup>モル</sup>道の更新が、根據以て決定された。かれとかれの<sup>ノコルたち</sup>伴當毎は、<sup>ノコルたち</sup>奴隸毎・<sup>ノコルたち</sup>四脚毎の各遺失物の探索に従事し手に<sup>も</sup>將ち來たりて自身の旗纛の<sup>も</sup>跟前に連れ歸り保管するように。遺失物の所有者がや<sup>も</sup>って來て詞狀を示すさいには、かれのもと、そのひとの所有であると證明・確認し、その遺失物に對する保管期間に支出して<sup>も</sup>いて證明に及びうるものは、既定されている<sup>トロ</sup>體例を以て受け取れ。そして遺失物<sup>34)</sup>をばその所有者に引き渡せ。然る事由以て、この命令を實行に付した。<sup>ノヤンたち</sup>官人毎、大臣たち、政府の重鎮たち、大衙門の官長たち、あらゆる<sup>モンゴルたち</sup>蒙古毎・<sup>ウイグルたち</sup>畏吾兒毎・<sup>ムスリムたち</sup>回回毎、<sup>ノコルたち</sup>商賈毎は、アルスラン・シャーを大駕の bulārghūchī と知り、この職務の必需品と追加分についてかれに照會せよ。また、第三者にかれを仲間・敵と認識させるな。諸々の bulārghū の持ち主たちは、各遺失物の捜求のうちにかれの旗纛の<sup>も</sup>跟前に行き、[自身の]遺失物の詞狀を示せ。そして、消費して<sup>も</sup>いてかれらに通知された<sup>トロ</sup>經費は、定められた體例を以て、報酬をいう。かくて自身の遺失物を再び受け取る。なお、權勢たちのいかなる不正・保護も<sup>も</sup>縋り求めるな。かれの勳功を阻壞するな。大衙門の官長たちは、bulārghūchī の名分以て衙門の簿冊に確認されている俸給を、かれの名で以て決定して、一年一年、かれへの交付をなし、削減・貧苦のないよう放支せよ。自身および<sup>ノコルたち</sup>伴當毎の業務の<sup>も</sup>經費について、用途に付款して、この職務の遂行に勤しむべく。かれもまたこの<sup>おお</sup>大勾當の案件・必需品について従事し、かつ常に勤勉であらねばならぬ。各遺失物の所有者がすぐにかれを<sup>も</sup>勞せず見つけ出し、かれはかれらの<sup>おおごと</sup>大勾當に取り掛かるように。そして、あらゆる案件について、<sup>テングリ</sup>上天への恐懼と畏怖を眼前に見つめ、丈夫たる諸の勳功に對して背くな、<sup>ほまれ</sup>譽を影蔽するな。さもなくば、眞理を與えるために、雄辨な biligh 聖訓を得るぞ。各關係者たちハ、此レヲ以テ遍ク行シ信任セラレンコトヲ。カクテ……ニテ書イタ。

blārghū, bulārghūchī とは明記しないものの、このシステムそのものは、1245年、定宗グユクのもとに派遣されたプラノ・カルピニのジョンが報告していた<sup>35)</sup>。また、ナスィールウッディーン・トゥースィー<sup>36)</sup>がフレグに提出した『國政覺書』<sup>37)</sup>では、bulārghū を毎年一定の臨時収入の見込める項目——引き取り手のない物品としてカウントする。

さらに、『書記規範』の叙任狀の通知先のひとつに“商賈<sup>たち</sup>毎”が擧げられていたが、ヴェネツィアの商人、マルコ・ポーロが著したとされる *Il Milione*<sup>38)</sup> にも、卷き狩り<sup>39)</sup> の記述に附するかたちで、cuiucci (<quyūci/quyū'uci 索める者 gūyūci 貴赤/走る者<sup>40)</sup> gūilgeci 放

犬捕牲), *toscaor* (<*tosqaul/tosqu'ul* 堵禦) とともに、『書記規範』の伝える所ときわめてよく対応する *bularguci* の職掌の解説があり、鷹鵠や馬疋、刀劍等の遺失物全般を保管したこと、營盤の最も高い地点に旗纛を建て設営していたという。遺失物の発見者はすぐ届け出ないと、盗人とみなされて處罰されることも、傳えている<sup>41)</sup>。また、「カアンや高官たちが所有する鷹鵠の脚には、持ち主の名が記された銀の牙牌が懸帯されていた」とあるので、この情報は、至元八年(1271)をさかのぼることはなく、おそらくは至元二年(1284)以降に係るだろう<sup>42)</sup>。

そして、ヴェネツィアが1320年10月22日、*Monsayt* すなわち、かのアブー・サイードと締結した通商條約全29項目<sup>43)</sup>の第八款には

8. Item, se algun cavalo **bolargo** fosse trovato apreso de algun **vostro Veneciano**, o che li l'aveso ch'aquelo e chotal Veneciano no possa esser molestado; salvo che se lo sera preso el dicto chavalo da lu, monstrando raxonevelmentre ch'el dicto cavalo fosse **bolargo**.

と定められていた。第一款、第二款において、モンゴル語の *tamqa*, *tamqaçi* を *tamoga* *tamogaci* と表記すること、男性名詞単數形 *cavalo* を形容すること、まさに同時期のフィレンツェはバルディ商會のペゴロッチェが著した『商業指南』に *Qan-baliq* を *canbalecco* と書くことからすれば、*bolargo* が表すモンゴル語音は *bularq* に相違ない<sup>44)</sup>。

若し *bularq* の馬疋が汝らヴェネツィア人の誰かに拾得されるなり、所有されるなりしていることが發覺したにしても、當人およびヴェネツィア人一行は、搔擾され得ない。ただし、當該の馬疋が *bularq* であることを合理的に證明しつつ、某人が當該の馬疋をかれのところからつれていく場合はこの限りにあらず。

ほかの項目では、ほぼ一貫して *nostro Veneciano*, *nostri Vinitiani* 我らヴェネツィア人、*vostro imperio* 汝らの帝國(= フレグ・ウルス)、とある。現時点では文書の現物未見のため確定しえないが、誤寫でないとするれば、この條項については、フレグ・ウルス側からとくに提示されたもの、ということになる<sup>45)</sup>。通商・外交の場における *bularq* の馬の重要性をうかがわせる。

### 3. ブラルグチの實態

#### (1) 不蘭奚と闐遺

モンゴル時代における現存最古の *bularq* の用例は、おそらくドレゲネ(オゴデイの後、ゲユクの母)監國時期の1244年4月28日、河南省林縣の峽峪寶巖寺に發令された茶罕<sup>チヤガン</sup>官人<sup>ノヤン</sup>の言語<sup>ウゲ</sup>だろう<sup>46)</sup>。

今、彬公長老和尚の峇嶺山寺に住持して殿廊を修建するに據きては、是れ、俺  
 毎が  
 カアン ため  
 皇帝の與に  
 聖壽を祝延せ交むるに係る者なり。是の何人等なるを以てせず、理に非ず寺内に於  
 いて安下・侵欺し、搔擾・作踐するを得る無かれ。及び寺僧の騎坐せる馬匹を  
 將つて奪い舗馬に充つることを得ず。如し十方の壇越の  
 佛法に敬禮する者に遇わば、亦、例に依つて接待せよ。中間に或いは不蘭奚並び  
 に姦細の人等有れば、本處の官司の自ら合に來歴を審問す。因而に僧衆を將つ  
 て摠賴するを得る無かれ。如し違反の人有らば、故に  
 ジャサ  
 扎撒に違うに照依して治罪施行し、違錯を得る無かれ。此レヲ准ケヨ。

ここにいう不蘭奚が bularq の音寫であり、『書記規範』が定義するところの“僕・婢・  
 四脚等の、持ち主が明らかでない遺失物”を指すことは、いうまでもない。カアン  
 によって庇護され、さまざまな特權を與えられている寺觀であっても、「他人の遺失物  
 を私有化している」「スパイ・犯罪者、來歴不明の悪人を匿っている」等の容疑を以つ  
 て、隨時立ち入り検査を行うことが出来た<sup>47)</sup>。もともと良好な立地を選んで建てら  
 れ、廣大な莊園・山林を有する寺刹・道觀が、私兵・軍馬を蓄え要塞化する可能性を  
 防ぐと同時に、動産・不動産を問わず隠し財産を掌握する（それにかかり收購も發生  
 しただろう）。伴當毎をもって立ち入り検査をさせるブルグチの長は、こんにちの警察  
 廳、國稅廳の權力をも有したのである。しかも、別の資料——大分のちのものだが  
 ——によれば、寺觀のみならずモンゴル諸王・駙馬・公主などの投下であっても立ち  
 入り可能だった<sup>48)</sup>。『書記規範』が、重要な役職としてとりあげただけのことはあつた  
 のだ。

つづいて、翌 1245 年から 1247 年にかけて、コデン太子（太宗オゴデイの次男）が陝西  
 省は西安郊外の草堂寺に向けて發した數通の令旨<sup>49)</sup>があげられる。“姚小底の處の見  
 (= 現) 管の不蘭奚の内於り年壯の氣力を出すことの可いる男子壹百人、不蘭奚の牛貳  
 拾頭を選揀せよ。若し主人の識認した底が有れば、却つて補數を行う”、“這の不蘭奚  
 の人”、“不蘭奚一百人”、“逃走した底 不蘭奚の人は、你毎が却つて數を補い與え  
 者”などと、直譯されるほか、第四截の令旨末尾にはウイグル文字モンゴル語で BWR  
 [A]LQYN-W'WKGS'N (>buralqin-u nôk=gsen<sup>50)</sup>. buralq の人毎の補填) と添え書きされてい  
 る。

後述するように“孛蘭奚”と表記する例もしばしば見られるので、bu は bo と發音  
 した、あるいはそう聞こえる場合もあったのだろう（おもしろいのは江西で“盃蘭奚”と  
 當て字している例で、“盃”は、『蒙古字韻』によればバクパ字表記で bue、朝鮮王朝の崔世珍『四

聲通解』に引用された『蒙古韻略』によれば *bui*, 現在の廣東語でも *bui* とよむ<sup>51)</sup>。また、ここにはじめてペルシア語表記は *r* と *l* が逆轉していることが判明する。そして既述のイタリア語の諸資料は、おそらくペルシア語で書かれたものに依據したのである。漢譯では *ral* という音を蘭 *lan* で代用し、奚が *qu/gu* の音價を表わす<sup>52)</sup>。それは、後述するごとく *bulārghūchi* < *buralqci* を孛闐奚赤あるいは卜蘭奚赤と表記することからも明白である。

ただし、人名にしばしば見られる孛闐奚、卜蘭奚、普蘭奚については、ペルシア語資料で *Bulārghū*<sup>53)</sup>, *Bulārghū*<sup>54)</sup> と書かれる以外に、*Bulārghi*<sup>55)</sup>, *Bulārghū*<sup>56)</sup>, *Bulārghi*<sup>57)</sup>, *Būrālghi*<sup>58)</sup> と表記される例もあり、*Buralqi* とも讀みうる。じっさい 1335 年の漢蒙對譯碑やカラ・ホト文書 M1・0490 (F116:W62), M1・0493 (F116:W349) でも孛闐奚をウイグル・スクリプトで *BWRALQY* と記している<sup>59)</sup>。これは、*buralq* のなかでもとくに人を表す場合である（ヴェネツィアの條約は対象が馬疋だからこそ *bolargo*。草堂寺碑の添え書きは *buralqi* の複數形）。

さて、1304 年から 1322 年の間に編纂、しばしば増改訂がなされた政書『大元聖政國朝典章』（『元典章』）では、*buralq* 関連の記事の多くは、卷五六「刑部十八・闐遺」《孛闐奚》に収録される。1322 年に頒行された『大元通制』の「條格」も、卷二八「雜令」に《闐遺》の項目を立てる。『吏學指南』（中國國家圖書館藏元刊本）卷四「贓私」は、この“闐遺”という用語について、

さしとめることである。道に遺失物があれば、官がさしとめて保管し、持ち主を訊ね問ひ參上したらこれを與えたまい、來なければみな官廳に沒收する<sup>60)</sup>。

と説く。これは、『故唐律疏義』に附された『律音義』「賊盜第七」から引いたもの。“闐遺”なる語は、北齊の王叡が編んだ『齊律』十二篇にすでに見えていたと考えられるが、じっさいに確認されるのは、今のところ唐律以降である<sup>61)</sup>。金の泰和律<sup>62)</sup>を踏襲したモンゴルも、これを *buralq* の漢譯として便宜上用いた。

そもそも“闐遺”の“闐”は *buralq* の *ral* の音譯で、“遺”は *buralq* の意譯。譯語を考えた人物は、數ある同音文字の中から“闐”の字をあえて選んで、全體で職務内容を示す「遺失物の差し止め」と洒落た<sup>63)</sup>。じじつ、『通典』によれば、北魏、北齊、北周、隋などの一連の鮮卑・拓拔系國家が意圖して『周禮』のノルムに遊牧システムを割り振り、唐もそれを引き継いだのだった。資料の殘存量、玄宗皇帝の記録統制による限界などから、じゅうらい、それと氣づかれていなかっただけで、*buralqci* は相當早い段階（おそらくは匈奴以來）で存在した。平時は、“輿輦・車乘・郵驛・厩牧を掌り、牛馬驢騾、闐遺の雜畜を司る”兵部の駕部郎中<sup>64)</sup>や“門籍、關橋及び道路・過所の闐遺の物事を掌る”刑部の司門郎中<sup>65)</sup>と名乗って。そして行軍時は、しんがりをつとめ ① 諸營の兵の出發

後、闡遺の畜生、驢馬、衣服等を回収・管理すること、② 発見者への賞罰、③ 所有者への返却時の立會い、を一任される左虞候<sup>66)</sup>の名を借りた（先遣隊の右虞候は *jasu'ul, yurtči*）。

『通典』にのこる李靖の兵法は、匈奴以来の行軍、設營、馬政等、ユーラシア東西の歴代遊牧國家を考えるうえで、きわめて貴重な資料となりうるが、ほとんど利用されてこなかった。なお、『北史』にもわずかながら次のような話がのこっている。

北齊の王皓（字は季高。王憲の曾孫）は、軍人の家系の出とはどうてい思えぬひ弱さ、しかも一本抜けていた。かれが文宣帝の北征に扈從したさい、自分の乗用する赤馬が、早朝に立ちこめた濃い霜霧のせいで見えなくなってしまった。すっかり慌てた王皓、「馬をなくした」と騒ぎたてたので、虞候がかれのためにあちこち問い合わせ探し求めてやったが見つからない。しばらくして日が昇ると馬の體の霜が蒸發して、ちゃんと皓の陣幕の前に繋がれているのが顯わになった。そこでようやく「俺の馬は健在じゃ」……<sup>67)</sup>。

ここにいう虞候が『書記規範』の *buralqči* でなくてなんだろう。こんごは、こうした非漢語の音譯、漢語による意譯、雙方の觀點から、歴代正史はもとより碑刻史料を遡って精査していかねばなるまい。なお、北宋、南宋の律令は“闡遺”についての條項を踏襲したが<sup>68)</sup>、*buralqči* の存在は確認できない——日本でも、養老二年（718）までに、闡遺の馬疋・奴婢等を拾得した場合の届出先、官廳の公示、所有者への返還等についての規定が輸入かつ實施された。しかし、その職務は左京職、攝津職の大夫、大宰府の帥、大國の守等が請け負った<sup>69)</sup>——。虞候や駕部郎中という官名も、使用はされていたものの“お飾り”の感が否めず、果たしてその本質まで理解されていたかどうかは、疑わしい。むしろ、当該時期において注目されるのは、闡遺の馬・人口（＝奴隸）がキタイとの折衝の中で重要案件となったことだろう<sup>70)</sup>。モンゴルも、南宋を接收するまで、オゴデイ、モンケ、クビライと歴代カアンは、黄河の各渡口をはじめとする關所、國境線での馬疋の密賣に神経を尖らせ何度も禁止する聖旨を發し、騎乗できる者を厳しく制限、印記の焼付けと臺帳への登録によって徹底的に馬の數を管理・把握しようとした<sup>71)</sup>。

モンゴルの後を承けた明朝は、“闡遺”という用語を明らかに避けた<sup>72)</sup>。ダイチン・グルン 大清國の『四庫全書』の編纂官たちは、『元史』等に見える“孛闡奚”，“卜蘭奚”を、前後の文意も考えず、なんと *büreci* すなわち“海螺を吹く人”と解し，“布呼齊”と改字してしまった。さらには“闡遺”を“拉木伊克”と改め“タングト語で路引（通行證）のことだ”と説く始末であった。ホルチンとの連合政權だったにもかかわらず、『白樺法典』や『ハルハ・ジロム』にも *buralqči* は見えず、遺失物の處理はきわめて小さな行政単位で行われている。モンゴリアにおける遊牧體制に大きな變容が生じていた可能性が高い（高所に旗

籟を立てて宿營<sup>73)</sup>、配下とともに晝夜を問わず移動し、軍事行動に直結する職だけにマンジュ側に疎まれたものか)。こんご、ポスト・モンゴル——オスマン朝、ティムール朝、ムガル朝等における buralqci についても確認する必要がある。

## (2) 路・府・州・縣における遺失物管理

碑刻に比し編纂資料における buralq の初出はかなり遅く、世祖クビライの中統二年(1261)までくだってしまう。しかも、『元史』の編纂官は、『世祖實録』からわずかに諸路<sup>ブラルク</sup>の孛蘭奚<sup>ヤ</sup>を拘收するを罷む<sup>74)</sup>。

という一文を抽出、唐突に擧げるだけで、これがいったい何を意味するのか、理解しにくい。この時期、モンゴル諸王の投下領を下敷きに、路分の確認がなされ、各路・府・州・縣における新たな官僚制の運行の準備がなされていたことと無縁ではあるまいが<sup>75)</sup>。カアン位をめぐる同母弟アリク・ブケとの戦いに必要な馬、軍需品を、各地で和買以外に buralq を名目に、かき集めていた可能性もある<sup>76)</sup>。

そして、中統五年(1264)八月、クビライは、アリク・ブケの投降、全世界を騒がせた三ヶ月にわたる彗星の出現のなかで、ふたつの首都となる夏の上都、冬の中都(のちの大都)の建設、“中統”から“至元”への年號改元など、國體にかかわる聖旨<sup>ジャルリク</sup>をつぎつぎと發令する。その條畫の一款に

諸處のあらゆる不蘭奚<sup>ブラルク</sup>の人口・頭疋等は、各路・府の官司が收拾し、さらに收得した數目をもって、收置すべき場所にて收置し、十日以内に限って、本來の持ち主に識認させることを許可する。十日以上経っていれば、孛蘭奚<sup>ブラルク</sup>とみなして收容し、毎月、[刑]部に申告させる。もし隱匿する者がいれば、究治施行せよ<sup>77)</sup>。

とあった。不蘭奚人口・頭疋は、それぞれ『書記規範』にいうところの奴婢・四脚<sup>よつあし</sup>に相當する。刑部がかかわっているのは、かつての“司門郎中”の傳統を踏まえているからだろう。末尾の孛蘭奚<sup>ブラルク</sup>の隱匿の禁止については、いつの時點での發言かは不明だが、クビライの聖旨がモンゴル語から口語の漢語語彙を以って直譯されてのこっている。

孛蘭奚<sup>ブラルク</sup>の人口・頭疋・鷹・犬等は、不揀<sup>だれであつても</sup>誰<sup>な</sup>、休隱藏者<sup>そ</sup>。明らかに隱藏<sup>しる</sup>を知道<sup>ところ</sup>的人は、罪過有者<sup>あれ</sup><sup>78)</sup>。

既述の泰定二年に(1325)に刊行された類書『事林廣記』(元祿十二年/1699重刊)は、クビライ時代のデータを多く収録することで知られるが、辛集卷十「詞狀新式上」に、buralq にかかわる申請書、訴狀の定型書式を二通収録する。“ム”は“某”に等しく、記入用の空欄と考えればよい。

【孛蘭奚<sup>ブラルク</sup>の口頭 (= 人口・頭疋) を申すの狀】

ム村の住人のム人

右、ムは年壯無病にして、伏し爲るに；今月ム日ム時於り已來、ム處の<sup>こ</sup>勾當に  
往くに因り、<sup>なに</sup>甚の毛色の牛幾頭の、<sup>タムガ</sup>印記無く<sup>79)</sup>、ム地の内に於いて、田苗を  
作踐し、人の牧放する無き有るを見ゆ。此れが<sup>ため</sup>爲に、ムは上件の牛畜を將つて、  
收して本家に至る。今來多日なるも、人の識認する無し。所、ムの不<sup>な</sup>合にも即  
時官司に申告し人を召し識認せざるに<sup>つ</sup>據きては、<sup>まさ</sup>合に罪犯を得べくして、狀を  
隨え陳<sup>しゅうとう</sup>首す。伏して乞うらくは；某官の狀を詳らかにされ、人を召し識認する  
を施行せられんことを。<sup>まこと</sup>是れ<sup>まこと</sup>實なるを<sup>ほしょう</sup>執結すれば、伏して  
裁旨を取らん。 年 月 日告狀人 ム人 狀

【本主の識認】

ム村の住人ム人

右、ムは年壯無病にして、伏し爲るに；今月ム日於り、本家は自ら<sup>みずか</sup>不<sup>ふ</sup>小心にも  
<sup>なに</sup>甚の毛色の牛幾頭を<sup>た</sup>走失し了に、<sup>タムガ</sup>印記無き有り。ムは即時隨處にて<sup>よ</sup>根り<sup>もと</sup>覓め  
るも見えず。今來、ムは却つてム村のム人が上件の牛畜を收住せるを知り得た  
り。本人は  
官に申覆し到るに、<sup>げん</sup>見に出榜を蒙り、人を召し識認す。具する所の上件の牛畜  
は、<sup>まこと</sup>委に<sup>まこと</sup>是れム本家の走失なり。今、具して  
某官に上告す。伏して乞うらくは；  
狀を詳らかにし、ムに收管を給付して、告する所を施行せられんことを。<sup>まこと</sup>是れ  
<sup>まこと</sup>實なるを<sup>ほしょう</sup>執結すれば、伏して  
裁旨を取らん。 年 月 日告狀人 ム人 狀

これらこそ、まさに『書記規範』のいうところの“詞狀”，それも最下層のもの——  
buralqči 長官の任命書とは正反對に位置づけられる。むろん、ペルシア語の類書にも同様の  
詞狀の書き方マニュアルが掲載されている可能性はある——にほかなるまい。

また、こうした申し出に對處する各路の録事司は、定期的に所屬の總管府に、拘收し  
た<sup>フラルク</sup>不蘭奚の人口・頭正の一覽表を提出することが義務づけられていた。カラ・ホト文書  
M1・0544 (F125:W72)<sup>80)</sup>に、つぎのようにある。

<sup>カン</sup>皇帝の<sup>ジャリク</sup>聖旨の裏に：甘州路の録事司の照らし得たるに；至順四年（1333）正月より  
六月終りに至る上半年の<sup>フラルク</sup>不蘭奚の人口・頭正は<sup>すて</sup>已に行して<sup>つぶさ</sup>具に  
總府に申し照驗したるの外、七月より十二月終りに至る下半年に<sup>つ</sup>據きては、照  
勘し得たるに；本司の並びに拘收し到る<sup>フラルク</sup>不蘭奚の人口・頭正の無きこと、申の  
如し。已後、隱漏の拘收し到る<sup>フラルク</sup>不蘭奚の人口・頭目有れば、<sup>ヨスン</sup>例に依りて罪に當  
たるに<sup>ことば</sup>詞無し。<sup>わたくしどもろくじし</sup>卑司の官吏が<sup>ほしょう</sup>保結す。合に行すべくして<sup>まこと</sup>具に申す。伏  
して乞うらくは

照驗せられ者。

これらの報告は、各路の總管府で保管され、臺帳はさらに上の機關、すなわち中央へと報告されていったはずである。そのごの手續きは、一體どうなっていたのだろうか。そして、buralqči はどこの段階から関わってくるのだろうか。

### (3) 権力闘争のなかで

1331年に編纂された『經世大典』の公式見解では、ちよくせつ“關遺”にかかわったのは、關遺監および宣徽院のふたつ、ということになっている。『經世大典』を下敷きにする『元史』巻八七「百官志」は、それぞれ

關遺監。秩は正四品。不關奚の人口・頭疋諸物を掌る。至元二十年（1283）、關遺所を署立するに、秩は（九）〔六〕品。二十五年、改めて監と爲し、正四品とす。二十八年、正三品に陞す。至大四年（1311）、復た正四品とし、尋いで復た正三品とす。延祐七年（1320）、復た正四品と爲す。定置するは、大監一員（正四品）、少監二員（正五品）、監丞二員（正六品）、知事一員（從八品）、提控案牘一員（從九品）、令史五人、譯史一人、知印兼領事一人、奏差五人。

宣徽院。秩は正三品。玉食を供するを掌る。凡そ、稻梁・牲牢・酒醴・蔬菓・庶品の物、宗戚・賓客を燕<sup>うたげ</sup>もて享するの事、及び諸王の宿衛<sup>ケシク</sup>・怯憐口<sup>81)</sup>の糧食、蒙古萬戸・千戸の合に納めるべき差發、係官の抽分、牧養・孳畜<sup>はんしよく</sup>、歳ごとに支する芻草・粟菽、羊馬の價直<sup>かかく</sup>、收受せる關遺等の事は、尙食・尙藥・尙醞の三局と與<sup>とも</sup>に、皆、隸<sup>つ</sup>け焉。所轄の内外の司屬の、人を用いんとすれば則ち自ら選を爲す。

と纏める。しかし、同じ『元史』でも「世祖本紀」は、

[至元二十年二月己酉]、關遺監を陞して秩は正五品とす。

[至元二十五年三月庚寅]、關遺所を改めて關遺監と爲し、正四品に陞す。

[至元二十八年二月癸未]、復た關遺監を以て宣徽院に隸く。

と述べるごとく、これらの記事からは正確な姿は見えてこない。關遺監がいつからいつまで宣徽院から獨立していたのか、その間どこの所屬だったのか、あるいは完全な獨立機關だったのか否か、いつからいつまで宣徽院に所屬していたのかも、伏せられている（太僕寺、尙乘寺、群牧監と宣徽院の関係も同様）。ところが、そうしたなかで、『通制條格』をはじめとする複数の政書に収録された以下の文書は、きわめて重要な事態を浮かび上げらせる<sup>82)</sup>。

皇慶元年（1312）五月に中書省〔が受け取った〕宣徽院が添付して送ってきた關遺監の（丞である湯淑の）呈文に「本監は不關奚<sup>ブラルク</sup>の人口・頭疋の管理に専念いたしておりますが、仕事・職務で巡行しておりますと、その宜しきを逸してしまっていること

が多々あり、解體・組み直しませんと、深刻に都合の悪いことになるかと存じます」とあった。つぶさに箇條書きにして添えてきた各項目の事柄の道理を、刑部が議論して決定案を諮ってきた。(われら)都省は刑部の呈文を(そのまま)准<sup>う</sup>けたので、以下に(關遺監の原案と刑部の判断を)列挙する。

- 一、隨處の路・府・州・縣の達魯花赤<sup>タルガチ</sup>が不蘭奚<sup>フラルク</sup>の人口・頭正等の物を統べ管理することになっていますが、なおざりにして氣を配ろうとしませぬゆえ、人口・頭正が逃亡潜伏する、瘦せ細り衰弱する、野垂れ死にする、移易——官物にもかかわらず勝手に遷し移動させたり原状を損なったり本来の登録数を改めてしまったり<sup>83)</sup>ということに相成り、實際どおりにすべてお上に納めることができておりません。ましてや各官僚たちには鷹・鶴を(取り込んで時季かまわず)放ち飛ばして狩獵をするのが大好きなものが多く、不蘭奚<sup>フラルク</sup>の馬正を倒れ死ぬまで道理なく駆けまわらせた擧句、隠蔽して申告せず、たとえ解文とともに送ってくるものがいたにしても、瘦損して(騎乘に)堪えません。こんごは、各處の文の資品をもつ長官に委ねて統べ管理させるよう改めるに越したことはございませぬ。おしなべて不蘭奚<sup>フラルク</sup>の人口・頭正は里正(≡村長)・頭領が養うべく責めを付し、法を定めて防ぎ取り締まり、逃散・隠匿・瘦弱・倒死に至らせることのないよう氣を配って點檢させ、月ごとに申もて報告し、毎年三月、九月の二回、(現物を)送り届け納めさせるようにすれば、まことに便益かと存じます。

前件を討議した結果、路・府・州・縣の達魯花赤<sup>タルガチ</sup>が不蘭奚<sup>フラルク</sup>の人口・頭正等の物を統べ管理するのは、すでに定められた體例があり、とうぜんのこととして、(關遺監が)諮ってきた馬正の乗り回し、鷹・鶴の飛放、移易、人口・頭正の隠占は、(われらが諮りますに)御史臺に劄付して、各道の肅政廉訪司に指示を下させ、厳しく體察を加え禁約せしめるがよろしく、お上に送られてくる現物の數量は、宣徽院に命じて法を設け、隠匿・瘦弱・死損に至らせることのないよう防ぎ取り締まらせるが適當かと判断いたします。

- 一、關遺監に送り届けられてくる不蘭奚<sup>フラルク</sup>の人口は、官給の衣類・食糧が無いため、諸人に分擔・寄託して養わせておりますが、かれらの身内でない以上、どうしても飢えや寒さを免れません。少壯で役に立ちうる者でも生きるのがやっとなのに、老弱・傷害者・病人がどうして自分の身を守れましょう。年數が積もり積もってすでに久しく、その苦しみは増え深まるばかり。男は傭い使われて筋骨の疲弊に耐え切れず、女は誑かしや凌辱を受けて子を産み育てるはめになります。(諸人のなかには)その勞働力を貪り欲して「病没した」と虚偽の申告をする者もいれば、凍え飢えさせた結果、逃亡させてしまった者もあり、道德風紀

は傷つき損なわれ、深刻に不都合な状態だと存じます。こんごは、期限を定めるのが適当かとお諮りいたします。おしなべて關遺監に送られてきた人口は、一年経過の後、識認する持ち主がいなければ、本監が分撥してめあわせ戸（＝世帯）をなさしめ、有司<sup>84</sup>）につかわし與えて、差役の人戸として收容せしめれば、官民雙方にとってまことに都合がよろしいかと存じます。

前件を討議した結果、不關奚<sup>フラルク</sup>の人口でまだ關遺監に届けられていない場合は、各處で識認する持ち主がいれば、その都度、有司に處理せしめ、すでに關遺監に送られてきている場合には、手の空いたときに各人の履歴・緣故・住所・本籍地について事情聴取を行い、當該地に文書を送り、識認する持ち主を召喚し、半年経過の後、識認する持ち主がいなければ、關遺監の建言どおり<sup>う</sup>准け、分撥してめあわせ戸をなさしめ、有司につかわし與えて、差役の人戸として收容せしめるのがよからうと存じます。

- 一、各處が關遺監に解文を付けて納入してきた不關奚<sup>フラルク</sup>の頭疋は、毛色は書いてあるものの齒歳が見えず<sup>85</sup>）、そのうえ法を設けて防ぎ取り締まることをしていないので、放牧・飼育の人等がすり替えを行って悪さをなす温床となっております。こんごはお諮りいたしますに、本監に三等級の焼き印——ひとつは「官」の字、ひとつは「主」の字、もうひとつは「支」の字——を造って設置するのがよろしいかと存じます。おしなべて納入されてきた頭疋は、本監の官がみずから直々に立會い、獸醫が齒歳、<sup>こえぐあい</sup>臆分を<sup>タムガ</sup>検査するのを監視し、明確に書類を作成し、その都度「官」の字の印を焼き付けます。若し本来の持ち主が認見し、還付しなければならぬものには、ただちに「主」の字の<sup>タムガ</sup>印を焼き付け、上司から支撥を蒙ったものであれば、「支」の字の<sup>タムガ</sup>印を焼き付けます。（こうすれば）すり替えの弊害は改まり、皮革になってしまった場合でも眞偽を見分けることができるというものです。

前件を討議した結果、關遺監の建言どおり<sup>う</sup>准けられるのがよろしいかと存じます。

- 一、本監は毎年十月、析津は龐村に集合し、各愛馬<sup>アイマツ</sup><sup>86</sup>）に下し文をして頭疋を廣く照會し、その手続きを経たのち數量を確定、度支監に文書を廻して飼育に要する秣料を放支いたしております。扶養している頭疋を、所有者が認見したらホイホイ還付するのでは、官司の秣料を空費することになってしまいます。こんごは、持ち主に還付すべき頭疋は、お諮りしますに、本来の持ち主が時價に照らして、喰ってきた秣料分の代金を返済・納入してからはじめて、還付すれば、官費に穴があくこともないかと存じます。

前件を討議した結果、おしなべて收容した不蘭奚の頭正のうち官費から秣料を支給していた場合は、本来の持ち主の識認の申し立てが眞實であれば、飼育してきた月日数の秣料の時價に照らして、鈔でもって代金を返済・納入してお上に返還することとします。放牧していた場合は、この體例に拘わりません。

- 一、本監は宣徽院の管轄に隸屬しておりますが、在前、不蘭奚の頭正を支撥下さい、口傳えの聖旨のうちにちよくせつ本監に參って受け取って行かれることが多く、本監もその都度ただちに宣徽院に申告することをせず、ホイホイ署名して分付しておりましたのは、僭越行爲に抵触しますようです。お諮りいたしますに、はっきりと上奏、申し上げ、こんごは、おしなべて頭正の支給はかならず宣徽院の文書を奉じてはじめて支給を許可するようにいたしますれば、過誤がなくなるかと存じます。

前件を討議した結果、闕遺監の建言どおりに准けられるのがよろしいかと存じます。

buralqči とその伴當<sup>ノコルたち</sup>毎で形成される闕遺監は、名目上は宣徽院の所屬だったが<sup>87)</sup>、じっさいにはカアンとダイレクトにやりとりする特殊な機関であった。ところが、この時期、宣徽院がその関係に割ってはいろうとした。

宣徽院のトップは、クビライの šarbači シャルバチで、成宗テムル、武宗カイシャン、仁宗アユルバルワダ政権下でも重用されつづけたウイグル族のテゲ平章<sup>88)</sup>。おそらくこの buralqči の長の權益を削ぎにかかったのである —— 漢文資料で各自のケシクにおける職掌が記されることはあまりない。テゲ平章と張り合い、なおかつアユルバルワダの側近だったのだから、かつて通政院、宣徽院の重要職をつとめたこともある右丞相テムデルを筆頭に、左丞相のハサン、右丞のウバイドウッラー、あるいはベク・テムル等が候補となるか。とくに、テムデルはまさにこの案件の頃から延祐元年（1314）にかけていったん“引退”を餘儀なくされている<sup>89)</sup> ——。路・府・州・縣の達魯花赤<sup>タルガチ</sup>、ひいては投下領の諸王との関係（buralq の人口・頭正は賄賂にもなりうる）<sup>90)</sup> を断ち切り、各地の buralq の管理を文官に委ねようとしたのも、その一環だろう。そもそも、各地のダルガ（チ）のポストに、その職掌を理由として、buralqči の長官が自らの伴當<sup>ノコル</sup>を任じていた可能性がある。であれば、警察廳・國稅廳のみならず人事院の権力も有したことになる。

そして、見逃してならないのは、闕遺監のなかに相當數、テゲに呼應するものがいた、という点である。いくつかの役得を捨てているように見えるが、じっさいには、收容した奴婢について扶養の経費をまったく負擔していなくせに自在にカップリングし自由

裁量で各地の官廳等に送り込むという一種の人材派遣會社經營や、buralq の四脚の保管期間の秣料を（ほんらいは放牧で経費がかかっていなかったにしても言い値で）徴収する権利を求めている——これは『書記規範』に見える手続きとも呼應する。というより、オルジェイトウかアブー・サイドが、大元ウルスの新方式を導入したのだろう。

テゲの企ては刑部が阻止したが、その討議において中心となったのも、また上位の buralqči だったと考えられる。もし、この背景に buralqči の長の座を巡る争いがあったとすれば、このあとの都合がよすぎるテゲの死と、復権とげた右丞相テムデルの賀バヤン、楊ドルジ、蕭バイジュ等の肅清事件（アユルバルワダ、皇太后ダギはもとより、フレグ・ウルスから派遣されてきたオルジェイトウの使節をも巻き込んだ）も見直さねばならなくなってくる。

以上の事情は、テゲの死後、延祐元年（1314）5月17日に中書省が奏上した案件によって、より鮮明となる。

「<sup>ブラルク</sup>不蘭奚の人口・頭疋等の物を拘收する爲に、<sup>ノヤン</sup>宣徽院の官人毎が、<sup>た</sup>委付し來<sup>た</sup>的<sup>の</sup>人毎が民を擾すを爲すの上頭に、元貞元年（1295）に奏して『各路<sup>の</sup>裏達魯花赤・總管、州<sup>の</sup>裏達魯花赤・知州、縣<sup>の</sup>裏達魯花赤・縣尹の（管民の長官自り）、一員に科して（本職を妨げず李蘭奚を）提調、拘收者』<sup>た</sup>麼道、文字を行し<sup>た</sup>つ來。皇慶元年（1312）、<sup>ノヤン</sup>宣徽院の官は却って奏し<sup>て</sup>『今後は、各處<sup>の</sup>合に委付し將て去くべき<sup>の</sup>的<sup>の</sup>不蘭奚赤每は、<sup>ノヤン</sup>關遺監の官人毎を教て定擬せしめ俺に文書を與えさせた呵、俺が准し<sup>た</sup>的<sup>の</sup>文書に依<sup>つ</sup>て、<sup>ノヤン</sup>關遺監の官を<sup>し</sup>て<sup>て</sup>符付を出さしめ、委付して將て去かせ者』<sup>と</sup>麼道、奏し<sup>た</sup>的<sup>の上</sup>頭に、<sup>ノヤン</sup>關遺監の官が人を委付して來た。『濟寧路に去く<sup>の</sup>的<sup>の</sup>不蘭奚を拘收する人毎が百姓を搔擾して有る』<sup>と</sup>麼道、<sup>ノヤン</sup>刑部の官人毎が路家の文書を備<sup>し</sup>て<sup>わ</sup>俺根底文書を與えて有る。舊に依<sup>つ</sup>て止だ路・府・州・縣の管民官の内を教て提調、收拾せしめた呵、<sup>ら</sup>便當<sup>の</sup>的一般<sup>の</sup>で有る」と奏した呵、（奉じたる<sup>ノヤン</sup>聖旨に）「舊例に依<sup>つ</sup>て管民官の内を教て提調、拘收せしめ者』<sup>と</sup>麼道、<sup>ノヤン</sup>聖旨が了也。此レヲ欽シメ<sup>91</sup>）。

<sup>ブラルク</sup>不蘭奚の人口・頭疋の拘收を各路・府・州・縣の管民の長官に委ねたのは、もとはといえば、宣徽院自身だったのに、皇慶元年に、<sup>ノヤン</sup>關遺監が選定、宣徽院が認可した buralqči のみを派遣し、各地の管民官たちを統括させるやり方に變更した。それが、わずか二年後には再びもとの方式に戻される。

ひるがえて、buralq の奴婢のカップリングについては、つとに

至元十八年（1281）二月初五日、中書省が奏するに「俺が<sup>われ</sup>先前、<sup>た</sup>收拾し<sup>た</sup>的<sup>の</sup>不蘭奚の人毎の、配して戸を成した<sup>の</sup>的<sup>の</sup>は、今後、若し主人の識認が着いた呵、官司が斟酌して價錢を與えた呵、<sup>ら</sup>怎生？」と奏した呵、奉じた

ジャルリク そのようにせよ といつて  
 聖旨に『那般者』麼道、  
 ジャルリク なつたぞ  
 聖旨が了也」。此レヲ欽シメ<sup>92)</sup>。

と前例があった。この上奏を行った中書省の高官が buralqči の長官であったことは、間違いない。もとの所有者が名乗り出る前に、さっさと所帯を持たせてしまったら、buralqči たちは、奴隷を二束三文で買い取ることができ、さらにそれを轉賣して儲けられるわけだ。その美味しい話にお墨付きをもらった。この利殖に長けた高官とはいったい誰だったのか。その伴當とみられる人物が数人いる。『元典章』卷五六「刑部十八・闡遺」《孛蘭奚》【拘收孛蘭奚人口】に

至元十六年（1279）十一月に欽奉せる

カアン ジャルリク  
 皇帝の聖旨の節該に：據けたる中書省の奏に「以前、『管不蘭奚』の官たる北文秀、  
 ハサン ソセ ココダイ  
 阿散、竇先生、小薛、潤潤歹等は、諸路の不蘭奚を收拾する諸色以下の頭目人等が  
 隱藏してしまうことが多くて、實數どおり漏らさず全部を官廳に送り届けることが  
 できなかつたため、一人一人の官の舊來の『管不蘭奚』の名分を罷めさせてし  
 まいました。いま、吏部尙書客省使の忽都答兒に委ねて諸路不蘭奚總管府の事を  
 兼領させることにいたしました。仰セテ照驗・區處シ定メタル事理ヲ施行セラレン  
 コトヲ」。

とあり、その後、①各州縣のダルガチ管民官、各路のダルガチ總管府の長官が buralq の人口・頭疋等の諸物を收拾すること。前者は毎月一回、路に報告かつ現物を送付し、三ヶ月に一回、クトゥダルに報告する。後者は毎月二十五日から三日間、buralq の公示を行い、持ち主の確認が取れたものについてはしかるべき手続きののち返還し、のこりは三ヶ月ごとに大都のクトゥダルに納入する。②いかなる人であれ、拾得した buralq の人口・頭疋は三日以内に役所に届出をすること。隱匿は、近隣の告發をうけつけ、眞實であれば被疑者を斷罪し、告發者に褒美を與える。犯人の不正を知りながら届けなかつた坊里正・郷頭・社長等も同罪。など、5つの項目が列擧される。ここに見える潤潤歹は、『元史』卷十「世祖本紀」[至元十五年春正月]の

己亥、闡遺を收括せる官の也先、闡闊帶等、官馬・闡遺の人畜を易するに坐すも、  
 其の罪を免じ、以て諸路・州・縣の管民官に其の事を兼領せしむ。

のココダイと同一人物で、buralq の流用・轉賣（死んだ牛馬の皮革や角だってお金になるのである）に關わつたにもかかわらず免罪となっていること、その時期からすれば、おそらくアフマド一派だろう。いっぽう、あらたに大都で buralq を管理することとなつたクトゥダルは、至元十七年（1280）6月1日には、敕命により“闡遺の人民・牛畜を收籍し、荒地を撥し屯田する”ことを任され<sup>93)</sup>、やがては宣徽院を掌握するテゲ平章とともに大司農司で司農卿をつとめることとなる。なお、中統五年の規定で、持ち主の識認

は十日間以内とされていたのが、このとき、わずか三日に短縮されている。できるだけ buralq を没収しようという企みであること、いうまでもない。

#### (4) ブラルグチたちの横暴

buralqči たちの利殖行爲、職權亂用について、さらにいくつか紹介しておこう。

元貞元年（1295）六月初九日に中書省が奏するに「『不蘭奚の人毎を將つて、鷹・鶴を採り打ちに去く<sup>い</sup>の昔寶赤（šibawuči 鷹匠）<sup>たち</sup>毎根底、闊端赤（kötölci 馬牽き）と<sup>な</sup>做し與え者』<sup>いって</sup>廢道、

聖旨が有った呵、<sup>ジャルリク</sup>伯帖木兒<sup>ところ</sup>那<sup>ベク・テムル</sup>的<sup>の</sup>每<sup>ところのものたち</sup>が<sup>た</sup>收拾<sup>ところの</sup>し來<sup>たち</sup>的<sup>を</sup>人<sup>うえさま</sup>毎<sup>を</sup>根底<sup>を</sup>『上位の

聖旨<sup>ジャルリク</sup>無くば、<sup>いって</sup>與えず』<sup>いって</sup>廢道、<sup>た</sup>曾<sup>このものたち</sup>て<sup>うちより</sup>與え<sup>また</sup>なかつ來。這<sup>また</sup>的<sup>また</sup>每<sup>また</sup>の裏頭、例<sup>また</sup>に依<sup>また</sup>つて也<sup>また</sup>與えさ<sup>また</sup>交<sup>また</sup>た呵、<sup>せ</sup>怎<sup>ら</sup>生<sup>いか</sup>が<sup>か</sup>？」と奏<sup>ら</sup>した呵、<sup>ら</sup>「<sup>そのようにせよ</sup>那般<sup>よ</sup>者。與<sup>よ</sup>え者」と

聖旨<sup>ジャルリク</sup>が了<sup>な</sup>つた也。<sup>また</sup>「又、<sup>ベク・テムル</sup>伯帖木兒<sup>た</sup>が<sup>ところの</sup>委<sup>たち</sup>付<sup>を</sup>し來<sup>を</sup>的<sup>を</sup>人<sup>うえさま</sup>毎<sup>を</sup>は、<sup>ジャルリク</sup>主人<sup>たち</sup>が<sup>を</sup>不<sup>を</sup>蘭<sup>を</sup>奚<sup>を</sup>の<sup>を</sup>人<sup>を</sup>毎<sup>を</sup>を<sup>を</sup>認<sup>を</sup>め<sup>を</sup>て<sup>を</sup>着<sup>を</sup>呵、<sup>も</sup>也<sup>も</sup>與<sup>も</sup>え<sup>も</sup>ない<sup>も</sup>ので<sup>も</sup>有<sup>も</sup>る。<sup>も</sup>體<sup>も</sup>例<sup>も</sup>に<sup>も</sup>無<sup>も</sup>か<sup>も</sup>ら<sup>も</sup>ざる<sup>も</sup>で<sup>も</sup>莫<sup>も</sup>く<sup>も</sup>て<sup>も</sup>廢<sup>も</sup>？<sup>も</sup>哈<sup>も</sup>散<sup>も</sup>等<sup>も</sup>、<sup>も</sup>省<sup>も</sup>の<sup>も</sup>官<sup>も</sup>人<sup>も</sup>毎<sup>も</sup>が<sup>も</sup>人<sup>も</sup>を<sup>も</sup>委<sup>も</sup>付<sup>も</sup>し<sup>も</sup>て、<sup>も</sup>伯<sup>も</sup>帖<sup>も</sup>木<sup>も</sup>兒<sup>も</sup>が<sup>も</sup>委<sup>も</sup>付<sup>も</sup>し<sup>も</sup>來<sup>も</sup>的<sup>も</sup>人<sup>も</sup>毎<sup>も</sup>と、<sup>も</sup>一<sup>も</sup>處<sup>も</sup>に<sup>も</sup>證<sup>も</sup>見<sup>も</sup>を<sup>も</sup>做<sup>も</sup>者。<sup>も</sup>委<sup>も</sup>實<sup>も</sup>に<sup>も</sup>主<sup>も</sup>人<sup>も</sup>が<sup>も</sup>認<sup>も</sup>め<sup>も</sup>着<sup>も</sup>いた<sup>も</sup>呵、<sup>も</sup>分<sup>も</sup>付<sup>も</sup>け<sup>も</sup>與<sup>も</sup>え<sup>も</sup>た<sup>も</sup>呵、<sup>も</sup>怎<sup>も</sup>生<sup>も</sup>が<sup>も</sup>？」と奏<sup>も</sup>した呵、<sup>も</sup>「<sup>まこと</sup>委<sup>も</sup>實<sup>も</sup>に<sup>も</sup>認<sup>も</sup>め<sup>も</sup>着<sup>も</sup>いた<sup>も</sup>呵、<sup>も</sup>分<sup>も</sup>付<sup>も</sup>けて<sup>も</sup>他<sup>も</sup>の<sup>も</sup>主<sup>も</sup>人<sup>も</sup>に<sup>も</sup>與<sup>も</sup>え<sup>も</sup>者」と

聖旨<sup>ジャルリク</sup>が了<sup>な</sup>つた也。此<sup>も</sup>レ<sup>も</sup>ヲ<sup>も</sup>欽<sup>も</sup>シ<sup>も</sup>メ<sup>も</sup>94)。

ここに登場する、唯我獨尊、我儘し放題のベク・テムルは、鷹・鶴の捕獲と關わる地域——海東青の産出地であること、とうじ遼陽行省左丞にハサンなる人物が確認されることから、じゅうらい遼陽方面でナヤン、カダアの亂の鎮壓に貢獻するところ大であったキプチャク族出身の人物に批定されている<sup>95)</sup>。ただ、かれは『元史』の傳によれば、<sup>カラチ</sup>哈刺赤（＝牧人）であった<sup>96)</sup>。したがって、<sup>コルン・ウルス</sup>腹裏にいる高位の buralqči である別のベク・テムルの可能性も残しておくべきだろう。たとえば、前節で言及したカルルクのベク・テムル——このとき若干14歳だが、チングス・カン以來の名門の御曹司、成宗テムルの皇太后バイラム・エゲチ（＝裕宗チンキムの正后ココジン・カトン）の子飼いたチユの愛息だった。至大三年、中都刷馬官をつとめ、仁宗アウルバルワダの即位と同時に翰林學士承旨、大都留守、武衛親軍都指揮使を兼任——も候補となる<sup>97)</sup>。

なお、大徳七年（1303）の遼東宣慰司のマンガダイの証言によれば、カアの聖旨を奉じて buralq の人口の中央政府への連行のために派遣されてきた buralqči たちは、當地の役所を経由せずに勝手に村々を回り、軍民・投下戸を問わず、軀口がいれば、美味しいことをいってかれらを騙し口裏をあわして buralq だと言い張り、連行していつてしまうこともあった<sup>98)</sup>。

“buralq”ということばは、官僚たちにとって、ひじょうに便利だったのだ。傑作なのは、つぎの事例だろう。

延祐元年（1314）五月、中書省の刑部（が<sup>う</sup>准けたる）尙乗寺の關に「延祐元年四月二十五日に本寺の官が奏したるに『大印字の阿塔思馬（aqtas 駙馬每）を、毎年這裏住夏する<sup>ところの</sup>的<sup>ノヤン</sup>各衙門の官人每が、多く不關奚の馬だと做して騎<sup>こ</sup>つ着有る。今後、上位が可憐見たまうな呵、再び大印の馬疋が有った呵、尙乗寺の裏に拘收教しめ了、上都に將得して來た呵、<sup>いかがか</sup>怎生？』と奏した呵、奉じたる  
 聖旨に『<sup>ジャリク</sup>那般者』麼道、  
 聖旨が了也。此レヲ欽シメ』<sup>99</sup>。

不關奚の馬疋を無斷で乗り回して鷹狩りに興じるのは、地方官僚たちだけではなかった。地方の農耕馬・驛傳馬どころか、皇室専用の馬でさえも、カアンの膝元で好き放題に乗り回されていたのである。明々白々たるお上の焼印が押されていようが、まったく頓着していなかった。毛並みの美しさがひとときわ目立つ黒い大型馬はとくに好まれた。見咎められたら「所有者不明」だと思ったから」と言いわけすればよい。アユルバルワダ、ダギ政権が、いかに舐められていたか、よくわかる。

ちなみに、同時期の buralqči たちの横暴ぶりを伝える事例も、しっかりとこっている。

延祐二年（1315）三月二十六日に宣徽院が奏するに「各處の不關奚赤每は不關奚の人口・頭疋を拘收し着人に與えて使用し、輛車に騎坐して有る。不關奚を拘收するを指して名（分）と爲し、<sup>か</sup>那の其の間裏、<sup>ひじょう</sup>眼に賊を做し、<sup>でたらめ</sup>誑を説つて有る。別箇各枝兒每の不關奚の人口・頭疋を關支（＝申請・受給）せらるる人每は、一箇の不關奚の頭口を關した<sup>た</sup>的<sup>もの</sup>が、不關奚赤每と通同（＝結託）し着、<sup>の</sup>兩・三箇に騎坐<sup>もの</sup>的<sup>もの</sup>也多いので有る。如今、俺は省の官人每和一處に商量し來。工部の官人每根底説つた、不關奚の人口、不關奚の駱駝・馬・牛・驢・騾・羊口等の身子的<sup>からだ</sup>の様子に比<sup>な</sup>え着、印子を鑄さ交着關遺監に分付け與え、<sup>い</sup>不<sup>か</sup>不<sup>なる</sup>不<sup>フラルク</sup>關<sup>ところの</sup>奚<sup>フラルク</sup>赤<sup>フラルク</sup>每<sup>たち</sup>、並びに別箇各枝兒の不關奚の人口を<sup>アイマク</sup>使<sup>フラルク</sup>換<sup>つかいで</sup>する<sup>もの</sup>的<sup>もの</sup>であつても、不關奚の頭疋・輛車子に騎坐する<sup>ところの</sup>的<sup>たち</sup>人每が有った呵、關遺監を教て<sup>し</sup>勘合<sup>かきもの</sup>の文字を押せしめ、頭疋的<sup>の</sup>毛色・印記を開寫（＝項目ごとに列挙・記述）し、就印の上に頭疋的<sup>の</sup>身上の印兒を支與せしむ。若し不關奚を<sup>ところの</sup>收<sup>たち</sup>拾<sup>の</sup>する<sup>アイマク</sup>的<sup>フラルク</sup>人每、並びに別箇各枝兒の不關奚の人口を<sup>つかいで</sup>使<sup>もの</sup>換<sup>もの</sup>する<sup>もの</sup>的<sup>もの</sup>で、不關奚の頭疋・輛車子に騎坐する<sup>ところの</sup>的<sup>たち</sup>人每が、若し關遺監の這般な印子的<sup>このよう</sup>文字<sup>タムガ</sup>が無く<sup>かきもの</sup>て輛車子に騎坐していた呵、<sup>ごうとう</sup>賊<sup>な</sup>を<sup>もの</sup>做<sup>もの</sup>する<sup>もの</sup>的<sup>もの</sup>の例に依つて（＝准じて）、罪過を要め了斷<sup>ら</sup>沒<sup>いかがか</sup>した<sup>い</sup>呵、<sup>い</sup>怎<sup>い</sup>生<sup>い</sup>？』麼道、奏した呵、<sup>そのようにせよ</sup>「<sup>そうだん</sup>那般<sup>こと</sup>者<sup>ただ</sup>。商量した<sup>は</sup>的<sup>は</sup>是<sup>は</sup>しい<sup>は</sup>ので有る。工部の官人每根底説つた、<sup>ノヤン</sup>那般<sup>に</sup>な<sup>い</sup>身<sup>そのよう</sup>子的<sup>からだ</sup>の様子に比<sup>な</sup>え着、<sup>な</sup>印<sup>な</sup>子を<sup>な</sup>鑄<sup>な</sup>て<sup>な</sup>與<sup>な</sup>え、<sup>そのように</sup>那般<sup>に</sup>提<sup>な</sup>調<sup>な</sup>者』麼道、

ジャルリク なつたぎ 聖旨が了也。此レヲ欽シメ<sup>100)</sup>。

bawurči バウルチで、とうじ宣徽院の長官となっていた名門チャアト・ジャライル家の御曹司パーディシャーも、テゲと同じく闕遺監の一部を使って、buralqči の長官の力を削ぐとしていた<sup>101)</sup>。ただ、その闕遺監にも大きな問題があった。

延祐五年(1318)に、ウマルなる人物に鹽引<sup>フラルク</sup> 750枚を支給する書類のチェックを行って  
いるさい、中書省の印、笥付文書、左丞相ハサン以下のアラビア文字、ウイグル文字による書類標目およびサインを偽造し、不闕奚<sup>フラルク</sup>の人口・頭疋を拘收するお墨付きをばんばん  
ん與えていたことが發覺したが、その詐欺が成立しえたのは、闕遺監がパクパ字官印だけ  
押しつたいわゆる空印の文書用紙を作成していたからである。現場で貼書の任にあった劉  
澤のみが處分を受け、ペルシア語の添え書き偽造を擔當していた愛林<sup>イーリン</sup>はお咎め無しとな  
っており、結局、鹽引の支給そのものは問題となっていないことからすると、ハサン  
とウマルがつるんでいた、と見るのが普通だろう。そしてなによりも、この事件から、  
闕遺監と buralqči の中にムスリムが相當數いたこと、中書省の高官ときわめて密接なつ  
ながりがあったことがうかがえる<sup>102)</sup>。さいごに、もう一例、新出資料で且つきわめて詳  
細な案件をあげておこう<sup>103)</sup>。

泰定二年(1325)二月二十四日に宣徽院が奏したるに「在前、不闕奚<sup>フラルク</sup>の頭疋<sup>ども</sup>毎は、五  
月十五日、或いは二十日に寬迭連 Köndelen<sup>104)</sup>に根底<sup>に</sup>於いて聚<sup>あつま</sup>つて着<sup>て</sup>、他の各主人<sup>たち</sup>毎を  
教<sup>し</sup>て識認<sup>いた</sup>させて有來。如今、各怯薛<sup>ケシク</sup>、各枝兒<sup>アイマク</sup>の裏に徧<sup>うち</sup>く文書<sup>あまね</sup>を行し、針鎚<sup>く</sup>の上に<sup>105)</sup>、  
不闕奚<sup>フラルク</sup>の人口・頭疋・錢物等の物は、五月十五日に聚<sup>あつま</sup>つて着<sup>て</sup>、六月の初五日に至るに  
限り、各主<sup>あるじ</sup>を教<sup>し</sup>て識認<sup>せ</sup>しめ、不闕奚<sup>フラルク</sup>の頭疋<sup>ども</sup>を將<sup>も</sup>つて來た<sup>ところの</sup>的<sup>たち</sup>人<sup>こ</sup>毎は、這<sup>こ</sup>の限次<sup>きげん</sup>の  
内は、糧食<sup>う</sup>を備<sup>せ</sup>し着<sup>て</sup>來た<sup>ところの</sup>のを准<sup>う</sup>け教<sup>し</sup>む。又、在先、各枝兒<sup>アイマク</sup>の裏に歩<sup>うち</sup>行<sup>ま</sup>する<sup>ところの</sup>的<sup>もの</sup>  
毎<sup>たち</sup>根底<sup>に</sup>、頭疋<sup>ども</sup>の内より與<sup>しま</sup>つて了<sup>つ</sup>的<sup>もの</sup>也<sup>も</sup>有<sup>る</sup>。將<sup>も</sup>て與<sup>しま</sup>つて了<sup>つ</sup>的<sup>もの</sup>頭疋<sup>ども</sup>を説道<sup>いう</sup>『與<sup>い</sup>  
て了<sup>つ</sup>也』麼道<sup>し</sup>、不闕奚<sup>フラルク</sup>の頭疋<sup>ども</sup>を收<sup>あ</sup>つて聚<sup>あ</sup>つる<sup>ところ</sup>の時分に將<sup>も</sup>て來<sup>あ</sup>つて有<sup>る</sup>。不闕奚<sup>フラルク</sup>赤<sup>あ</sup>毎は、好  
い頭疋<sup>ども</sup>を將<sup>も</sup>つて隠藏<sup>あ</sup>つて着<sup>て</sup>、聚<sup>あ</sup>つる<sup>ところ</sup>に也<sup>も</sup>將<sup>も</sup>つて來<sup>あ</sup>つて來<sup>あ</sup>ない<sup>ところ</sup>の<sup>も</sup>有<sup>る</sup>。爲<sup>そ</sup>の<sup>た</sup>めに、走<sup>あ</sup>つ失<sup>あ</sup>  
て了<sup>つ</sup>的<sup>もの</sup>頭疋<sup>ども</sup>毎<sup>たち</sup>を他<sup>あ</sup>毎<sup>あ</sup>の主人<sup>たち</sup>毎<sup>たち</sup>が尋<sup>あ</sup>ね着<sup>あ</sup>てられ<sup>あ</sup>ない<sup>ところ</sup>の<sup>も</sup>有<sup>る</sup>。今<sup>あ</sup>後は、不闕奚<sup>フラルク</sup>  
の頭疋<sup>ども</sup>を聚<sup>あ</sup>つる<sup>ところ</sup>の時分に將<sup>も</sup>つて來<sup>あ</sup>つて來<sup>あ</sup>る<sup>よ</sup>者<sup>も</sup>。若<sup>も</sup>し將<sup>も</sup>つて來<sup>あ</sup>つて來<sup>あ</sup>ない<sup>もの</sup>的<sup>もの</sup>は、人<sup>こ</sup>の首<sup>こ</sup>告<sup>あ</sup>する有<sup>あ</sup>  
りて出<sup>あ</sup>て來<sup>あ</sup>つた呵<sup>あ</sup>、他<sup>あ</sup>を將<sup>も</sup>つて對<sup>あ</sup>證<sup>あ</sup>教<sup>あ</sup>しめ了<sup>つ</sup>、元<sup>あ</sup>告<sup>あ</sup>の人的<sup>あ</sup>言語<sup>あ</sup>が是<sup>あ</sup>れ實<sup>あ</sup>な呵<sup>あ</sup>、隠藏<sup>あ</sup>  
する<sup>ところの</sup>人<sup>こ</sup>を將<sup>も</sup>つて重<sup>あ</sup>い罪<sup>あ</sup>過<sup>あ</sup>を要<sup>あ</sup>め、首<sup>あ</sup>告<sup>あ</sup>する<sup>ところの</sup>人<sup>こ</sup>根底<sup>あ</sup>賞<sup>あ</sup>賜<sup>あ</sup>を與<sup>あ</sup>えられ<sup>あ</sup>かし」那麼道<sup>あ</sup>、  
奏<sup>あ</sup>した(呵<sup>あ</sup>)、奉<sup>あ</sup>じたる  
聖<sup>あ</sup>旨<sup>あ</sup>に「恁<sup>あ</sup>が商<sup>あ</sup>量<sup>あ</sup>した<sup>あ</sup>的<sup>あ</sup>是<sup>あ</sup>しい<sup>あ</sup>の<sup>あ</sup>有<sup>あ</sup>る。與<sup>あ</sup>える<sup>あ</sup>的<sup>あ</sup>賞<sup>あ</sup>賜<sup>あ</sup>の錢<sup>あ</sup>は額<sup>あ</sup>數<sup>あ</sup>を立<sup>あ</sup>定<sup>あ</sup>  
せ<sup>あ</sup>者<sup>あ</sup>」麼道<sup>あ</sup>、又、奏<sup>あ</sup>したるに「一<sup>あ</sup>箇<sup>あ</sup>の頭疋<sup>あ</sup>を將<sup>も</sup>つて隠藏<sup>あ</sup>した<sup>あ</sup>的<sup>あ</sup>を首<sup>あ</sup>告<sup>あ</sup>する<sup>ところの</sup>人<sup>こ</sup>  
根底<sup>あ</sup>十<sup>あ</sup>定<sup>あ</sup>(=錠)を與<sup>あ</sup>え、兩<sup>あ</sup>箇<sup>あ</sup>の頭疋<sup>あ</sup>を隠藏<sup>あ</sup>し着<sup>あ</sup>ていた<sup>あ</sup>的<sup>あ</sup>は首<sup>あ</sup>告<sup>あ</sup>人<sup>こ</sup>根底<sup>あ</sup>二十<sup>あ</sup>定<sup>あ</sup>を與<sup>あ</sup>え、  
三<sup>あ</sup>箇<sup>あ</sup>或<sup>あ</sup>いは四<sup>あ</sup>箇<sup>あ</sup>の頭疋<sup>あ</sup>を隠藏<sup>あ</sup>する<sup>ところの</sup>者<sup>あ</sup>は、首<sup>あ</sup>告<sup>あ</sup>する<sup>ところの</sup>人<sup>こ</sup>根底<sup>あ</sup>或<sup>あ</sup>いは四十<sup>あ</sup>定<sup>あ</sup>、五十<sup>あ</sup>定<sup>あ</sup>

を賞賜ソユルガルと做し與なえた呵ら、怎い生か？」と奏らした呵ら、奉らじたる  
 聖旨ジャルリクに「那般そのようにせよ者という」廢道。又、奏するに「在先こんなふうに不ブルク蘭ク奚クの頭あつ正あつを聚あつめる時分  
 は、闌遺監ノヤンの官ノヤンの内ノヤンより去ノヤンくので有たる。在先ノヤンの闌遺監ノヤンの官人ノヤン毎ノヤンは、不ブルク蘭ク奚クの頭  
 正あつを聚あつ會あつする時分、好そいつ的たちを將てつて選ひ揀そし着て、遠ひそ處かに背に地て裏て放てつ着て、他そいつ毎たちの主人  
 を教して識し認せせしめず、智わ量るを使もつて將てつ着て行いつて有わる。俺われ衆らくの人おは商そう量だんし來た。  
 如いま今ま、『闌遺監ノヤンの官ノヤン并ブルクびに不ブルク蘭ク奚ク赤チ每チ等チが隱て藏そし着て、曾そて他その主人ノヤン毎ノヤンを教して識し認せ  
 しめず』廢道といつて、人こくはつの首ら告かする有たりて出たて來た呵ら、他かれ毎たちを將てつて對たい證し教せしめ、首こくはつ  
 告はつ人こくはつ的はつ言こと語ばが是これ實まな呵ら、上お位か根に底じ奏てした、重もい罪か過れを要しめ、他かれ毎たちの勾し當こを將てつて革も  
 罷なした、首こくはつ告はつ的はつ錢な根な底な賞な賜なと做なし四十な定なの鈔なを與なえ、這なの賞な賜なを做なし與なえる的な  
 錢なは、省なの裏なに與なえ教なしめる的なで、俺われが倒な刺な沙な丞な相な和な商な量なし來な」と奏らした呵ら、奉  
 じたる  
 聖旨ジャルリクに「省うちの裏せに與せ教よしめ者者」。

*Il Milione* は「遺失しても見つからずに戻ってこないものはない」と *buralqči* のシステム  
 を、感嘆をもって傳えた。しかし、現實はそう甘くはなかつたのである。

#### 4. お わ り に

『集史』「ガザン・カン紀」の第三部は、*pādshāh-i Islām* を名乗ったガザンの徳行・事  
 蹟を 40 項目にわたって列挙し、過剰なほどに褒め稱える。その第 19 番目「盜賊たち毎と追  
 剝ども毎との擊退きやつおよび彼奴等きやつに對する諸路の守衛しゅゑいについて」は、ガザンの即位以前における  
 盜賊・追剝の實態、及びそれ以上に非道な者が存在すること、詳細に紹介する<sup>106)</sup>。

そして、TTĠAWLAN (>*todqa'ul/todqasun* 脱脫禾孫、街道・渡し場・關所等の警備隊<sup>107)</sup>),  
*rāh-dārān* 通行税徴收官/抽分官たち<sup>108)</sup> は、盜賊毎たちが氣づいて路上に出現するまでに、  
 欲するものは何でも通行人たちから取り、隊商を「盜賊や *bulārghū* が你毎おまえたちの裏うち  
 に有る」という口實で以て停留させるといったことのほかは追加せず、決して盜賊の  
 後を追わなかつた。來往の客旅は、決して盜賊毎たちに關し、脱脫禾孫、通行税徴收官  
 たちのことほど、惱みはなかつた。なぜなら、盜賊毎たちの害は時折生じるもの、いっ  
 ぼうそれに對し、(來往の客旅は)宿場ごとに二箇所の地點でかれらの手中に捕らえら  
 れることになっていたからだ。悲しいかな、多くの隊商が未知の諸路——きわめて  
 遠くひじょうに難儀なのをもって選擇したのは、脱脫禾孫、通行税徴收官たちの惡  
 辣らつな<sup>109)</sup>手から逃れるためだった。

この一節、1244 年の茶罕官人の言語“中間に或いは不蘭奚并びに姦細の人等有れば”と  
 みごとに對應する。*buralqči* が、各營盤間を結ぶ街道沿いを警備するトトカウルや徴税官

/抽分官の集團と密接なかかわりをもちえたこと、商賈の管理と連動していたこと、強盜紛いの蓄財で恨みを買いやすかったことも再確認される。状況は西も東も同じだったのだ。ちなみに、フレグ・ウルスのこの状況を打開すべく、ガザンがトトカウルたちのトップとして任命した人物の名は、amir Būrālghī, アルゲン・カンの時代にやはりトトカウルたちの amir-i buzurg 大官人<sup>イェケ・ノヤン</sup>をつとめた amir ḤNQWR>Chunqur の息子なのであった<sup>110</sup>。“<sup>おひろいぎみ</sup>拾君”や“<sup>すてまる</sup>捨丸”といった意味での命名以外に、世襲の職務の可能性もこんご念頭におくべきだろう (buralqci はもちろん、buralq の人口・馬疋の配分に與った güyüci や kō-tölci の長の家系にも、Buralqi, Buralq の名がしばしば現れる)。

また、「クビライ・カアン紀」は、中書省およびその構成員を解説したのち、次のようにいう。

さて、カアンは大概、<sup>ま</sup>城市に駐屯していたので、shing 省と呼ばれる大衙門の方面に陣營をなして、そこに衙門を置いた。[その]慣習は以下のごとくである。諸々の‘adat 關廂を預かる nāyib 從臣/代官がいる。拾得された bulārghū<buralq も、かの從臣のもとにもって行って、かれが尋問する。かの衙門の名は ŁYS>lāis である。なお、尋問がある時分には、情況の概容を記し、かの bulārghū<buralq と一緒に、それよりも上の位階である LWSH>lūsah なる衙門に送付する。さらに、そこから HNLYWN>hankiūan 宣徽院と呼ばれる第三の衙門に送付する。そのご、TWNJYWN>tunchunūan 通政院という名である第四の衙門にもっていく。ちなみに諸 yām 站および qāšid 使臣<sup>イルチ</sup>毎<sup>たち</sup>の<sup>こと</sup>勾當は、かの衙門に歸屬している。前述のみつつの衙門は、かの衙門の farmān 鈞旨のもとにある<sup>111</sup>。

lāis は、これまでの経緯からすれば、明らかに關遺寺もしくは關遺所を表すだろう (唐代に關遺を扱った<sup>司</sup>門郎中、<sup>駕</sup>部郎中は、京城四門關をはじめとする天下の關所、驛傳の人馬、モノの出入にも眼を配った)。その直接の上司である lūsah は、カアンの大都・上都の間の季節移動の後を託され、管理する“留守”に相違ない<sup>112</sup>。親王・勳臣が任命されることが多かった重要な職で<sup>113</sup>、この記事によってはじめて、その勳臣は buralqci のトップだった可能性が高いことがわかる<sup>114</sup>。漢文資料で留守司と關遺の關係を明言するものは存在しなかっただけに、きわめて貴重な一節といえる。HNLYWN は、文書のやりとりのあった翰林院の可能性もあるが、L (J) を K (s) の誤寫とみて、留守司と密接な關係をもち、前節で確認したように關遺の收受の事を掌った宣徽院と解しておく。そして、さらにそれらの上に通政院が乗っかる。

TWNJYWN が示す音價 tunjiūan からすれば、『元典章』卷七「吏部一・官制」《職品》【拾存備照品官雜職】の一覽表に三箇所出現する統制院がピタリと合うが、<sup>ジャムチ</sup>站赤を管する通政院<sup>115</sup>と解するのが普通だろう。じっさい、通政院が上都周邊および各站の牧地にて

拾得した不蘭奚の馬・牛・羊等を處理していたことを示す文書ものこっているからだ<sup>116)</sup>。ちなみに、統制院の三文字は、『元典章』編纂時に廢止になっていた職のリストに收載されるだけあって、ほかの同時代の漢文資料にまったく残っておらず、わずかに『元史』卷二〇五「姦臣傳・桑哥」に一箇所言及されるのみ。それから推測すれば、總制院・宣政院の前身で、少なくとも佛教全般の統括とティベツ全域の統治を職掌とした官廳。サンガは、クビライ・チンキム親子の確執の果てに發生した有名なアフマド・ファナーカティーの暗殺事件（1282年3月）ののち、クビライに重用され、一時期、通政院にも何かと指示を出した。もし、統制院で正しければ、ぎゃくに『集史』の解説およびその前後の記事が一體いつのデータなのか、特定する貴重な證據ということになる。とうじ展開されていた激しい政争は、頻繁な官廳の統廢合、改組を行わせしめた。ふりかえって、關遺監ではなく關遺寺となっているのも説明がつく<sup>117)</sup>。

ラシードウッディーンの情報源となったボロト丞相は、まさにそのさなかの至元二十年（1283）夏四月、さまざまな思惑を背負って、ケレメチのイーサーとともにフレグ・ウルスに遣わされたのだった。

『集史』は、アフマド暗殺事件の後始末の功勞者として amīr Pūlād aqā ボロト・アカと Hantūn nūyān アントン・ノヤンを挙げ、しかも朱筆で記す<sup>118)</sup>。ボロトの自主申告に基づくからである（ボロトには、大元ウルスに歸國できない事情があった——チンキムに與したとみるべきである<sup>119)</sup>。Il Milione が特記する Cogatai の名は見えない<sup>120)</sup>。

“チンキムの偽令旨”を受けて南城（金の中都）の自邸を出た Achmac/Achmach アフマドは、城門を通過するさい Cogatai と合流し、宮中に參内した。とうじ、Cogatai は、大都に常時、宿衛する一萬二千人の隊長であった。宮殿の入り口に侍立し、アフマド暗殺の現場を目撃したかれは、即時、偽チンキムを射殺、千戸の王著等を捕獲、戒嚴令を敷き治安維持をはかるいっぽう、クビライに急使を送り、指示を仰いだ。『集史』では、チンキムに扮した首謀者 Kāu Finjān 高平章<sup>121)</sup>を射殺したのは、アフマドが帶同していたキプチャク族の伴當 amīr <sup>ノコル</sup>TRKAN>Türgen<sup>122)</sup>。いずれにせよ、叛亂の鎮壓は、當初、アフマドの部下によって行われたのである。

『元史』卷二〇五「姦臣傳・阿合馬」は、この役回りを大都留守司ダルガの博敦/鉢敦に振る。ところが、このボドン、アフマド暗殺の折には、あくまで“大都尹”であって、事件發生の一ヶ月後、事後處理にあたったハルガスンが中書右丞相に、オンギラタイ/コンギラタイが大都留守司のトップに任じられ、留守司の改組が斷行されたのにともない、はじめて拔擢されたのだった（漢文資料で子孫たちによって聲高にアフマド事件での功績を誣いあげられる張九思、高觸といったチンキムの配下も、事件以前は大都における宮殿・寺觀等の建築、備品の造作のいちぶを任されていたに過ぎなかった）。それまで、大都の留守司およびそれに附

随する兵權は、アフマドの“家奴”クトゥダル等が押さえていた<sup>123)</sup>。このクトゥダル、至元十六年七月の時點で兵部侍郎としてトトカウルたちを率いていた人物だろう<sup>124)</sup>。

そもそも、アフマド自體、尙書省の長官として大元ウルスの財務を一手に掌握するのみならず、クビライ政權の發足時から上都（開平府）の留守を任されており<sup>125)</sup>、やがては陸運・水運を通じて世界の物資・富が集中する大都の留守を預かるようになっていた<sup>126)</sup>。つまりは、兩都經營に必要な物品、人馬の和雇和買も握ったことを意味する。さらに、各行省の要職に一族を配置し、それぞれが相當の兵力をも有した。チンキムと衝突するのはとうぜんのことであった（暗殺事件が、アフマドの庇護者でチンキムの母チャブイ<sup>カトシ</sup>皇后の死後まもなく、そして上海から大都への海運開通について丞相バヤンから進言がなされたまさにその年に發していることにも留意すべきだろう。なお、のち成宗テムル時代には、ムバラク・シャーが留守と平章政事を兼任、仁宗アユルバルワダ時代には、かの太后ダギの寵臣テムデル、そしてペク・テムルも大都に留守した<sup>127)</sup>）。『析津志輯佚』「歲紀」は

駕の起ちて自り後、都中は止だ商賈の勢力の賣買する而已に過ぎず、惟だ留守司の官のみ、禁苑の中貴・怯薛<sup>ケシク</sup>を主<sup>つかさ</sup>どる者の職なり。其れ、故典に謂う所は、門を閉づるは留守、門を開くは宣徽。

といい、『集史』も

かの歲、カアンは大都の城市<sup>まち</sup>から駐夏の方面へ行く際、アフマドを、Türgen という名でキプチャク族出身のアミールと、宮殿を守衛する<sup>かしら</sup>ようにと、衙門と諸庫の頭として遣し置いた<sup>のこ</sup><sup>128)</sup>。

という。かの *Il Milione* も、大カアンたるクビライと息子のチンキムのそれぞれが駐夏に出立したのち、bailo=vicario（代理・代行）<sup>129)</sup>たるアフマドが“城市の管理と警護のために残留した”こと、その間、なにか事件が生じると、アフマドが上都方面の大カアンのところに使者を送りその意思を伺ったこと、はっきりと述べている<sup>130)</sup>。

そして、留守司の官廳は、まさにアフマドが參内する途路、Cogatai<sup>131)</sup>と合流した大都宮城の西南の角樓の南側、すなわち南紅門の外にあった<sup>132)</sup>。「姦臣傳・阿合馬」も、留守司の官たちが事件の一部始終を遠巻きに眺めていた事は、記さざるをえなかった。さらにいえば、至元二一年（1284）、チンキムを幽閉するや、留守司はクビライの手にもどり、ふたたび改組のはこびとなる<sup>133)</sup>。その二年後、中書省が宣徽院、大司農、大都・上都留守司の人員調整を上奏したとき、クビライは、かく言い放った。

禁近在る者は、朕自ら沙汰す。餘は卿等に從り之を議せ<sup>134)</sup>。

クビライの正后チャブイ（コンギラト氏）の媵臣から身を起こし、その庇護のもと、絶大な力を有したアフマドは、おそらく buralqči の長でもあったのだ<sup>135)</sup>。

【附記】本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

## 注

- 1) Rashid al-Dīn Fazl-Allāh Hamadānī, *Jāmi' al-Tavārikh*, (MS: Istanbul, Topkapı Sarayı Müzesi, Kütüphanesi, Revan1518, f. 81a, Tehrān, Majlis2131, f. 74b.)  
『集史』において、しばしば唐突に挿入され文法上不自然な句は、原本では小字もしくは別色で附された註であった（漢籍における割注の影響を受けたものか）。地名・人名等の固有名詞あるいは kūrān のような外来語を説明する ke もしくは ki 以下の節は、ラシードが主君ガザンの口述と金冊をもとに本文を書き終えたのち、ボロト丞相からの情報、あるいは辞書・地図を参考に補足したもの、と考えられる。
- 2) 書式・書體・成立時期等、イスタンブル本ときわめて近い関係にあるタシュケント本は、端本で、しかもいちぶ後世の補寫を含むものの、文字の正確さという点において、いまのところ最良と考えられるテキストだが、残念なことに当該のフォリオを缺く。しかし、これとほぼ同じ話を伝える『集史』部族志の「Qunkliūt コンギラト族」（イスタンブル本 f. 33a, タシュケント本 f. 33b）では、ともに AYQRY NYKW QALYWN と明確に示す。同様に、イスタンブル本 f. 54b. l. 1, f. 80a. l. 9 も AYQR と綴り、f. 57a. l. 2 のみ AYĠRY とする。
- 3) F. Steingass, *A Comprehensive Persian-English Dictionary*, 1892
- 4) G. Doerfer, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 2, Wiesbaden, 1965, pp. 185-187.
- 5) D. Varisco & G. R. Smith (ed), *The Manuscript of al-Malik al-Afḍal*, Gibb Memorial Trust, 1998, p. 199, l. 6, P. Golden, *The King's Dictionary: The Rasūlid Hexaglot*, Brill, 2000, p. 216, Бадрад-Дин Ибраҳим, С. И. Баевского (ed), *Фарханг-и зафāнгуйā ва джахāнпуйā*, Москва, 1974, f. 50a, R. Dankoff, *The Turkic Vocabulary in the Farhang-i zafān-gūyā*, Indiana University, 1987, p. 6.
- 6) *The Muqaddimat al-Adab: A Facsimile Reproduction of the Quadrilingual Manuscript (Arabic, Persian, Chagatay and Mongol)*, The Alisher Navoi State Museum of Literature and the Japan Society for the promotion of Science, Tokyo, 2008, f. 125a, l. 1.
- 7) Yoshio Saitō, *The Mongolian Words in Kitāb Majmū' Turjumān Turki wa-'Ajami wa-Mughali: Text and Index*, Shoukadoh, Kyoto, 2006, f. 66a, l. 13.
- 8) ラスール朝の六ヶ國語對譯語彙集は、モンゴル語、ペルシア語ともに АҲТА (akhta < aqta), テュルク語は AKDYŞ と綴る。今日の知識でいえば、igdiş ということになるが、ウイグル・スクリプトで考えれば aqtiş だったとも考えられる。乙種本の『高昌館譯語』（東洋文庫蔵）の來文、『華夷譯語』（中國國家圖書館蔵）は騙馬を一貫して aqta と呼ぶ。*The Manuscript of al-Malik al-Afḍal*, f. 204, l. 21, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 275.
- 9) 中國國家圖書館蔵の『華夷譯語』、舊北平圖書館蔵の『高昌譯語』は、乙種本の増補版とみられるが、ウイグル文字で aigir とつづり靉黑兒と當て字する。
- 10) 『華夷譯語』（中國國家圖書館蔵）、『高昌譯語』（舊北平圖書館蔵）は擺丹 baital と綴る。
- 11) 現存する『事林廣記』元刊本のうち、臺灣故宮博物院蔵至順刊本、北京大學圖書館蔵後至元刊本の「蒙古譯語」は、『經世大典』と同様、“曳刺馬”に改める。『事林廣記』収録の譯語は『華夷譯語』甲・乙種本より実用的で、【鞍馬門】はもとより【五穀門】、【飲食門】にも、各

站・諸投下における kešig 分例・šī'ūsün 祇應等の手続きに必須の単語が並ぶ。

- 12) 公牛・公鶏・公蟹などの用例のごとく、雄を指す。ただし、『國語』卷十八「楚語下」には“國馬足以行軍國馬，民馬也。十六井爲丘，有戎馬一疋・牛三頭，足以行軍也。公馬足以稱賦公馬，公之戎馬也。稱舉也。賦，兵賦也”とあり、君主の戦馬の意味で用いられることもある。
- 13) 其牡馬留十分壯好者，作**移刺馬**種外，餘者都扇了。所以無不強壯也。**移刺者公馬也**。不曾扇，專管騾馬群，不入扇馬隊。扇馬・騾馬各自爲群隊也。凡馬四五百疋爲群隊，只兩兀刺赤管，手執雞心鐵槌，以當鞭簽。馬望之而畏。每遇早晚，兀刺赤各領其所管之馬，環立於主人帳房前，少頃各散去。每飲馬時，其井窟止可次四五馬，各以資次，先後于于而自來，飲足而去，次者復至。若有越次者，兀刺赤遠揮鐵槌，俯首駐足，無或敢亂。最爲整齊其騾馬群，每**移刺馬**一疋，管騾馬五六十疋。騾馬出群，**移刺馬**必咬踢之使歸，或他群**移刺馬**踰越而來，此群**移刺馬**必咬踢之使去。
- のちに、イブン・バトゥータもほぼ同じことをジョチ・ウルス治下の状況として紹介している。なお、そこにみえる alqashi はウイグル語 ulaqçi 馬夫をアラビックで表記したもの。H. A. R. Gibb (tr), *The Travels of Ibn Battūta*, vol. 2, The Hakluyt Society, 1993, p. 478.
- 14) 「耶律」は、契丹小字で所収と表される。愛新覺羅烏拉熙春は i-jæl-u-t > jælu-t (-t 複数接尾辭) と読み、劉鳳翥等は ilyukut と読む。“移刺”という漢字表記は、金朝以降に用いられた。ラシードウッディーンの『中國史』および『五分枝』(『五族譜』)は、YLY と表記、すなわち ĩli と發音する。劉鳳翥・唐彩蘭・青格勒編著『遼上京地區出土的遼代碑刻彙輯』(社會科學文獻出版社 2009 年 p. 40, p. 49, p. 111, p. 172, p. 181, p. 213, p. 229, pp. 256-257, pp. 267-268, p. 271), 愛新覺羅烏拉熙春『契丹文墓誌より見た遼史』(松香堂 2006 年 pp. 8-12), *Jāmi' al-Tavārikh: Tārīkh-i Aqvām-i Pādshāhān-i Khatāi*, MS: Istanbul, Topkapı Sarayı Hasine 1653, f. 408 r, f. 408v (Karl. Jahn, *Die Chinageschichte des Rasīd ad-Din*: Übersetzung, Kommentar, Facsimiletafeln, unter sinologischen Beistand von Herbert Franke, Wien, 1971, tafeln. 34, 35), *Shu'ab-i Panjānah*, MS. Istanbul, Topkapı Sarayı Müsesi, Kütüphanesi, Ahmet 2937, f. 223a.
- 15) 鯉淵信一「モンゴル語における馬の個體識別語彙 —— 主に毛色名を中心として ——」(『アジア研究所紀要』14 1987 年 pp. 332-307)
- 16) 『元朝秘史』には該當する記事がない。これ自體が既存の資料觀を覆す大問題を含む。
- 17) 方回の『續古今攷』卷三一是、“古人馬無割勢豁鼻之事。始于大蒙古國。契丹・女直，皆未也。不割勢不豁鼻，稱爲生馬。牝馬善牡馬，當通淫之時，難駕馭，晝夜好嘶，無故輒蹄齧。今蒙古人行軍，不用牡馬，用攻馬者，「攻馬者治之」之謂，此攻馬不嘶，夜下寨，萬馬寂然，勢已割氣力完，鼻已豁善走，氣出不喘，以此取天下，古之聖人，慮不及此，世變豈有極哉”というが、豁鼻，牡馬の去勢が大モンゴルに始まるというのは誤りである。「番騎馬出獵圖」(李天鳴『中國疆域的變遷』臺灣故宮博物院 1997 年 pp. 12-13)
- 18) 李逸友『黑城出土文書 漢文文書卷』(科學出版社 1991 年 p. 101), 塔拉・杜建錄 高國祥主編『中國藏黑水城漢文文獻①農政文書卷』(中國國家圖書館出版社 2008 年 p. 173)。なお、■で表した未解讀部分は、ジャム子等の帳簿で點檢が義務付けられている“馬疋毛色，齒數，臄分”のうち齒數すなわち年齢を割註で“某歲”と記したものと思われるが、読み取れなかった。
- 19) 李逸友『黑城出土文書 漢文文書卷』p. 190, 『中國藏黑水城漢文文獻⑥票據，契約，卷宗與書信卷』p. 1255.
- 20) 余大鈞・周建奇譯『史集 第一卷 第二分冊』(商務印書館 1983 年 p. 163)。また，同『史集 第一卷 第一分冊』p. 220 が HRQNQRY と読み，“一匹哈兒渾忽里，即淺黃色馬”と譯す

語は、“ān asb-i qulah bāshad それは黄馬の馬である”と解説されるように、HRQYQRY>hirq iqrī すなわち hele'e i(q)ri 鶯色全馬と讀むか、あるいは MRQNQRY>muri-i qunqri すなわち qongqor mori 甘草黄馬と見るかのどちらかだろう。Jāmi'āl-Tavārikh, f. 25b (タシュケント本 f. 24a)。なお、qulah はモンゴル語 qula に由来する。Jāmi'āl-Tavārikh, f. 43a (タシュケント本 f. 43b) の chaghān amān qulah は、『元朝秘史』卷四 49a4, 50b2 にいうところの aman čaqa'an qula 口白黄馬であり、同書卷二 25b2 の aman čaqa'an eremük qulaqčin の傍譯にはまさしく“口白不生駒的甘草黄”とある。栗林均・確精扎布『『元朝秘史』モンゴル語全單語・語尾索引』(東北大學東北アジア研究センター 2001年)参照。

- 21) 数ヶ國語で書かれた文書、それを刻んだ碑石はもとより、モンゴル時代、世界的に流行し、漢語・アラビア語・ペルシア語・イタリア語等、さまざまな言語で書かれた類書(百科事典)の中には、まだまだ學界未知の對譯語彙集が含まれている可能性があり、調査が必要である。また、『集史』「チンギス・カン紀」と『元朝秘史』、『皇元聖武親征錄』のように原典を等しくする書物どうしは、それ自體が膨大な對譯語彙集となる。たとえば、フレグ・ウルス治下、ラシードウッディーンが中心となっていくつかの漢籍をペルシア語に翻譯した *Tanksūq nāmah* なる叢書のうち、現存部分の原典が南宋末期に刊行された『晞范子脈訣集解』十二巻であること、その大半が『纂圖方論脈訣集成』四巻(臺灣中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館藏元刊本)および室町時代のいくつかの抄物の中に移録されていること、書物そのものも日本の古刹に保存されている可能性が高いこと、判明している。とうじの中國語の音價を知る資料としてのみならず、そのまま 14 世紀のペルシア語漢語辭典となりうる。また、1420 年に、ティムール朝のシャー・ルフが大明に派遣した使節團の一員ギヤースウッディーン・ナッカーシュの旅行記は、ペルシア語原本からの抄譯、さらにそこから 1494-95 年に翻譯されたテュルク語譯がある。サアディーの『薔薇園』や、モンゴル時代に流行してミニアチュール入りペルシア語寫本がいくつものこる『王書』<sup>シヤ・ナマ</sup>は、それぞれ 14 世紀と 15 世紀のジョチ・ウルス、マムルーク朝下でテュルク語譯が作成されている。宮紀子「*Tanksūq nāmah* の『脈訣』原本を尋ねて——モンゴル時代の書物の旅」小野浩「ギヤースウッディーン・ナッカーシュのティムール朝遣明使節記録 全譯・註解——ハーフィズィ・アブルー『バイスングル<sup>シヤ</sup>の歴史精華』から——」(窪田順平編『ユーラシア中央域の歴史構圖——13~15 世紀の東西』総合地球環境學研究所 2010年 pp.191-218, pp.273-430), Ildikó Bellér-hann, *A History of Cathay: A Translation and linguistic Analysis of a Fifteenth-Century Turkic Manuscript*, Indiana University, 1995, A. Bodrogligeti (ed), *A fourteenth century Turkic translation of Sa'di's Gulistan: Sayf-i Sarāyi's Gulistan Bi't-turki*, Hague, 1970, 450 p. A. Zajączkowski, *Turecka wersja Šāh-nāme z Egiptu Mameluckiego*, Warszawa, 1965, 486p 参照。
- 22) ペルシア語資料がいわゆる遼朝(カラ・キタイ)の研究に必須であることは、杉山正明「モンゴル西征への旅立ち——イルティシュの夏營地にて」(『ユーラシア中央域の歴史構圖』pp.23-26)の註 17・18 が實證している。そこでは、カラ・キタイの王國を篡奪したナイマンのクチュルクの兄弟たちが shāh という稱號を持ったこと、それが『遼史』をはじめとする漢文資料でいう「舍利」「沙里」と連動することも指摘される。『圭齋文集』卷十一「高昌偈氏家傳」には、“此偈伽生而敏慧，年十六，襲國相答刺罕。時西契丹方強，威料高昌，命太師僧少監來圍其國，恣睢用權，奢淫自奉。王患之，謀於此偈伽曰「計將安出？」此偈伽對曰「能殺少監，挈吾衆歸大蒙古國，彼且震駭矣」。遂率衆圍少監，少監避兵于樓，升樓斬之，擲首樓下。以功加號此偈傑忽底，進授明別吉，妻號赫思迭林。子弟以噉欲谷之後，世爲其國大臣，號之曰設，又曰沙爾，猶漢言威晚也”ともいう。ウイグル・突厥のシャドとキタイのシャルは同一だと認識

されていた。また、オン・カンの子 Ilaqa-Sengüm の Sengüm は、『集史』をはじめとする通説では、“相公”と考えられているが、同時に『國朝名臣事略』卷一「太師魯國忠武王」によれば、それは遼・金時代の“諸官府監治長官”，“邊戍之官”で、部族軍馬の政令を掌った“詳穩”に等しかった。Čaraqai-Lingqu の Lingqum も“令公”→“令穩” (*Jāmi'al-Tavārikh*, f. 38a, f. 49b, f. 77b, 『遼史』卷一一六「國語解」, 『金史』附. 「國語解」)。連綿とうけつがれる遊牧民族の各稱號を整理・分析することは、それぞれの國體を考えるうえで、重要な手掛かりとなりうる。

- 23) H. Yule, *The Travels of Ser Marco Polo (The Complete Yule-Coldier edition)*, vol. 1, London, 1920, pp. 407-408, M. Minovi & V. Minorsky, Našir al-Din Tūsi on Finance, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, University of London, 1940, pp. 786-788. P. Pelliot, *Notes on Marco Polo I*, Paris, 1959, pp. 112-114, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 1, pp. 213-215, 周良霄「“闡遺”與“孛蘭奚”考」(『文史』12 1981年 pp. 179-184) 本田實信「モンゴルの遊牧的官制——ユルトチとブラルグチ」(『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』龍谷大學 1982年 のち『モンゴル時代史研究』収録 東京大學出版會 1991年 pp. 69-82)
- 24) 『元史』卷一〇〇「兵志三」《馬政》“車駕行幸上都，太僕卿以下皆從，先驅馬出建德門外，取其肥可乳者以行，汰其羸瘦不堪者還于群。自天子以及諸王百官，各以脫羅氈置撒帳，爲取乳室。車駕還京師，太僕卿先期遣使徵馬五十醞都來京師。醞都者，承乳車之名也。既至俾哈赤・哈刺赤之在朝爲卿大夫者，親親飼之，曰釀黑馬乳奉玉食，謂之細乳”，『道園學古錄』卷二三「句容郡王世績碑」世祖皇帝西征大理，南取宋，其種人(= 欽察)以強勇見信用，掌芻牧之事，奉馬湏，以供玉食，馬湏尚黑者，國人謂黑爲哈刺，故別號其人哈刺赤。
- 25) ここの箇所<sup>キブチャク</sup>の寺官が尙乘寺ではなく太僕寺の所屬であることは、『國朝文類』卷四〇「經世大典序錄・兵雜錄」【馬政】の割註，『經世大典』の一部である『大元馬政記』の冒頭の數箇條より明らか。
- 26) 馬之群，或千百，或三五十，左股烙以官印，號大印子馬。其印，有「兵古」・「貶古」・「闊卜川」・「月思古」・「斡樂」等名。牧人曰哈赤・哈刺赤，有千戶・百戶，父子相承任事。自夏及冬，隨地之宜，行逐水草，十月各至本地。朝廷歲以九月・十月遣寺官馳驛閱視，較其多寡，有所產駒，卽烙印取勘，收除見在數目，造蒙古・回回・漢字文冊以聞，其總數蓋不可知也。
- 27) Būkāul < böke'ül 李可溫, būkāülān 李可孫/ト可孫 (ナイマン語に由来する qičat は、歴史の展開のなかでやがて忌避され、同義のテュルク語が選擇された)。戦時中は、後方にて軍への兵糧供給をとりしきり、勝利ののちは分捕り品等の分配を公正に執行する職(軍事演習たる圍獵での獲物の分配も同じ)。大元ウルス治下にあつては“宿衛の稟給・衣糧”“馬馳の粟料”の支給を職責とする度支監が böke'ül 集團である。また、かつてチンギス・カンに仕えたフウシン族のボログル・ノヤンやバヤウト族のオングルが böke'ül 兼 bawurči であったように、böke'ül の長は，šarbači 舍兒伯赤や bawurči 厨子すなわち飲膳の長とともに宣徽院を統括した。*Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 2, pp. 301-307, vol. 3, pp. 571-573, 『元史』卷九〇「百官志」《度支監》，*Jāmi'al-Tavārikh*, f. 35a (タシュケント本 f. 35b), f. 36b (タシュケント本 f. 37a), f. 82a (タシュケント本 f. 53b), f. 128b (タシュケント本 f. 100a), f. 130 (タシュケント本 f. 101b), f. 147a (タシュケント本 f. 119b), 『元朝秘史』卷九 9b~10b, 『通制條格』卷十五「厩牧」【擅支馬駝草料】【冒支官錢糧】，卷二八「雜令」【冒支官物】，『元典章』卷三八「兵部五」《飛放》【禁擾百姓】，『永樂大典』卷一九四二五「驛站一」《成憲綱要》[至元二十年十月]，「元鮮于伯機書張彥享行狀稿」(『蘭千山館書畫【書蹟】』二玄社 1978年

pp. 57-70) “充ト可孫，領御前軍馬糧料事務”。

なお、『至正條格』卷二四「厩牧」には、度支監，böke'ül の職務を詳細に伝える記事が多く見られる。たとえば【喂養馬駝】には

至元六年（1340）十一月，中書省の奏に「戸部の官が備し着（きた）度支監の文書の裏，呈に『本監は，專一に發遣して馬駝等並びに各枝兒の大小の怯薛丹の馬疋を喂養す。年例に合に用うべき草料の約該の價は鈔七十萬定有餘。近年以來，怯薛丹並びに各枝兒の合に發すべき外處の馬疋が有る（のに），李可孫の人等は，本監の馬に發する文字を將つて領受するも，即ちに發する所の地面に遣趕して喂養せず，故意に遷延して，冬の深きに至るに直り，告げて説う【馬疋は瘦弱し，天氣は寒冷，地里は寯遠，前去すること能わず】。或いは別に緣故を稱し，草料の價錢を要むるを願う……』」。

とある。

また、『至正條格』斷例卷一「衛禁」【分揀怯薛歹】において李可溫と並列される亦里哈溫は，ilqa'ul すなわち ilqaqči 分揀/分例官。そして、『集史』にしばしば見える idāchi は——じゅうらい e'üdeçi (=『元朝秘史』卷七 20b：把門的每。玉典赤と表記されることが多い) に批定されてきたが—— idegçi 給食官である。「ガザン・カン紀」第三部の數條よりすれば，その職務は ilqaqči，böke'ül と同じ。アラビア語の al-sharābī，ペルシア語の sharāb-dār，テュルク語の badrīci に等しいとされるので，より嚴密に言えば葡萄酒擔當だろう。Jāmi' al-Tavārikh, f. 320a, 327b, 333b, *The Manuscript of al-Malik al-Afḍal*, p. 198, l. 3, l. 6, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 203, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 1, pp. 188-189.

- 28) Muhammad b. Hindūshāh Nakhchivānī, *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātīb*, Bibliothèque Nationale P463, f. 172a-173a, Али-заде, А. А. (ed), *Дастūr ал-Кātib фй Та'ййн ал-Марātīb*, vol. 2, Москва, 1976, pp. 67-72. なお，彼の父が編んだペルシア語=テュルク語辭典では，bulārghū を“ホラズムのことばで gurikhtah 脱走したもの/逃亡者をいう”と定義する。これはこれで後述の漢文資料が語る實情の一部と對應している。ちなみに同書でホラズムのことばとされるのは，āqā, āl, āl-tamghā, aighāq, injū, urtāq, ulām, ürdū, ür, bāsāq, bāvurchī, turqāq, turghū, tughār, tūlāj, chakmān, savghāt, siürghāmishi, ṭāriqchī, qā'an, qaranjūr, qūrultāi, kūj, naukar, yādāmishi, yāsā, yālūgh, yānchī, yarghū, yarligh と，いずれも大モンゴルの體制にかかわる重要語彙ばかり。“チングスの國”についてもちゃんと言及するだけに，ガザンの時代になぜ“ホラズム”の語が選ばれたのか——ホラズム王國を指すにせよ，ジョチ・ウルスを指すにせよ——検討を要する。ちなみに，17世紀の三種のアルメニア語・キプチャク語辭典の寫本を整理した E. Tryjarski は，bular-を baguer, errer と，bularyī を confondu, en désordre, embrouillé と，bularγīliḫ を confusion, désordre, embrouillement, erreur, すなわち彷徨，錯綜だと結論づける。Hindūshāh b. Sanjar Ṣāhibī Nakhchivānī, Bikdili (ed), *Ṣiḥāh al-'ajam*, Tehrān, 1366, p. 127, p. 76, pp. 87-90, p. 95, 97, pp. 149-150, p. 152, 160, 256, 284, 301, 328, 330, 333, 374, 449, pp. 475-478, p. 481, E. Tryjarski, *Dictionnaire arméno-kiptchak: d'après trois manuscrits des collections viennoises*, Tome I, Warszawa, 1968, p. 167.

- 29) 『華夷譯語』（甲種本）や『元朝秘史』で ordo は“宮”と譯されるが，同一文書の中で urdū と urdūhā 諸宮を明らかに使い分けている。『黑韃事略』“其居，穹廬則氈帳，無城壁棟宇，遷就水草無常。韃主曰徒帳，以從校獵，凡僞官屬從行，曰起營。牛馬囊駝以挽其車。車上空可坐可臥，謂之「帳輿」。輿之四角，或植以杖，或交以板。用表敬天，謂之「飯食」。車派而五之如蟻陣，縈紆延袤十五里，左右橫距，及其直之半。得水則止，謂之「定營」。主帳南向獨居，前列妾婦，次之僞扈衛，及僞官屬又次之。凡韃主獵帳所主，皆曰「窩裏陀」，其金帳柱以金製，故

名、凡僞嬪妃與聚落群起，獨曰「大窩裏陀」者，其地卷阿負坡阜，以殺風勢”，『史學指南』（中國國家圖書館藏元刊本）卷二「發端」“幹魯朶裏：車駕行在之所，金帳之內也”とあることを参考に、前者はあえて“大駕”と譯した。

- 30) *The Muqaddimat al-Adab*, f. 44a によれば、チャガタイ語の YWRT>yurt, モンゴル語の NTQ>nutuq, ペルシア語の manzil は同義。『元朝秘史』は nuntuq に營盤の傍譯を施す。『至正條格』斷例卷一「衛禁」【侵耕納鉢草地】に“元統二年五月二十二日，經正監奏「在前纛朝皇帝時分，大都至上都等處有的納鉢營盤，奉聖旨，教有司官提調着，俺委付火里孫當闐有來……奉聖旨「如今奴都赤內差好人，與中書兵部文書……」”とある。
- 31) *The Manuscript of al-Malik al-Afdal*, f. 202, l. 1, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 250 に、モンゴル語の mör, テュルク語の yol に等しいという。『元朝秘史』卷九 19b には  
忙豁中命 脫劣舌 那顔 抹兒 別乞 孛<sup>オールド</sup>灰中 約孫 阿主爲。巴阿鄰<sup>舌</sup> 阿合<sup>中</sup>因  
monqol-un törö noyan mör beki bo=qui yosun aǰuui. Ba'arin aqa-yin  
達達的 (理)[體例] 官 道子 官名 做的 理 有來。種名 長的  
兀魯<sup>黒</sup>不列埃 別乞 抹兒 必答訥 朶脫刺<sup>舌</sup> 迭額列<sup>舌</sup>額微 別乞 兀孫 額不堅  
uruq bü=le'ei. beki mör bidan-u dotora de'ere-ece beki Üsün ebügen  
子孫有來。 官名 道子 咱的 內 自上 官名 人名 老人  
孛<sup>オールド</sup>秃孩。  
bol=tuqai.  
做者。  
とあるように、「道」には「職掌」の意味が含まれる。譯語が用意周到に選擇されていることがわかる。とうじ、文書用語の對譯辭書が作成されていたのは確實だろう。
- 32) 『華夷譯語』甲種本「納門駙馬書」は、別種兒格<sup>揚</sup>幹兒脫兀的延 (>bezirget orto'ud-iyān. とともに外來語) の傍譯として“商賈”を當てる。栗林均『『華夷譯語』(甲種本)モンゴル語全單語・語尾索引』(東北大學東北アジア研究センター 2003年 p.95)。『大元馬政記』にも“據宣慰司・按察司・轉運司・總管府及諸衙門官吏・僧道・答失蠻・也里可溫<sup>オールド</sup>・不以是何軍民諸色人戶”という一節が見える。
- 33) “tamghā 印”なる語を用いていない。同時代のウイグル文書も nishan と tamga を明確に分ける。nishān は、アラビア語の al-'alāma, テュルク語・モンゴル語の belge に相當するという。じゅうらい nishan は、上から下への判物・お墨付きに限定されて考えられがちだが、じつは詞狀・文契なども含まれる。ひろく花押入り證明書と解しておけばよいか。belge は『華夷譯語』甲種本の來文で“驗<sup>しるし</sup>”と直譯される場合もあるので、nishān の譯語として、じつは最適である。*The Manuscript of al-Malik al-Afdal*, f. 205, l. 21, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 312, 山田信夫「タムガとニシャン」(『足利惇氏博士喜壽記念オリエント學・インド學論集』國書刊行會 1978年 pp.345-357 のち『ウイグル文契約文書集成 1』収録 大阪大學出版會 1993年 pp.496-484)
- 34) いわゆるパリ本は、gum-shudah を zāyī-shudah 損壞物に作るが、これでは意味が通らない。しかし、モンゴル語の būrelge 毀壞と寫されていたか、あるいはそう誤讀して直譯してしまったとすれば、『書記規範』収録の文書は、ほんらいウイグル文字モンゴル語原文があり、編者のナフチヴァーニーの手によってペルシア語に譯されたという證になる。
- 35) Raymond Beazley (ed), *The Text and Versions of John De Plano Carpini and William De Rubruquis, as printed for the first time by Hakluyt in 1598*, London, p. 51, p. 110.
- 36) さきに、宮紀子「東から西への旅人：常德——劉郁『西使記』より」(『ユーラシア中央域の

歴史構圖』 pp. 167-190) において、『太醫張子和老师儒門事親』（北京大學圖書館藏中統三年刊本）の高鳴の序文を用い、① ナスィールウッディーン・トゥーサーがフレグの令旨を受けて、キタイの歴史と天文学の知識を習得した時、そのインフォーマントとなった全真教の道士 FŪ MN JĪ が、フレグの侍醫の傅野と同一人物と見られること、② 1259 年、ときの大カン、モンケによってマラーガに派遣された常德が、じつは醫藥の専門家であり、フレグとの面會にあたって、傅野と從臣の萬家奴が仲介、立ち會ったこと、紹介した。そのさい、この萬家奴を“未詳”としたが、『集史』「フレグ・カン紀」最後の hikāyat —— フレグの學問獎勵、鍊金術への傾倒、死の顛末を述べるフォリオ —— にいうところの、Fārs の統治を任された amir WNKYANW=Vankiyānū/Vangiyānū その人だろう。そしておそらくは、『果樹園』『薔薇園』などの作品で名高いサアディーのパトロンで、1268-69 年にアバカ・カンに Fārs を委ねられた ANKYANW —— 『ヴァッサーフ史』卷二によれば“テュルク”で“キタイ”文字を操った —— とも同一人物だろう (*Jāmi' al-Tavārikh*, f. 239b/ タシュケント本, f. 209a. British Museum, or. ad16688, f. 115a は WRKYANW に誤る。いまのところ寫本がひとつしか知られていない『シャイフ・ウヴァイス史』では、WNKNW=Vankanū. Abū Bakr al-Qutbi al-Ahārī, *Tārikh-i Shaykh Uvays*, Leiden Univ, Or. 341, f. 67b, Shihāb al-Dīn 'Abd-Allāh Sharaf Shirāzī, *Tārikh-i Vaṣṣāf al-Haṣrat dar Ahvāl-i Salāṭīn-i Mughūl*, Bombay, pp. 193-194, Aya sofa3109, f. 280b-283a, Ibn Zarkūb Shirāzī, Vā'iz-Javādī(ed), *Shirāz-nāmah*, Tehrān 1350, p. 90. なお、『五分枝』のフレグの近臣リストにかれの名はない)。ここに訂正する。

管見の限り“家奴”なる名は遼すなわちキタイ以降にしか確認されず、キタイを中心にやがてはジャライル、カンクリなどにもひろまった。千家奴、百家奴、僧家奴、道家奴、金家奴(= 金剛奴)などの諸例からすれば、“家奴”は、僕を意味するキタイ語を漢語に翻譯したもので、契丹小字で𐰽𐰺𐰩、𐰽𐰺𐰩と記される。劉鳳翥等はその音價を kharu もしくは kanu と再現するが、𐰽は愛新覺羅烏拉熙春が整理・指摘するように、二等字 i 介音が遼代には登場していたとみて、ia と讀む可能性も残しておくべきだろう(『遼上京地區出土的遼代碑刻彙輯』 p. 42, p. 88, pp. 196-197, 『愛新覺羅烏拉熙春女眞契丹學研究』 p. 286)。契丹小字の音價を、韻書等、理念上の漢語の中古音をもとに再構築する研究がしばしば見られるが本末轉倒といわざるを得ない。むしろ、契丹字・パクバ字・ベルシア語等の表記から、現實における漢語の中古音を整理していく必要がある。『遼史』卷十三「聖宗本紀四」[十三年(995)十一月]「戊辰、高麗遣童子十人來學本國語」、『高麗史』卷二二「高宗世家」[十二年(1225)六月辛卯]に“東真人周漢投瑞昌鎮、漢解小字文書、召致于京、使人習傳、小字之學始此”とあるほか、『大遼事跡』の編纂を高麗が行ったことを考えれば、こんご朝鮮半島で女眞小字、契丹小字の解説書が発見される可能性にも期待したい。契丹大字、小字とアラビク・ウイグルの兩スクリプトによる對譯資料の発見も、中央アジア —— バラサグンやキルマーンを中心にじゅうぶんありうることである。

ひるがえって、萬家奴とは、“萬戸の僕”。フレグ・ウルスのカン、オルジェイトゥをはじめ、モンゴル時代には一人の人物が複数の名をもっていたこと、よく知られた事實だが、上述の『集史』の表記は、この重臣の名がキタイ音(漢音)のまま通用していたことを示している(じっさい、のちの大元ウルス治下では“家訥”あるいは“嘉訥”、“家閩”、“界奴”と表記される例も見える)。かれが常德の接見にたちあつた理由、そしてなにより、フレグの近臣のひとりキタイ軍團出身の可能性があると判明したことの意味は大きい。Fārs の統治のありかたは、東方における高麗 —— 駙馬國として王家の存續を認められると同時に行省が設置される二重構造 —— と酷似する。カラ・キタイに隣接し、フレグ・ウルスの重要な財源であったこ

の地に腹心の萬家奴を派遣した狙いはよくわかる。そして、ほぼ同時期、クビライの傘下では、太傅總領也可那延漢國公移刺百家奴（耶律禿花の孫）が一族ぐるみで全眞教を庇護していた（『元史』卷一四九「耶律禿花傳」，李晉撰「龍陽觀玉清妙真人本行記」北京圖書館金石組『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編 48 元（一）』中州古籍出版社 1990 年 p.27）。さらにふりかえってみれば、チンギス・カンの時代、數ヶ國語を操り重寶された阿海、禿花兄弟の軍團はもとより、サイン・ビチクチ（好き吏/書記官）と呼ばれた移刺捏兒なども仕えていたのだ（『元史』卷一四九「移刺捏兒傳」）。

ちなみに、“家奴”は、ペルシア語における hudābandah の bandah, ウイグル語名の Num-quli, Burkhan-quli, Tuin-quli などの Quli に對應する意譯と考えられる。かのラスール朝の百科事典は、アラビア語の 'abd, ペルシア語の bandah, テュルク語の qul, モンゴル語の bo'l, ギリシア語の dulos, アルメニア語の dzar を同義とする（*The Manuscript of al-Malik al-Afḍal*, p. 190, l. 29, p. 203, l. 4, *The King's Dictionary: The Rasūlid Hexaglot*, p. 111, p. 266）。金朝よりケレイトのトグリルがオン・カンの稱號を得たとき、チンギス・カンは札兀惕忽里（ja'ut-quri）の名分を得たが、これはまさにそのまま“百家奴”，あるいは“金朝の僕”のいずれかを意味するだろう（チンギス・カンより先、タイチウト族のアムバガイ・カアンがタタルの jū-yin irgen 𠵼の百姓によって捕らえられ大金皇帝のもとに送られたさい、タタル側の族長のひとりで重要な役割を果たしたモンケも jāūūt qūri と稱していた。なお、『オルジェイトウ史』は、“チンギス・カンの nām 名は、最初テムジンと定められ、そのご、Khitāi の Altān khān 金皇帝が彼の名を jāūūt qūri すなわち pādshāh-i mu'azzam 大パードシャーと定め、それから上天がチンギス・カンすなわち pādshāh-i pādshāhān パードシャーたちのパードシャーの laqab 稱號を賜った”という。Pādshāh については後註 119 参照。*Jāmi' al-Tavārikh*, f. 50a, Abū'l-Qāsim 'Abd- Allāh bn. Muḥammad al-Qāshānī, *Tārīkh-i Ūljāitū Sultān*, MS. Istanbul, Aya Sofya Cami, Kütüphanesi 3019/3, f. 114a, Paris, Bibliothèque Nationale, Ms. Supplément persan 1419, f. 13a）。『蒙韃備録』「韃主始起」が“成吉思，少被金人虜爲奴婢者十餘年”というのは、この名分を後者の意にとり、著者の孟珙が誤解した可能性を示唆するが、とうじのジャウクト 𠵼漢の領域を考えれば——モンゴルがいうところの Jāūqūt < ja'ut は, Khitāi, Qalakhitāi 黑契丹, Jūjah 女眞を包括する黄河以北の vilayat 邦土を指す（*Jāmi' al-Tavārikh*, f. 94b）——、前者より高い地位だと思われる。いずれにしても、『蒙韃備録』は、テムジンの父 イェスゲイ・バートルが百戸の下の牌子頭（十人之長。『三朝北盟會編』卷三の女眞の軍制の解説に見える。『黑韃事略』作“排子頭”。『至元譯語』=“號魯那延”）だったとするので、それなりの出世ではある

- 37) M, Minovi & V. Minorsky, Naṣir al-Din Ṭūsi on Finance, pp. 755-789.
- 38) フィレンツェの商人ジョヴァンニ・ヴィッラーニの『年代記』は、アルメニアのヘトゥム侯の『東方史の華』とヴェネツィアのマルコ・ポーロの *Il libro ditto Milione* をモンゴル關係の典據とすること、明確に述べており、少なくとも 1348 年頃までには、*Il Milione* がイタリアの主要都市において流通していたことがわかる。Giovanni Villani; edizione critica a cura di Giuseppe Porta, *Nuova Cronica*, vol. 1, Libro Sesto, XXIX, Parma, 1990-1991, p. 256, vol. 2, Libro Nono, XXXV, pp. 56-57. なお、1258 年頃には、コンスタンティノーブル近邊でフランク王國およびヴェネツィアの商人たちがジェノヴァの商人と衝突しはじめていたこと、パウル・ヘブラエウス (1225-1286) の『年代記』に記されている。ちなみに、この書は、宗教誌・各國史・世界史の性格を有し、フレグ・ウルスのマラーガの王立圖書館所藏の多言語資料——ペルシア語・アラビア語・シリア語・ヘブライ語・アルメニア語など——を存分に利用しながら記述

- され（『東方史の華』も参照している）、『集史』がタブーとして言及しないモンゴル史にかかわる事実も少なからず見える。著者自らのシリア語版とアラビア語版がいまに傳わり、かれの30件を超える醫學・藥學・哲學等多分野の翻譯・著書は、東西の文化交流を考えるうえで欠かせない資料となる。ローマ教皇、フランク王國、イベリア半島とビザンツ、フレグ・ウルス間の外交使節はもとより、ヴェネツィア商人たちも、バール・ヘブラエウスの著述を見る機會は十分にあっただろう。さらに、ウイグル（オングト？汪昆 *onggun* 神をもつものたち。吾昆神魯部族と譯されることもある）出身で同じくネストリウス派キリスト教徒のラッパン・サウマーの見聞（大元ウルス、フレグ・ウルスがヨーロッパ諸國へ派遣）の一部分が『ヤバラーハ三世傳』としてシリア語で傳來しているが、もともとはペルシア語で書かれていたといわれる。W. Budge (tr), *The Chronography of Gregory Abū'l Faraj Bar Hebraeus*, Vol. 1, Oxford University Press, 1932, Abū'l Faraj Jamāl al-Dīn ibn al-Ibrī, *Tārīkh al-Zamān*, Beirut, 1986, Bar Hebraeus, J. A. Montgomery (tr), *The History of Yaballaha III Nestorian Patriarch and of His Vicar Bar Sauma*, Colombia University press, 1927, Bar Hebraeus, W. Budge (tr), *The Monks of Küblāi Khān Emperor of China*, London, 1928.
- 39) モンゴルたちの鷹狩り好きは、とうじの東西世界に知れ渡っていた。臺灣故宮博物院が藏する劉貫道の「元世祖出獵圖」は、クビライ以下諸色人の馬・鞍・獲物・武器・barsci 豹使い等の衣装等を詳細に伝えるきわめて貴重な畫像資料だが、そのほかにも同じく故宮博物院所藏の元人「射雁圖」やイスタンブルのトプカプ・サライ所藏の畫帳 H. 2160 の fol. 88r 狩獵圖などが知られている。また、イスラム陶器の小鉢の内側にも、躍動感あふれる馬上の鷹匠——右前の衣に長髪——が好まれて描かれる。日本でも徳川家に傳來した狩獵圖彫彩漆盆は、沈金が施されそのこと自體が特別な意味をもつが、なにより劉貫道の繪とも連動し、モンゴル貴族たちや鷹・犬が刻まれている。『畫馬名品特展圖錄』（國立故宮博物院 1990年 pp. 29-32, pp. 38-39）、E. J. Grube & E. Sims, *Between China and Iran : Paintings from Four Istanbul Albums*, University of London, 1986, fig. 46, Oya Pancaroğlu, *Perpetual Glory : Medieval Islamic Ceramics from the Harvey B. Plotnick Collection*, Yale University press, 2007, p. 111, Giovanni Curatola, *Persian Ceramics : From the 9<sup>th</sup> to the 14<sup>th</sup> Century*, Skira, 2006, pp. 119-120, 『室町將軍家の至寶を探る』（徳川美術館 2008年 p. 138）、『唐物漆器』（徳川美術館藏 1997年 p. 54）
- 40) 『山居新語』卷二「皇朝貴由赤、即急足、快行也。每歲試其脚力、名之曰放走。監臨者、封記其髮、以一繩攔定、俟齊去繩走之。大都、則自河西務起、上都、自泥河兒起、至內中。越三時、行一百八十里、直至御前、稱萬歲禮而止。頭名者賞銀一錠、第二名賞段子四表裏、第三名賞二表裏、餘者各一表裏」。『南村輟耕錄』卷一「貴由赤」もほぼ同内容の記事を傳える。
- 41) Marco Polo ; prima Edizione Integrale a cura di Luige Foscolo Benedetto ; L. S. Olschki (ed), *Il Milione*, Firenze, 1928, p. 87.

Et tous les osians dou grant sire, et encore celz des autres barons, ont une petite table d'argent as pies, en la quel est escrit les nom de cui il est et qu'il le tient. Et por ceste mainere est le osians conneu tant tost qu'il est pris et est rendu a celui de cui il est. Et se l'en ne set de cui il est, aporte a un baron que est apellés **bularguci**, que vant a dir le gardiens des couses que ne treuvent seignor. Car je vos di que se l'en trouve un chevaus o une espee ou un osiaus ou autre couse et il ne treuve de cui il soit [si est porté mantinant]]] a ceste baronz ; et cil la fait prendre et garder. Et celui qui la trove, se il ne la porte tant tost, il est tenu por lairon. Et celz que ont perdue les couses s'en vunt a ceste barons, et [se] celui le a, le la fait rendre tout mantinant. Et cestui baron demoire toutes foies eu plus ant leus de tote l'ost con son

confanon, por que cele que o[n]t perdues les chouses les voient erament. Et en ceste mainere ne se poent perdre nulle chouse que ne soient trouuee et rendues.

Giovanni Battista Ramusio, *I Viaggi di Messer Marco Polo; Gentiluomo Veneziano, Delle Navigazioni et Viaggi*, Venezia, 1559, p. 28a.

- 42) 『秋澗先生大全文集』卷八四「烏臺筆補」【爲春水時預期告諭事狀】“近知得；河間路任丘縣南史村軍戶劉阿李爲殘害海青事。將本婦人處斷訖。參詳。在先，爲鷹隼・海青公事，然省部欽奉聖旨，遍行隨路，出榜省諭。而農民愚懇，月日深遠，不無遺忘，兼海青飛舉，動輒千里。切恐；遠方之人，不知係是車駕飛放禽羽。以憚愚見，今後御前鷹隼・海青，合無懸帶記驗如前朝牙牌之制，每遇春秋飛放之時，更令所司預期將一切禁忌違犯之事重行，嚴切省諭，使農民臨時，又得曉然通知。如此豈惟易避難犯，亦不致悞有損害，似爲便當。今後，設或復有違犯之人，乞送有司，照依札撒，斷罪施行”。『元典章』卷三八「兵部五」《飛放》【鷹鶴顏色揅皮】“中書省劄付「至元二十一年十一月二十一日，鷹房子撒的迷失說稱『俺爲上位的鷹鶴失了，鷹鶴分與諸人的辨不得』上奏呵，奉聖旨『百姓的諸人鷹鶴每脚上，拴繫揅皮使用黑色皮子者。休用紅紫雜色皮子』。欽此」。
- 43) Louis de Mas-Latrie, Privilège commercial accordé en 1320 à la République de Venise par un roi de Perse, faussement attribué à un roi de Tunis, *Bibliothèque de l'ecole des chartes*, tome31, 1870, pp. 72-102, G. M. Thomas, *Diplomatarium Veneto-Levantinum sive acta et diplomata res Venetas Graecas atque Levantis illustrantia, I, a. 1300-1350*, Venezia, 1880, pp. 173-176.
- 44) 條約のほかの項目にも charauli/charaulo, Çerchuçi, chalamaçi など，明らかにモンゴル語を寫した單語が散見される。Francesco Balducci Pegolotti, A. Evans (ed), *La pratica della mercatura*, Massachusetts, 1936, p. 22.
- 45) 5. Item, che in tute parte del **vostro imperio**, la o le soe charavane possera, e furto o danno alguno li fosse fato, che la signoria, tatauli, charauli e çente de quello logo o sia de quelle contrade sia tegnude de çerchar lo dito furto o danno, et intregamente trovar, quando ello li fosse denunciadoad li diti **nostri Vinitiani**. E se quello chotal furto o danno no se trovasse, overo che li robadori no mostraseno, si sia tegnudi el dito furto o danno a li **vostri Venetiani** de mendar. 明らかに最後の vostori は nostri の誤りだろう。Louis de Mas-Latrie と G. M. Thomas の轉寫には少なからぬ異同がある。Il Milione やイブン・バットウータの傳えるモンゴルの通例では，誰かのところで盗まれた他人の馬が見つかった場合，当該の人は馬を本來の持ち主のもとに戻し，さらに馬と一緒に同等の馬九頭を賠償せねばならず，それが出来ない場合，自身の子供たちを質に取られる。子供が無い場合は羊を屠ると同様に殺される。Benedetto (ed), *Il Milione*, p. 57, Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo*, p. 15a, *The Travels of Ibn Battūta*, vol. 2. pp. 473-474, vol. 3, p. 586. 『元典章』卷四九「刑部十一・諸盜」《偷頭口》
- 46) 蔡美彪『八思巴字碑刻文物集釋』（中國社會科學出版社 2011年 p.167）。
- 47) のち至元十二年（1275）には，諸寺が蓄えていた闡遺すなわち buralq の人口をひっくり返り取上げたほか，至元二九年（1292）にも，杭州などの諸山の寺が孛蘭奚，逃駝，避役の軍民，來歴不明の人等について勝手に剃髮させることを禁じている。『元史』卷八「世祖本紀」[至元十二年夏四月丁卯]，『元典章』卷三三「禮部六」《釋教》【披剃僧尼給據】
- 48) 『元典章』卷三四「兵部一・軍役」《軍駝》【拘刷在逃軍駝】，卷五六「刑部十八・闡遺」《孛蘭奚》【孛蘭奚逃軀不得隱藏】
- 49) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編 48 元（一）』p.13, 杉山正明「草堂寺闡遺太子令旨碑の譯注」(『史窓』47 1990年 のち『モンゴル帝國と大元ウルス』収録 京都大學學術出版會

2004年 pp.425-456)

- 50) 『華夷譯語』(中國國家圖書館藏明抄本)「人事門」の“補:那可”に記されたウイグル文字参照。
- 51) 『大元聖政典章新集至治條例』「刑部・詐偽」《偽造》【偽造省印劄付詐關官錢】参照。ちなみに、『元朝秘史』にしばしば登場する Buyuruq qan は『皇元聖武親征錄』において“盃祿可汗”と音譯される。仁宗アユルバルワダの命をうけ Tobča'an の漢譯『聖武天開紀』をなしたチャガンは、湖廣・江西にて20年餘り、地方勤務の任にあった(チャガンの父は、バルフ出身で、一族をあげてフレグに歸順、投下領の管理を委ねられ、大元ウルスに移住した)。『元史』卷一三七「察罕傳」参照。
- 52) “奚”は『蒙古字韻』、『事林廣記』「百家姓蒙古文」のパクパ字では hei、『蒙古韻略』のハンゲルでは fījoi の發音表記である。しかし、モンゴル時代の黄金のバイザにパクパ字モンゴル語で aldaqu ük'ugu と記される aldaqu は、按打奚と漢字で音譯される。また漢字表記の h, f 音がときにモンゴル語の q 音を表すことは、『元朝秘史』の漢字表記モンゴル語の部分のみれば、あきらかである。『黑韃事略』“有過則殺之、謂之按打奚”、『史學指南』卷四「雜刑」“斷按打奚罪過、謂斷沒罪過也”とあるごとく、死刑および一家の財産・人口の沒收を指す。1240年に、オゴデイの也可合敦たるボラクチン皇后等が平陽路のダルガ・管民官に『道藏』の刊行關連の指示を出した命令文の末尾のウイグル文字モンゴル語の添え書きに、“ken-e minu üge buši bolqa=qsan kümün qa'a ere'e **aldaq** eri=ye bol=tuqai 誰であれ俺の言語に別く<sup>われらのウゲ</sup>的<sup>そむ</sup>者<sup>ところの</sup>は、何處<sup>どこ</sup>であれ罪過に按打奚を尋めて教做者”(『元代白話碑集錄』拓本(二))とあり、『元朝秘史』卷九6aのチンギス・カンの聖旨には
- 幹勅者秃忽<sup>もと</sup>中秃<sup>ななしめよ</sup>者勅篋也孫 阿勅答勅 阿勅答阿速 額列<sup>舌</sup>兀突兒<sup>舌</sup> 不幹羅<sup>舌</sup>  
 ölüjeitü qutuqtu jelme yisün **aldal** **alda**=asu **ere'ü**-tur bū oro  
 福有的 慶有的 人名 九次 罰 罰 呵 罪裏 休教入  
 秃孩<sup>中</sup>  
 =tuqai  
 者。  
 とある。
- 53) Naşir al-Din Munşî Kirmânî, *Simt al-'Ulâ li-l-Hazrat al-'Ulyâ dar Tarikh-i Qarâ- Khitâyân-i Kirmân*, Aya Sofya Cami, Kütüphanesi 3019, f. 97a, l. 8, *Târikh-i Üljâitü Sultân*, イスタンブル本 f. 171a, l. 1-f. 172a, l. 3, パリ本, f. 54b, l. 12-f. 55b, l. 14.
- 54) *Târikh-i Vaşşâf*, Bombay, p. 552, l. 22. *Târikh-i Üljâitü Sultân*, イスタンブル本 f. 171b, l. 23, l. 25, パリ本 f. 55b, l. 7, l. 10.
- 55) *Târikh-i Üljâitü Sultân*, イスタンブル本 f. 170a-f. 171b, パリ本 f. 52b-55b.
- 56) *Târikh-i Üljâitü Sultân*, イスタンブル本 f. 170a, l. 9, パリ本 f. 52b, l. 13.
- 57) *Târikh-i Üljâitü Sultân*, イスタンブル本 f. 224a, l. 21, パリ本 f. 132a, l. 14, 杉山正明「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」(『西南アジア史研究』27 1987年のち『モンゴル帝國と大元ウルス』pp.334-370に収録)。
- 58) *Jâmi' al-Tavârikh*, f. 322b, l. 9, l. 24. 大英図書館 f. 254b, l. 8, f. 255a, l. 5.
- 59) Cleaves, F. W., The Sino-Mongolian Inscription of 1335 in Memory of Chang Ying-Jui, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, vol. 13, Plate XII, Plate XXXII, 『中國藏黑水城漢文文獻③俸祿與分例文書卷』p. 613, p. 616.
- 60) 關遺: 關遮也。路有遺物, 官遮止之, 伺主至而給與, 否則舉沒於官。

- 61) 『故唐律疏義』卷十六「擅興」【私有禁兵器】“諸私有禁兵器者，徒一年半”<sup>〔圖〕</sup>“即得闕遺，過三十日不送官者，同私宥法”，卷十九「賊盜」【強盜】“諸強盜”<sup>〔圖〕</sup>“即得闕遺之物，財主來認，因即毆擊，不肯還物”，卷二七「雜律」【得闕遺物】“諸得闕遺物，滿五日不送官者，各以亡失罪論；賊重者，坐賊論。私物，坐賊減二等”，卷三十「斷獄」【輸備贖沒入物】“諸應輸備・贖・沒・入之物，及缺負應徵，違限不送者，一日笞十，五日加一等，罪止杖一百。若除免官當，應追告身，違限不送者，亦如之”<sup>〔圖〕</sup>“入者，謂得闕遺之物，限滿無人識認者，入官及應入私之類”。
- 62) 『泰和律』が唐律に則っていることは、『四庫全書總目』卷八四「政書類存目」《永徽法經》參照。
- 63) 卑近な例だが，1997年から99年にかけて南京大學に留學していたおり，近くに古南都飯店というホテルがあった。英語表記ではGrand Hotel。南京が昔の江南の首都であったことを示すと同時に，南京っ子の發音ではnとlが逆轉するので，gulanduとちゃんと音譯になっていたのだ。發想はもちろん，rとlの違いを氣にしておらず，ほとんど同じ翻譯法といっている。
- 64) 『通典』卷二三「職官五・尚書下」《兵部尚書》【○駕部郎中一人】“周禮夏官之屬有輿司馬，又有校人・主馬之官，又有牧師，掌牧放。又有巾車，掌公車之政・及王之五輅，此皆駕部之本也。魏晉尚書有駕部郎。宋時駕部屬左民尚書。齊亦有之。後魏與北齊竝曰駕部郎中。後周有駕部中大夫，屬夏官。隋初為駕部侍郎，屬兵部。隋辛公義駕部侍郎，勾檢馬牧，所獲十餘萬疋。文帝喜曰「唯我公義，奉國竭忠」。煬帝除「侍」字。武德三年，加「中」字。龍朔二年，改為司輿大夫。咸亨初復舊，天寶中，改駕部為司駕，至德初復舊。掌輿輦・車乘・郵驛・廐牧，司牛馬驢騾・闕遺雜畜。開元十八年閏六月，敕「比來給傳使人，為先傳寫，事煩勞煩。自今以後，應乘傳者，宜給紙券」。二十三年十月敕「新給都督刺史并關三官州上佐，竝給驛發遣」。二十八年六月敕「有陸驛處，得置水驛」。自二十年以後，常置館驛使，以他官為之」，『大唐六典』卷五「尚書兵部」“駕部郎中・員外郎，掌邦國之輿輦・車乘・及天下之傳驛・廐牧・官私馬牛雜畜之簿籍。辨其出入闕逸之政令，司其命數。凡三十里一驛，天下凡一千六百三十有九所”。
- 65) 『通典』卷二三「職官五・尚書下」《刑部尚書》【○司門郎中一人】“周禮地官有司門下大夫，掌授管鍵啓閉，歷代多缺，至後周，依周官，隋初有司門侍郎，煬帝除「侍」字，武德三年，加「中」字，龍朔二年，改為司門大夫，咸亨元年，復舊。掌門籍・關橋及道路・過所闕遺物事」，『大唐六典』卷六「尚書刑部」“司門郎中・員外郎，掌天下諸門及關出入往來之籍賦，而審其政。凡關二十有六，而為上中下之差，京城四面關，有驛道者為上關，餘關有驛道及四面關無驛道者為中關，他皆為下關焉。所以限中外隔華夷，設險作固，閑邪正暴者也。凡關呵而不征，司貨賄之出入，其犯禁者，舉其貨，罰其人”，『新唐書』卷四六「百官志」《尚書省》【刑部】“司門郎中・員外郎，各一人。掌門關出入之籍・及闕遺之物。凡著籍，月一易之，流內，記官爵姓名，流外，記年齒・貌狀，非遷解不除。凡有召者，降墨敕，勘銅魚・木契，然後入。監門校尉巡參者曰送平安。凡奏事，遣官送之，晝題時刻，夜題更籌，命婦諸親朝參者，內侍監校尉涖索。凡輦輦車，不入宮門。闕遺之物，揭於門外，勝以物色，暮年沒官。天下關二十六，有上・中・下之差，度者，本司給過所；出塞踰月者，給行牒；獵手所過，給長籍，三月一易，蕃客往來，閱其裝重，入一關者，餘關不讖”。
- 66) 『通典』卷一四九「兵二」《雜教令附》[大唐衛公李靖兵法曰]“○諸捨得闕遺物，當日送納虞候者，五分賞一。如緣軍須者，不在分賞之限。三日內不送納官者，後殿見而不收者，收而不申軍司者，竝重罪。三日外者，斬。○諸有人捨得闕物，隱不送虞候，旁人能糾告者，賞物二十段。知而不糾告者，杖六十。其隱物人，斬。○諸行軍立營，驢馬各於所管地界放牧，如營側草惡，便擇好處放，仍與虞候計會，不使交雜。各執本營認旗，如須追喚，見旗即知驢馬處所。諸軍驢

馬牧放，不得連繫，每軍營令定一官，專檢逐水草合群放牧，仍定一虞候果毅，專巡諸營水草，各令分界牧放，不許參雜。○諸軍馬聚會，其數既衆，應行六畜，竝仰明爲軍印，仍須別爲營印，防闌擬，攝憑理認。○諸營兵發以後，捉得闌遺畜生，亦有兵士失却驢馬・衣服・馱運不能勝舉，并仰於捍後虞候處，取闌遺畜生，馱至前營，其六畜却分付虞候，不得不經虞候。擅取者・及借不送・并翦破印及毛尾者，斬”，卷一五七「兵十」《下營斥候并防捍及分布陣附》[大唐衛公李靖兵法曰]“右虞候既先發安營，踏行道路，修理泥濘・橋津，檢行水草，左虞候排窄路，橋津捍後，收拾闌遺，排比隊仗，整齊軍次，使不交雜。○諸兵馬發引，或逆泥濘・或阻山河，其路有須填補，有須開拓。左右虞候軍兵，先多於諸軍取充虞候子。右虞候，先將此兵修理橋梁泥濘，開拓窄路。左虞候，排窄路，捍後，收拾闌遺”。

- 67) 『北史』卷二四「王憲傳」“皓字季高，少立名行，爲士友所稱。遭母憂，居喪有至，性儒緩，亦同諸兄。嘗從文宣北征，乘赤馬，旦蒙霜氣，遂不復識，自言失馬，虞候爲求覓不得。須臾日出，馬體霜盡，繫在幕前，方云「我馬尙在”。
- 68) 『宋刑統』卷二七「地內得宿藏物得闌遺物」，『慶元條法事類』卷八十「雜門」《闌遺敕・令・格》
- 69) 『令義解』卷一「職員令第二」“左京職右京職准此。管司一，大夫一人掌左京戶口名籍・字養百姓・糺察所部・貢舉・孝義・田宅・雜徭・良賤・訴訟・市釐・度量・倉廩・租調・兵士・器仗・道橋・過所・闌遺雜物・僧尼名籍事”，“攝津職帶津國，大夫一人掌祠社・戶口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糺察所部・貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・市釐・度量輕重・倉廩・租調・雜徭・兵士・器仗・道橋・津濟・過所・上下公使・郵驛・傳馬・闌遺雜物・檢校舟具・及寺僧尼名籍之事”，“大宰府帶筑前國，帥一人掌祠社・戶口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糺察所部・貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵驛・傳馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・闌遺雜物・及寺僧尼名籍・審客歸化・饗讌之事”，“大國守一人掌祠社・戶口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糺察所部・貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵驛・傳馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・闌遺雜物・及寺僧尼名籍事。餘守准此。其陸奥・出羽・越後等國，兼知饗給，征討斥候。壹岐・對馬・日向・薩摩・大隅等國，惣知鎮捍防守，及審客歸化。三關國又掌關割及關契事”，卷八「厩牧令第廿三」“凡國郡所得闌畜謂：闌與關同。闌，妄也。言無主繫養。妄以放逸也\*，皆仰當界內訪主。若經二季，無主識認者，先充傳馬。若有餘者出賣。得價入官。其在京，經二季，無主識認者，出賣。得價送贖贖司。後有主識認者，勘當知實，還其本價”，“凡闌遺之物，五日內申所司。其贓畜，事未分決，在京者，付京職。斷定之日，若合沒官出賣。在外者，准前條”，卷九「捕亡令第廿八」“凡亡失家人，奴婢，雜畜，貨物，皆申官司案記。若獲物之日，券證分明，皆還本主”，“凡得闌遺物者，皆送隨近官司。在市得者，送市司。其衛府巡行得者，各送本衛。所得之物，皆懸於門外。有主識認者，驗記責保，還之。雖未有記案，但證據灼然可驗者，亦准此。其經卅日，無主認者，收掌。仍錄物色榜門。經一周無人認者，沒官，錄帳，申官聽處分。沒入之後，物猶見在，主來識認，證據分明者，還之”。
- \*淳和天皇に注釋を命ぜられた清原夏野等が、『律音義』「衛禁第二」の“闌入：落千切。無符籍妄入日闌。後同”，『史記集解』卷一二〇「汲鄭列傳」の“應劭曰：「闌，妄也。律：胡市，吏民不得持兵器出關。雖於京師市買，其法一也」。瓚曰「無符傳出入日闌」に據って附したものであろうが，闌遺の解釋としては牽強付會といわざるを得ない。ただし，「汲黯列傳」の當該箇所は，投降してきた匈奴の渾邪王に長安の商人たちが品物を賣ったのに對し，國境地帯で禁制の品物を妄りに輸出した（闌出財物于邊關）のに等しいとして罰せられそうになった事件を述べたもので，後述する北宋・キタイ間の闌遺のイメージに重なる。
- 70) 『續資治通鑑長編』卷七二“[辛亥]上以御筆所記送闌馬事示宰相曰「雄州奏得『闌馬送契丹』，又奏『近有盜馬以歸投者，亦止稱闌遺，牒送』。此詐也。彼豈知耶。宜諭雄州，自今有若此者，

當閱實還之。無涉欺誕”]，卷二八九“乙酉，詔械走投漢界北人王善及其妻子，蒙塞耳目，至代州隄送北界。以上批「緣邊所收西北界闡遺人口，當送還者，竝蒙塞耳目，勿令有所聞見」故也”，卷二九八“[戊申]，閩門祇候知雄州歸信容城縣李澤遷一官，仍賜絹五十匹。時北界巡馬犯邊，澤與格鬪重傷故也。上批「府州牧羊峰・代州海回寨・成德軍解子平侵地・火山軍闡遺馬・廣信軍拘留百姓趙消・雄州巡馬相殺傷・涿州修城料夫・北界辦理此七事未絕，慮因常使或專遣人來，事之始未及所以應之之辭，亦宜豫爲經慮一宗文字，可專委檢詳官范育主領編錄”。

- 71) 『大元馬政記』『馬政雜例』至元二年六月聖旨，「元鮮于伯機書張彥享行狀稿」“至元二年，朝廷經營江淮，以姦人盜馬資敵，詔河南百姓，不得畜馬，官三品，許存五疋，其次各以等降，匿者額外，乘騎者有罪。自潼關東至毫之武津關沿河，設提舉司，以扼河北之馬，其不應渡南者不許濟。一司用蒙古・漢人各一員，蒙古人，上自選擇，漢人，從中書進名”。
- 72) 『正徳大明會典』卷一一一「兵部六」《事例》【行軍號令】，卷一三五「刑部十」【得遺失物】
- 73) Benedetto (ed) *Il Milione*, p. 87. Ramusio, *I Viaggi di Messer Marco Polo*, p. 28a.
- 74) 『元史』卷四「世祖本紀」[中統二年(1261)六月丙申]“罷諸路拘收李蘭奚”。
- 75) 宮紀子「叡山文庫所蔵の『事林廣記』寫本について」(『史林』91-3 2008年5月 pp.1-41) 参照。
- 76) 『大元馬政記』『和買馬』
- 77) 『元典章』卷五六「刑部十八・闡遺」《李蘭奚》【拘收李蘭奚人口】，『通制條格』卷二八「雜令」《闡遺》
- 78) 『元典章』卷三四「兵部一・軍役」《軍駝》【拘刷在逃軍駝】，卷五六「刑部十八・闡遺」《李蘭奚》【李蘭奚逃驅不得隱藏】。また，クビライを踏襲した成宗テムルは，大徳五年(1301)，とくに江南のタマ軍から逃亡奴隸——これも buralq の人口に該當——が續出していることを

重く見て

不揀<sup>だれて</sup>誰<sup>あつても</sup>，休<sup>な</sup>隱<sup>そ</sup>藏<sup>もの</sup>者<sup>たち</sup>。隱<sup>あ</sup>藏<sup>れ</sup>する<sup>もの</sup>的<sup>は</sup>每<sup>は</sup>罪<sup>あり</sup>過<sup>者</sup>。逃<sup>に</sup>走<sup>り</sup>する<sup>の</sup>的<sup>の</sup>人<sup>を</sup>拿<sup>と</sup>住<sup>わ</sup>た<sup>呵</sup>，轉<sup>て</sup>送<sup>ら</sup>して  
 他<sup>の</sup>本<sup>主</sup>に<sup>と</sup>與<sup>え</sup>者<sup>よ</sup>。逃<sup>を</sup>驅<sup>を</sup>を<sup>隠</sup>藏<sup>し</sup>著<sup>し</sup>て<sup>いた</sup>的<sup>は</sup>斷<sup>つ</sup>沒<sup>せ</sup>者<sup>よ</sup>。和<sup>の</sup>尙<sup>と</sup>，先<sup>の</sup>生<sup>と</sup>，匠<sup>の</sup>人<sup>毎</sup>(= 匠<sup>の</sup>局<sup>院</sup>)，村<sup>の</sup>坊<sup>と</sup>・道<sup>の</sup>店<sup>の</sup>の<sup>おの</sup>各<sup>の</sup>管<sup>を</sup>する<sup>頭</sup>目<sup>毎</sup>，隣<sup>の</sup>家<sup>毎</sup>の<sup>み</sup>ら<sup>か</sup>に<sup>し</sup>知<sup>も</sup>も<sup>首</sup>告<sup>し</sup>な<sup>か</sup>つ<sup>た</sup>呵<sup>ら</sup>，重<sup>く</sup>  
 罪<sup>の</sup>過<sup>を</sup>を<sup>要</sup>め<sup>者</sup>。那<sup>の</sup>般<sup>の</sup>人<sup>毎</sup>(= 逃<sup>の</sup>驅<sup>を</sup>)を<sup>尋</sup>ね<sup>著</sup>た<sup>呵</sup>，他<sup>の</sup>每<sup>の</sup>的<sup>の</sup>萬<sup>の</sup>戶<sup>，</sup>千<sup>の</sup>戶<sup>，</sup>百<sup>の</sup>戶<sup>，</sup>牌<sup>の</sup>子<sup>頭</sup>の<sup>の</sup>  
 使<sup>の</sup>長<sup>毎</sup>の<sup>な</sup>ま<sup>を</sup>を<sup>寫</sup>い<sup>著</sup>，城<sup>の</sup>子<sup>裏</sup>官<sup>人</sup>每<sup>根</sup>底<sup>分</sup>付<sup>け</sup>，行<sup>の</sup>省<sup>に</sup>文<sup>書</sup>を<sup>與</sup>え<sup>て</sup>，好<sup>い</sup>人<sup>を</sup>を<sup>交</sup>て  
 轉<sup>て</sup>送<sup>ら</sup>せ<sup>著</sup>分<sup>付</sup>け<sup>，</sup>他<sup>の</sup>の<sup>主</sup>人<sup>に</sup>と<sup>與</sup>え<sup>者</sup>

という聖旨を發令，各地に文書を下して榜<sup>たて</sup>や壁<sup>か</sup>・堀<sup>ぼり</sup>への掲<sup>か</sup>示<sup>じ</sup>によって通<sup>つ</sup>知<sup>せ</sup>しめた。さらに，大徳十一年(1307)，武宗<sup>たて</sup>カイ<sup>ふだ</sup>シヤ<sup>ん</sup>は

諸<sup>の</sup>王<sup>・</sup>駙<sup>の</sup>馬<sup>・</sup>公<sup>・</sup>主<sup>毎</sup>根<sup>底</sup>，各<sup>の</sup>枝<sup>の</sup>兒<sup>の</sup>裏<sup>に</sup>に<sup>び</sup>び<sup>に</sup>和<sup>の</sup>尙<sup>・</sup>先<sup>の</sup>生<sup>毎</sup>根<sup>底</sup>：不<sup>は</sup>以<sup>て</sup>是<sup>の</sup>何<sup>の</sup>投<sup>の</sup>下<sup>の</sup>の<sup>裏</sup>でも<sup>も</sup>，  
 入<sup>り</sup>去<sup>る</sup>的<sup>の</sup>逃<sup>の</sup>驅<sup>毎</sup>を<sup>隠</sup>藏<sup>する</sup>もの<sup>が</sup>有<sup>つ</sup>た<sup>呵</sup>，立<sup>つ</sup>る<sup>に</sup>限<sup>一</sup>百<sup>日</sup>を<sup>與</sup>え<sup>，</sup>限<sup>内</sup>に<sup>出</sup>て<sup>來</sup>  
 て，他<sup>の</sup>の<sup>根</sup>脚<sup>huja'ur</sup>の<sup>裏</sup>の<sup>使</sup>長<sup>根</sup>底<sup>去</sup>き<sup>來</sup>た<sup>つ</sup>た<sup>呵</sup>，他<sup>の</sup>每<sup>の</sup>的<sup>の</sup>罪<sup>の</sup>過<sup>を</sup>を<sup>免</sup>じ<sup>了</sup>，這<sup>の</sup>般<sup>の</sup>道<sup>の</sup>  
 來<sup>の</sup>に<sup>出</sup>來<sup>する</sup>を<sup>肯</sup>ぜ<sup>ざる</sup>的<sup>の</sup>每<sup>は</sup>，後<sup>の</sup>頭<sup>，</sup>人<sup>有</sup>り<sup>て</sup>首<sup>告</sup>が<sup>出</sup>て<sup>來</sup>た<sup>呵</sup>，奴<sup>の</sup>婢<sup>毎</sup>根<sup>底</sup>斷<sup>ず</sup>  
 こと(杖<sup>の</sup>罪<sup>八十</sup>七<sup>を</sup>下<sup>し</sup>轉<sup>送</sup>して他<sup>の</sup>の<sup>本</sup>主<sup>に</sup>と<sup>與</sup>え<sup>，</sup>不<sup>は</sup>揀<sup>て</sup>是<sup>の</sup>誰<sup>の</sup>隱<sup>藏</sup>し<sup>着</sup>體<sup>例</sup>に<sup>依</sup>つ<sup>て</sup>  
 首<sup>して</sup>出<sup>て</sup>來<sup>な</sup>な<sup>か</sup>つ<sup>た</sup>的<sup>の</sup>每<sup>は</sup>斷<sup>ず</sup>ること<sup>七十</sup>七<sup>を</sup>下<sup>し</sup>，家<sup>私</sup>の<sup>内</sup>，三<sup>分</sup>する<sup>中</sup>で<sup>，</sup>  
 一<sup>分</sup>を<sup>斷</sup>沒<sup>し</sup>首<sup>告</sup>する<sup>的</sup>人<sup>に</sup>と<sup>與</sup>え<sup>，</sup>兩<sup>隣</sup>の<sup>外</sup>，主<sup>首</sup>・社<sup>長</sup>の<sup>み</sup>ら<sup>か</sup>に<sup>し</sup>知<sup>も</sup>も<sup>告</sup>する<sup>を</sup>肯<sup>ん</sup>  
 ぜ<sup>ざる</sup>的<sup>の</sup>每<sup>は</sup>，六<sup>十</sup>七<sup>を</sup>下<sup>し</sup>，家<sup>私</sup>の<sup>四</sup>分<sup>の</sup>中<sup>よ</sup>り<sup>一</sup>分<sup>を</sup>斷<sup>沒</sup>し<sup>，</sup>首<sup>告</sup>する<sup>的</sup>人<sup>に</sup>  
 と<sup>與</sup>え<sup>賞</sup>に<sup>充</sup>つ<sup>。城</sup>子<sup>の</sup>裏<sup>の</sup>官<sup>人</sup>が<sup>告</sup>發<sup>の</sup>官<sup>に</sup>到<sup>る</sup>も<sup>面</sup>皮<sup>を</sup>覷<sup>て</sup>(= 目<sup>こ</sup>ぼ<sup>し</sup>を<sup>して</sup>)  
 聖<sup>旨</sup>に<sup>依</sup>つ<sup>て</sup>行<sup>わ</sup>な<sup>か</sup>つ<sup>た</sup>呵<sup>ら</sup>，斷<sup>ず</sup>ること<sup>三十</sup>七<sup>を</sup>下<sup>し</sup>，他<sup>の</sup>每<sup>の</sup>的<sup>の</sup>勾<sup>當</sup>を<sup>罷</sup>め<sup>さ</sup>せ<sup>者</sup>よ。

と命じた。

- 79) *Il Milione* やイブン・バトゥータは，庶民でも誰でも自らが所有する家畜に獨自の<sup>タムガ</sup>印<sup>を</sup>を<sup>焼</sup>き<sup>付</sup>

- けてであると伝える。つとに、臺灣故宮博物院が藏する後唐の胡瓌「回獵圖」や北宋の李唐「文姬歸漢圖」、陳居中的「文姬歸漢圖」「出獵圖」「觀獵圖」「蘇李別意圖」等が描く遊牧民の馬にはタムガが意識して記されている。モンゴルに接收されてもまだ徹底していなかった、ということか。Benedetto (ed), *Il Milione*, p. 57, Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo*, p. 15a, *The Travels of Ibn Battūta*, vol. 3, p. 586, 『畫馬名品特展圖錄』 pp. 10-13, pp. 18-21, 『故宮書畫圖錄 十六』(臺灣故宮博物院 1997年 pp. 307-330)
- 80) 『黒城出土文書 漢文文書卷』 p. 145, 圖版貳陸 (2), 『中國藏黒水城漢文文獻④律令與詞訟文書卷』 p. 676
- 81) 『吏學指南』卷一「戸計」“怯憐戸：謂自家人也”。
- 82) 『通制條格』卷二八「雜令」《闡遺》, 『至正條格』「條格」卷二四《厩牧》《闡遺》, 『元典章』卷五六「刑部十八・闡遺」《李蘭奚》【移易隱占李蘭奚人口等事】
- 83) 『吏學指南』卷七「錢糧造作」“移易：遷動官物曰移。更改元物曰易”。『居家必用事類』(中國國家圖書館藏朝鮮刊本) 辛集は“元物”を“原數”に作る。
- 84) 『吏學指南』卷一「統屬」“有司：謂守土親民之司也。語云，出納之吝謂之有司”。
- 85) 『通制條格』卷二八「雜令」《闡遺》は  
 大徳四年(1300)四月に中書省(が准けた)宣徽院の備したる闡遺監の呈に「今後、各處が拘收した不闡奚の頭正は、そのうち供應に堪えるものを選択して、齒歳・毛色・臙分を箇條書きにし、水が豊かで草が繁茂する時期をまって、役職・俸給を得ている人員を遣わして納入するようにし、もし、眞實やせ細り供應に堪えない場合には、月ごとの報告書に明白に記載して申し立て、責任をもって放牧、飼育して肥え太らせましょう」とあり、刑部が討議した結果は「各路・府・州・縣が拘收してきた不闡奚の頭正は宣徽院の提案どおりに准け、人を遣って放牧・飼育して、肥え元氣になるよう管理し、もし眞實やせ細り衰弱して供應に堪えない場合は、月ごとの報告書のうちに明白に記載して申し立てる。まずは、そのうち供應に堪える數の目録を期限ごとに解文もて詳細に送り届けさせ、毛・齒・臙分を箇條書きにして、役職についていて前科のない人を派遣して、期日どおりに護送し、首都へ納入に赴かせる。もし實地點檢してやせ細り衰弱しているものがあれば、ただちに人員を遣わして、いったいどういうことか厳しく追及する」とのことであった。都省は、刑部の提案をそのまま准けた。  
 という。中統二年に定められ、以後何度も確認されてきた和買の馬正の方式に准ずるこの取り決めが、皇慶年間には、もはや守られていなかったことになる。
- 86) 『元朝秘史』卷五 25 葉は ayimaq に“部落”の傍譯を附す。また、陝西の重陽萬壽宮の蒙漢合璧クビライ聖旨碑にパクバ字モンゴル語で“ayimaqud”とあり、それに対応する漢語の直譯は“諸投下”となっている(照那斯圖『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ文獻匯集』東京外國語大學アジア・アフリカ研究所 1991年 pp. 21-27)。『龍虎山志』(臺灣故宮博物院藏元刊明修補續増本)に收録される各聖旨は、“諸色投下”，“各投下”，“各枝兒”と譯されている。『華夷譯語』乙種本「地理門」では“郡”，『高昌館譯語』では“郡縣”と漢譯する。カラ・キタイ、金朝におけるいわゆる“郡王”も“ayimaqの王”の意であった可能性もある。
- 87) 『元史』卷七「世祖本紀」[至元八年十二月辛卯朔]に“宣徽院請以闡遺・漏籍等戸淘金。帝曰「姑止。毋重勞吾民也」”とあり、遅くとも 1271 年の段階で buralq の人口を使用する権限を有していたことが確認される。
- 88) 宮紀子「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策(上)(中)(下)」『人文學報』93・95・96 2006年3月 2007年3月 2008年4月 pp. 57-84, pp. 41-75, pp. 101-125.

- 89) 『元史』卷二〇五「姦臣傳・鐵木迭兒」
- 90) 『至正條格』「斷例」卷九《厩庫》【闕遺不行起解】
- 91) 『通制條格』卷二八「雜令」《闕遺》, 『至正條格』「條格」卷二四《厩牧》【闕遺】、 『元典章』卷五六「刑部十八・闕遺」《李蘭奚》【李蘭奚正官拘解】
- 92) 『通制條格』卷二八「雜令」《闕遺》, 『至正條格』「條格」卷二四《厩牧》【闕遺】
- 93) 『元史』卷十一「世祖本紀」[至元十七年六月辛未朔], [至元十八年閏八月壬戌]
- 94) 『通制條格』卷二八「雜令」《闕遺》
- 95) 小林高四郎・岡本敬二編著『通制條格の研究譯注 第三冊』(國書刊行會 1976年 p.163), 方齡貴『通制條格校注』(中華書局 2001年 p.682)
- 96) 『元史』卷一三一「伯帖木兒傳」
- 97) 『大元馬政記』「刷馬」, 『元史』卷一三七「曲樞傳・伯帖木兒」, 『金華黃先生文集』卷四二「太傅文安忠憲王家傳」
- 98) 『元典章』卷五六「刑部十八・闕遺」《李蘭奚》【李蘭奚正官拘解】
- 99) 『通制條格』卷十五「厩牧」《大印子馬疋》, 『至正條格』「條格」卷二四《厩牧》【大印子馬疋】
- 100) 『通制條格』卷二八「雜令」《闕遺》, 『至正條格』「斷例」卷九《厩庫》【闕遺頭疋】
- 101) 『元史』卷一二四「忙哥撒兒傳・伯答沙」
- 102) 『大元聖政典章新集至治條例』「刑部・詐僞」《偽造》【偽造省印劄付許關官錢】
- 103) 『至正條格』「條格」卷三十《賞令》【闕遺頭疋】
- 104) 『永樂大典』卷一九四二一「站赤六」にいう木隣道の寬迭連不刺 Kōndelen bulaq に同じ。
- 105) 重箱の隅をつつくほど周知徹底させることか。あるいは、『書記規範』, *Il Milione* のいうところの buralq̄i の居場所の目印となる旗幟周邊を指したものか。
- 106) *Jāmi' al-Tavārikh*, f. 321b-322a, 大英圖書館本, f. 253a-254a. 引用箇所にいる前半部は、以下のとおり。

陰陽二界において、これより以前、かくも極限にいたるまで追剝<sup>ども</sup>と盜賊<sup>たち</sup>毎の攫取と侵占到に覆われたことはなかった。蒙古<sup>モンゴル</sup>, Tājik<sup>タジク</sup> 回回<sup>ムスリム</sup>, Murtadd 背教者, Kurd クルド, Lūr ロル, Shūl ショル, Shāmi シリア, ありうる限りの諸色人等とともに、逃亡した奴僕どもも彼奴等と合流し、さらに各城子の放蕩者や狼藉者が彼奴等の根前に参じていた。村子および郊外の住民の一部は、ぐるになって手引きをしていた。諸の城子に間諜をもって、各階層のひとつの出入について彼奴等に知らせてくる。長期間、追いはぎをしていてその仕事で名聲を得ていた盜賊<sup>たち</sup>毎の一部がもし交戦するような時には、彼奴等の仲間が援護した。「かくなる勇者をいかで殺しえむ。かれに禮をつくさねばならぬ」というわけである。そうした理由で、ほかの盜賊<sup>たち</sup>毎が厚かましく\*大膽になっていった。在前の yāsāq<sup>ジャサ</sup> 扎撒が「盜賊が現れるごとに、隊商、使臣、通行人はすべて一致同盟し、彼奴等を撃退すること」とあったにもかかわらず、この頃は盜賊<sup>たち</sup>毎が路上に出來すると、かの集團は互いに援助することをしなかった。おおかたの場合、盜賊<sup>たち</sup>毎はそのお仲間たちの状況を詳細に知り、識別しているのであった。かくて「俺<sup>われら</sup>毎は、財を持たぬ、あるいはほとんど持たぬ者たちに用はない」と叫び、當該の一團が離れると、盜賊<sup>たち</sup>毎は別の一團を打ち、殺したものだった。もし khail 宿營, dih 村子, shahr 城子の附近において追剝した場合、いかに近くでありその撃退が可能だったとしても、かの地の住民は渦中に立ち入るのではなく、ぎゃくに盜賊<sup>たち</sup>毎を遊牧民や村民の各部族の中で友人・仲間だとする始末であった。また、多くの人々はそれについて知りながら申告しなかった。もし、時に露見につながったとしても、御前に意圖もて上奏が達しなかった。彼奴等の知己および友人であるところの ra'is 首領官たちと

諸村のいちぶの kad-khudā 長老たちは、一年の季節の折々に、資金にくわえて彼奴等の必需品を用意していた。多くの人々は宴会という方便もてかの一味の家々に行き、恐怖のときには、その一味のもとへと逃げた。諸の城子まちにおいても、彼奴等の服地を賣る複数の知己を有し、一、二ヶ月の期間、かれらと交際し、盗んだ金銭を互いに飲み食いした。盜賊たち毎の侵占は、突如、夜にアミールの家を壓搾して略奪するほど極限に達していた。

※大英図書館本は chirah (優勢な、支配的な) に作るが、その直後の dalir (大膽な) と意味の近い khirah (厚かましい、圖々しい) と解した。

- 107) *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, vol. 1, pp. 251-253, A. Temir, *Caca Oğlu Nur El-Din'in Arapça Moğolca Vakfiyesi*, Ankara, 1989, pp. 168-169. フレグ・ウルスのアバカのウイグル文字モンゴル語令旨に “**todqa'ul-a** qara'ul-a jamučin-a ong'ačačın-a と見えるほか (A. Mostaert & F. W. Cleaves, *Trois documents Mongols des archives secrètes vaticanes, HJAS*, 15-3/4, 1952, pp. 430-445, pl. I), 1368 年, ティベットのシャルウ寺にトゴン・テムルが発令したバクバ字モンゴル語聖旨に “**t'doqa'ul-da** jamučin-da” (照那斯圖『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ文獻匯集』東京外國語大學アジア・アフリカ研究所 1991 年 pp.106-112) とある。また、山西に所領を有したオゴデイ家のソセ大王の命令文には、重要な語彙が頻出し、内容自體も歴史背景を含めて譯注を作成しなおすに値するが、1303 年のバクバ字モンゴル語令旨に “**t'doqa'ul-a** amasar saqiqun haran-a” とあり (蔡美彪「河東延祚寺碑譯釋」『蒙古史研究』2 內蒙古人民出版社 1986 年 pp. 45-56), モンゴル語をとうじの口語漢語で直譯した別の令旨には、“沿路上に有的民戸每根底, 城子裏達魯花赤官人每根底, 脫脫和孫每根底, 站ウヰを管するもの的每根底, 船戸每根底, 和尚を管する頭目每根底, 來往的使臣每根底, 把城門每根底” (蔡美彪『元代白話碑集錄』科學出版社 1955 年 p. 74, 『金石萃編補正』卷四「鄭州滎陽縣洞林大覺禪寺藏經記・碑陰第五截」) とある。河川の渡し場で、脫脫禾孫が客旅から強盜まがいに錢物を要求していたことについては、『元典章』卷五九「工部二」《船隻》【黃河渡錢例】參照。なお、qara'ul は哨望/瞭高, amasar saqiqun haran は“口子くちを守る人”の意。チンギス・カンが、キタイ、テュルクスターン地區の街道沿いに qara'ul を配備して商賈たちの安全を確保せしめたことは、平時に期待される todqa'ul の職務とも通底する。Jāmi' al-Tavārikh, f. 101a.
- 108) rāh-dārān は, todqa'ul をペルシア語で言い換えたもので、通行稅徵收官——モンゴル語、ティベット語の直譯命令文における“來往科差的每”, “收斂過往衆百姓”, “來往收檢和尚俗人百姓每”であると同時に街道警備官でもある。todqa'ul が通行稅を取ったことは、ほかならぬ『集史』「ガザン・カン紀」引用箇所直後にはっきり記されている。ちなみに、『集史』「テムル・カアン紀」は, todoqa'ul を“漢語では LNKQYŠ (LNKQYS) と呼ぶ”という。通政院の下で“諸王, 諸蕃, 各省, 四方邊遠の使客の飲食・供張等の事を掌る”稟給司も todoqa'ul が擔當したことを示すものか。稟給司がモンゴル帝國の東西の重要情報・物品にいちやく觸れえたことは『永樂大典』卷一九四一八「站赤三」《經世大典》の——*Il Milione* に見えるクビライからフレグ・ウルスのアルグン大王のもとへ派遣された大使節團とも連動する——有名な記事
- [至元二十四年 (1287) 四月]二十五日, 尙書省定擬稟給司久館使臣分例, 令通政院、兵部一同分揀起數, 行移合屬, 移例支給。
- 【稟給司支八起】
- 一. 拜バイ八千戶子母二人。
  - 一. 阿魯渾アルグン大王下使臣寄住馬チズマ、奉聖旨賜亡宋宮女朱氈氈等三人、及從者一名。
  - 一. 回回ムスリム太醫也薛哈欽四人。
  - 一. 熬沙糖ダウラト倒兀等二十七名。

- 一. <sup>カイドウ</sup>海都大王位下小云赤二人。
- 一. <sup>モンゴル</sup>蒙古生員三十名。
- 一. 高麗公主下王倭等四十人、内親屬三十四口、驅六口。
- 一. <sup>サインフカ</sup>賽因不花大王遺下<sup>ソランガチン</sup>唆郎哈真等四人。

からもうかがえる。蔡美彪『元代白話碑集録』p. 48, p. 49, p. 52. 『金石萃編補正』卷四「鄭州滎陽縣洞林大覺禪寺藏經記・碑陰第三截」, 『常山貞石志』卷十七「祁林院聖旨碑」, 「靈巖寺大元國師法旨碑」(『中國石刻拓本展』京都大學文學部博物館 1990年 p. 25), *Jāmi' al-Tavārikh*, f. 218a, l. 5, タシュケント本 f. 187b, l. 5. なお、『書記規範』第二部第一卷第二拍第二二章「tutghāuli < todqa'ul あるいは rah-dāri 通行税徴収官について」は、商人たち、隊商が所有する駱駝・騾・荷車用馬・驢・牛より各一匹、羊・子羊・山羊より四匹の抽引を行ったという。*Dastūr al-Kātib fī Ta'yin al-Marātib*, P463, f. 188b-189a, *Дастур ал-Кاتب фй Та'йин ал-Маратиб*, vol. 2, pp. 165-169.

- 109) イスタンブル本、大英圖書館本ともに ŠNAQŠ と綴るが、適当な譯語が見つからず、とりあえず shanā'i' の誤記と解した。
- 110) *Jāmi' al-Tavārikh*, f. 322b, l. 9, l. 24. 大英圖書館本 f. 254b, l. 8, f. 255a, l. 5.
- 111) *Jāmi' al-Tavārikh*, イスタンブル本 f. 207a, タシュケント本 f. 176b, 大英圖書館本 f. 64b.
- 112) 『大元官制雜記』(『永樂大典』卷一一一八)にも“修内司屬大都留守司。初隸宮殿府。置大使一員・副使一員・知事一人。[中統]四年以石局、瑠璃局并<sup>テ</sup>亭蘭奚官隸少府外、實領八局。至元中、營造内府宮室御用・諸王位下異様、精製造作、折疊帳房・大小車輛・寺院・係官廡舍、應辦齋事、工役浩繁”とある。なお、『集史』「チンギス・カン紀」では

さて、Altān khān (= 大金皇帝) は、かの城市 (= 中都) から出立する時、二人の <sup>ノヤン</sup>amir 官人 —— かれらの名は Qāiliū と Qū —— をば、信任かつ qā'im maqām 代理の名目もて、māl 錢糧、khazānah 内帑、milk 采邑の頭かしらに置いたのであった。この官職を漢語で **liūsū (liūsau)** 留守と呼んでいる (*Jāmi' al-Tavārikh*, f. 97a, タシュケント本 f. 176b)。

阿勒壇<sub>中罕</sub> 中都答察<sub>中合舌魯舌命</sub> 中都朶脫<sub>舌刺</sub> 中合答宜 留守<sub>亭勒中罕</sub> 土失周  
 Altan-qan jungdu-dača qar=u=run jungdu dotora Qada-yi liušiu bolqa=n tūši=jū  
 金 皇帝 北平 行 出時 北平 裏 人名 行 教做 委付着  
 幹都<sub>黒三</sub> 阿主兀 (『元朝秘史續集』卷一 14b)  
 od=u=qsan a=jū'u.  
 去 了 有 來

といい、正確に liūsū と綴る。「クビライ・カン紀」の当該箇所は、あるいはボロト丞相の口頭での情報か。

- 113) 『丹墀獨對策科大成』(國立公文書館藏抄本) 卷三「留守」“今天子每歲上都巡守、則留守掌都京之事。自世祖來、有留守司、皆選清望・威重・廉幹官爲之、多任親王・勳臣。『元史』卷九十「百官志」にも“大都留守司、秩正二品、掌守衛宮闕都城、調度本路供億諸務、兼理營繕内府諸邸・都宮原廟・尙方車服・殿廡供帳・内苑花木、及行幸湯沐宴游之所、門禁關鑰皆閉之事”とある。そのあとにつづく官職が留守司の統括する部署と見られるが、さまざまな年次のもを含む。至元十八年の時點で、チンキムがアフマドから奪還・掌握しようとしていた留守司の職掌は、『國朝名臣事略』卷十四「樞密董正獻公」, 『國朝文類』卷六一姚燧「僉書樞密院事董公神道碑」に“始不從蹕、留居大都。凡宮禁・城門・直舍・微道・環衛・營屯・禁兵・太府・少府・軍器・尙乘等監、皆領焉。兵馬司舊隸中書、并付公。將權臣彙請奪還中書、不報”とあることから類推できる。『秋澗先生大全文集』卷八「義士姜侯歌併序」に“歲辛亥 (1251)

- 秋、燕留守府參謀劉（字文正）坐事就死”とあるので、燕京（＝大都）の留守司はモンゴル初期から置かれていたと見られるが、大元ウルス成立以後、とくに江南接收後と比べると重要度も機能もまったく異なる。
- 114) 仁宗アユルバルワダの即位にともない設置された經正監の長官は、*nutuqči/nuntuqči* が務めたが、その官位は正三品で留守司より低い。なお、留守司は八剌合赤たちも手駒としてもった。『元朝秘史續集』卷二 48a4, 53b1 は、*balaqačın* に“管城的”の傍譯をあてる。『通制條格』卷十三「祿令」《工糧則例》“皇慶元年九月，中書省奏「留守司管的八剌合赤每，在前四口爲則與糧來。今春宜徽院官，憑着留守司官奏來的……」，『至正條格』「斷例」卷一「衛禁」【肅嚴宮禁】“御史臺官奏奉聖旨「俺内苑裏勾當，入怯薛的怯薛官并怯薛丹，扎撒孫，各愛馬的頭目每，留守司官人每，八剌合赤每等，是他每合管的勾當有”，『元史』卷九九「兵志二」《宿衛》“司關者曰八剌合赤”，卷九「厩庫」【漕運罪賞】“一，守把倉庫軍官・軍人・八剌合赤，從樞密院・留守司”，『道園學古錄』卷十「題朶來學士所藏御書後・抄錄御書」“皇帝聖旨：大都・上都守把城門圍宿軍官・軍人每・八剌合赤每根底，自今已始，夜遇緊急事情，開門出入，差官將帶夜行象牙圓牌，織字聖旨。門圍官員，詳驗端實，方許開門出。雖有夜行象牙圓牌，如無織字聖旨，不是何官員人等，並不許輒開城門，縱令出入違之處死”。
- 115) 『事林廣記』（臺灣國家圖書館藏椿莊書院刊）別集卷一「官制類」《隨朝職品》，『國朝文類』卷四一「經世大典序錄・兵雜錄」【驛傳】“國家驛傳之制有府寺通政院・兵部・脫脫禾孫・站官，有符節圓牌・聖旨・札子，有次舍，有供頓馬車・牛・驢・狗驢，驛傳之在漢地者，兵部領之。在北地者蒞以通政院。郡邑之都會，道路之衝要，則設脫脫禾孫之官以檢，使客防姦非”，『丹墀獨對策科大成』卷十「站赤」【佛家奴策】“每十五里爲一郵亭，每六十里爲一候館。上有通政，以挈其綱，下有郡縣，以贊其力。而又有脫脫禾孫，以驗使命之眞僞”。
- 116) 『永樂大典』卷一九四二一「『經世大典』站赤六」“〔泰定〕四年（1327）五月十五日，通政院使の脱亦納，失龍灰等が奏するには「上都の周邊の草地及び各站の牧馬の地の内，舊例は『（一）馬牛の外より來る者は之を執り以て驛傳に供す。（一）三日の後，畜主に回付す。（一）羊口の禁に入るは，没して館の食と爲す』。今，議するに，若し畜主の識認に出でざる者は，合に不蘭奚の數と作し，之を收係すべきや無や」と。旨を奉じたるに「准す」と”。
- 117) たとえば，尙牧監はわずか數年の間に太僕院，衛尉院へと改められる。また，大司農司は，クビライとチンキムの確執のなかで，いったん農政院なるものに改組されたが，アフマド暗殺の直後，ボロトのフレグ・ウルス出立直前の至元二十年（1283）正月に廢止，務農司に，同年の十一月には，司農寺に改められた。宮紀子「『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策（上）」
- 118) *Jāmi'al-Tavārikh*, f. 209b は HYTWN に誤る。タシユケント本, f. 179a は *Shu'ab-i Panjgānah*, f. 132b と同様，HNTWN と正しく綴る。
- 119) 『集史』「クビライ・カアン紀」に  
カアンは，まだ *Nūmūghān* ノムガンを *Qāidū* カイドウの軍が連行していなかった前の數年間は，かれの *vali al-'ahdi* 後繼者に關して，おことばを述べていたし，かれはその願望を腦裏に置きつづけていた。そのご，*Chimkim* チンキムをきわめて賢明かつ有能と知ったので，ひじょうに愛情を抱いていた。かくて，*Tūdā Munkkū* トダ・モンケがノムガンを送還してきたとき，チンキムが *qāni* カアン位に座るよう，命じられた。ノムガンは硬化して言った。「かれがカアンとなったとき，御前様は何と呼ばれるのでしょうか？」カアンは立腹し彼を *qāqimisi kardah* 叱責して，自身の根前から斷ち切り「こんごは俺の根前に留まるな」と命じられた。そして，かれはかの何日かの間にいなくなつた。チンキムは *pād-*

shāhī パードシャー位に座り、3年間、パードシャーであった。そして、かれもまた逝去し、かれの王座は封印された (*Jāmi' al-Tavārikh*, f. 211a)。

という。末子相続とならず四人兄弟の次男のチンキムが選ばれたのは、クビライ自身がやはり四人兄弟の次男で、トルイの正統な後継者でなかったことと關わるだろう (モンケは長男、アリク・ブケはノムガンと同じく四男で末子)。長男のドルジは早世しており、まさにモンケの急死後の跡目争いの再現であった。アリク・ブケの殘黨がまだクビライ政権の火種と成りえる状況下にあつて、ノムガンを選ぶことは、全ウルスに對して自らを否定するに等しかつた。クビライの即位時の詔に“太祖の嫡孫<sup>うち</sup>の中に、先皇の母弟の列に、賢を以て長を以てすれば、<sup>た</sup>止<sup>よ</sup>だ<sup>よ</sup>予一人”とあるが、チンキムを選んだ理由づけとまったく同じである。

『集史』における pādshāh は、khān カンにほぼ等しく、フレグ・ウルスのガザンのほか、ふるくはナイマン、ケレイト等の長にも冠される。ジャジーラト族とバアリン族のジャムカ、ヌクタ・ボゴルの一族のスルガイとトグリル、マンガト族のタガイ・クラガイ、タタル族のクトゥ・テムルが同盟・商量して「オン・カンへの意圖もて夜襲をかけ、而して自身を以て pādshāh とならん、俺<sup>われら</sup>毎」といつている (*Jāmi' al-Tavārikh*, f. 84b, タシケント本, f. 56a) ことからすると、この時點で pādshāh を帝王と譯すのは適切ではない (同時期のヴェネツィア商人が使用したラテン語・ベルシア語・キプチャク語辭典 *Codex Cumanicus*, Bibliotheca Marciana, f. 45b は、imperator を =padisa=can とし、黒海・地中海沿岸に知れ渡っていた大カアンの稱號には比さない)。『回館譯語』乙種本「人物門」は“君”と譯し、『高昌譯語』では、君は qan, 皇帝は qa'an と明確に分ける。ガザンが名乗つた pādshāh-i Islām は、ラシードがのちに傳えるところのチンギス・カンの呼稱 pādshāh-i 'alām, pādshāh-i jahāngīr (f. 89b, l. 4, f. 91b, l. 12), モンケ・カアンのかつての稱號 pādshāh-i jahān に比すれば、分を辨え現實に即したものであつたことがよくわかる。ようするに、クビライとチンキムの關係は、平安時代の院政 (上皇と天皇) のような情況となつたのである。1342年にテュグルク朝下で編まれたベルシア語辭書 *Dastūr al-Afāzīl* もカイドウを pādshāh-i mughul と解説する。それが、ポスト・モンゴル期以降、pādshāh=Qa'an となりゆく。Ḥājib Khayrāt Dihlavi, Naẓīr Aḥmad (ed), *Dastūr al-Afāzīl*, Tehrān, 1352, p. 195, *The Manuscript of al-Malik al-Afḍal*, f. 198, l. 26-27, *The Rasūlid Hexaglot*, p. 203.

なお、漢文資料では、ノムガンの歸還は1284年のこととされるが、ジョチ・ウルスのトグ・モンケの即位は1280年。『元史』卷十一「世祖本紀」でも至元十七年に皇子ノムガンに對する賜與の記事が見える。「クビライ・カアン紀」の別の箇所では成宗テムルの即位前、ココジン・カトン (チンキムの正后、テムルの母) が發したことばとして、「チンキムの王座が封印されて以來9年」(f. 211b) という。『元史』卷十「世祖本紀」[至元十六年冬十月]に“下詔皇太子燕王參決朝政、凡中書省、樞密院、御史臺及百司之事、皆先啓後聞”とあるが、チャガン・ノールの行宮の造營開始が至元十七年五月で、高麗の忠烈王が當地でクビライに面會していることなども考え合わせるに、じっさいのチンキムの天下は、『授時曆』の使用が開始された1281年/至元十八年から1283年/至元二十年の3年間とみてよい。

- 120) Benedetto (ed) *Il Milione*, pp. 78-82, Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo*, pp. 25 a-26a. 『元史』卷十「世祖本紀」[至元十五年春正月]に“己亥、收括闡遺官也先・闊闊帶等坐易官馬・闡遺人畜、免其罪、以諸路州縣管民官兼領其事”とみえるココダイは、アフマド側の人物と見られるが、一萬二千人の部隊を率いていたかどうかははなはだ疑問である。あるいは、『龍虎山志』卷下「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」によって、のち延祐元年 (1314) に大都留守だったことが確認されるココダイか。

- 121) *Shu'ab-i Panjānah*, f. 133a にも Kāū Finjān の名が見え、アフマド暗殺について述べる。Khitāi 出身とされ、同時期の翰林に籍を置いた高鳴と同様、女眞——紇石烈、女希烈、李述魯、渤海——と推測されるが、河西の可能性も捨て去るべきではない。苗字を“高”ととらなければ、この時期、平章政事をつとめたにもかかわらず詳細がまったく不明で、*Shu'ab-i Panjānah* にも名が見えず、『元史』、『經世大典』「站赤」（『永樂大典』収録）、『高麗史』、『高麗史節要』などに散見されるわずかな記事からボロト、ハルガスン、姚樞等と親しかったことが推測される合伯（哈伯）、至元五年より史天澤とともに對襄陽戦に派遣された故平章合丹（『國朝文類』卷五九姚燧「湖廣行省左丞相神道碑」）が Kāū Finjān の候補となる。
- 122) *Shu'ab-i Panjānah*, f. 133a
- 123) 『元史』卷十二「世祖本紀」[至元十九年夏四月]“敕和禮霍孫集中書省部・御史臺・樞密院・翰林院等官，議阿合馬所管財賦，先行封籍府庫。丁酉，以和禮霍孫爲中書右丞相，降右丞相僉吉剌帶爲留守，仍同僉樞密院事。戊戌…敕以大都巡軍隸留守司。壬寅…以留守司兼行工部…乙巳，以阿合馬家奴忽都答兒等久總兵權，令博敦代之，仍隸大都留守司”，『道園學古錄』卷十七「高魯公神道碑」「徽政院使張忠獻公神道碑」，『道園遺稿』卷四〇「張忠獻公神道碑應制」「高莊僖公神道碑應制」，『元史』卷一六九「高麗傳」「張九思傳」，『元史』卷一七三「崔暉傳」“二十年，復以刑部尙書上疏，言時政十八事…十四曰：大都非如上都，止備巡幸，不應立留守司，此皆阿合馬以此位置私黨。今宜置總管府”。なお、大都の警備に関しては、留守司のほかに、『元史』卷九〇「百官志」に“大都路兵馬都指揮使司，凡二，秩正四品，掌京城盜賊姦偽鞠捕之事…至元九年，改千戶所爲兵馬司。隸大都路，而刑部尙書一員，提調司事”と記される。『國朝文類』卷四〇「經世大典序錄・兵雜錄」【弓手】によれば、大都の南城・北城それぞれに千人隊を擁した。刑部尙書が長官を兼ねるということは、既述の『通典』等の傳統からすれば、この集團も buralqči と伴當たちだろう。
- 124) 『元典章』卷三六「兵部三・驛站」《脫脫禾孫》【脫脫禾孫休搜行李】，『永樂大典』卷一九四一七「站赤二」[至元十六年七月五日]
- 125) 『秋澗先生大全文集』卷八一「中堂事記中」“十日辛未…遣上都同知阿合馬，計燕京萬億庫諸色物貨…十二日癸酉…上都留守同知阿合馬兼太倉使”，『元史』卷六「世祖本紀」[至元三年秋七月]“壬寅，詔上都路總管府，遇巡幸，行留守司事。車駕還，即復舊”，卷一〇「世祖本紀」[至元十六年二月]“甲辰，陞大都兵馬都指揮使司，秩四品”，卷十一「世祖本紀」[至元十七年六月丁丑]“阿答海等請罷江南稅課提舉司，阿合馬力爭。詔御史臺，選官檢覈其實以聞。阿合馬請立大宗正府。罷上都輿魯官，以留守司兼管輿魯事”。なお、至元十七年より、上都留守はクビライの指名により、賀仁傑が務め、その死後は、息子の賀バヤン（賀勝）が襲いだ。賀仁傑は、かつてモンケの聖旨を受け大理遠征に向かう六盤山のクビライに、軍資金として銀 2500 兩を献上したことから、親しくケシクにとりたてられた。呂域撰「賀公墓誌銘」（余華・張廷皓『陝西碑石精華』三秦出版社 2006 年 p. 251）
- 126) 『國朝文類』卷二四元明善「丞相東平忠憲王碑」“十一年，劾奏阿合馬欺國害民數事。又奏「各部及大都路官，阿合馬奏擬非人，乞加黜汰」。ここの箇所、『國朝名臣事略』卷一「丞相東平忠獻王」は『東平王世家』を引いて“十一年，公奏阿合馬蠹國害民數事。又以四部及大都路總管府官皆非材，乞選汰。從之”とする。『元史』卷二〇五「姦臣傳・阿合馬」により、大都路總管府の長官がアフマドの愛息フサインだったことがわかる。フサインは、南宋接收後は、とうじ世界最大の都市だった杭州に配備される。
- 127) 『元史』卷二〇五「姦臣傳・鐵木迭兒」“踰月，仁宗即位，因遂相之。及幸上都，命鐵木迭兒留守大都，平章完澤等奏「故事，丞相留治京師者，出入得張蓋。今右丞相鐵木迭兒大都居守，

時方盛暑，請得張蓋如故事”許之”，『元史』卷一三七「曲樞傳・伯帖木兒」，『金華黃先生文集』卷四二「太傅文安忠憲王家傳」“王諱柏鐵木爾，其先出於西域哈兒魯氏，世居海牙里。高祖諱塔不臺，當太祖皇帝龍興之初，首率其族屬，從本部主阿爾思蘭可汗來覲于幹艱怯魯憐之地……祖諱質理華臺，備宿衛於太祖第二斡耳朵忽蘭皇后位下。世祖皇帝，建都城，立宮闕，以勳臣子孫，俾掌門衛，克稱其職。有子二人，長曰秃忽赤，次即王之考諱曲樞，幼失怙恃，既長，性沈靜惛悞而無華。事裕宗未及用，遂爲徽仁裕聖皇后宮臣，以謹厚稱。仁宗生七日，選入侍于宮中，而左右擁翼之……至元二十二年王甫四歲，從太保（＝曲樞）事仁宗……至大四年二月，仁宗即皇帝位，拜王資德大夫大都留守兼少府監”。

- 128) *Jāmi' al-Tavārikh*, f. 208b, タシュケント本, f. 178a.
- 129) ビザンツ，オスマン朝下のトレビゾンド，コンスタンティノープルに駐在し，通商や治安維持等の責務を擔ったヴェネツィアの外交官，總督たちも *baiulo*, *bailo* とよばれていた。“留守”を翻譯・表現するにふさわしい語といていい。ちなみに，かのジャライル朝のシャイフ・ウヴァイスも，タブリーズからトレビゾンド駐在の *bailo* およびヴェネツィア商人に向け，數回にわたって書簡を發している。G. M. Thomas, *Diplomatarium Veneto-Levantinum sive acta et diplomata res Venetas Graecas atque Levantis illustrantia*, II, a. 1351-1454, Venezia, 1899, pp. 158-159, p. 163, Charles Diehl, *La colonie vénitienne à Constantinople à la fin du XIV e siècle*, *Mélanges d'archéologie et d'histoire* T. 3, 1883, pp. 90-131, François Dupuigrenet Desroussilles, *Vénétiens et Génois à Constantinople et en mer Noire en 1431*, *Cahiers du monde russe et soviétique*, vol. 20 N° 1. 1979, pp. 21, E. Dursteler, *The bailo in Constantinople: Crisis and Career in Venice's Early Modern Diplomatic corps*, *Mediterranean Historical Review*, 16(2), 2001, pp. 1-30.
- 130) Benedetto (ed), *Il Milione*, p. 79, Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo*, p. 25b.
- 131) Benedetto (ed), *Il Milione*, pp. 78-82, Ramusio (ed), *I Viaggi di Messer Marco Polo*, pp. 25a-26a. アフマドを Achmac あるいは Achmach と記すことからすれば， $\text{ء}$ と $\text{و}$ の読み違いで Cogatai がクトウダルその人を指す可能性すらあろう。
- 132) 『南村輟耕録』卷一「萬歲山」，卷二一「宮闕制度」
- 133) 『元史』卷十三「世祖本紀」[至元二一年三月]“丁巳，皇子北平王南木合ナムガン至自北邊”，[夏四月乙酉]“立大都留守司兼少府監。立大都路總管府”，[十一月]“辛丑，和禮禿孫・麥朮丁・張雄飛・溫迪罕皆罷。前右丞相安童復爲右丞相，前江西樞茶運使盧世榮爲右丞，前御史中丞史樞爲左丞，不魯迷失海牙・撒的迷失竝參知政事，前戶部尚書拜降參議中書省事。敕中書省整治鈔法，定金銀價，禁私自回易，官吏奉行不虔者罪之。壬寅，安童・盧世榮言「阿合馬專政時所用大小官員，例皆奏罷，其間豈無通才？宜擇可用仍用之」。詔依所言汰選，毋徇私情”，[至元二二年十二月]“丁未，皇太子薨”，『聖元名賢播芳續集』（宮内廳書陵部藏 洪武六年/高麗恭愍王二二年 1373 刊）卷六「諭中書省以下大小官吏諸色人等詔敕 至元二十一年」
- 134) 『元史』卷十四「世祖本紀」[至元二三年冬十月己酉]
- 135) 『元史』卷十二「世祖本紀」[至元十九年五月己未朔]“籍阿合馬アフマド馬駝牛羊驢等三千七百五十八”，[己巳]“籍阿合馬妻子新屬所營資產，其奴婢縱之爲民”とある家畜・奴婢も *buralq* の頭正・人口かもしれない。なお，モンケ・カアンがカラコルムの留守を委ねた腹心のコンコル，そして當初ピチクチだったアラムダルもブラルグチとなった可能性がある。であれば 1257 年のアラムダルの陝西・河南での會計監査，クビライとの衝突も理解しやすい。ブラルグチがきわめて重要な職掌であるにもかかわらず，『書記規範』とことなり，『集史』，『五分枝』がその歴代の長についてまったく觸れないのには，相應の事由があったことになる。